

# 令和3年度 第2回山梨地方最低賃金審議会

とき：令和3年7月29日  
ところ：KKR甲府ニュー芙蓉

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

### 5 閉 会

## 第2回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時：令和3年7月29日(木)

午前10:00～

場所：ニュー芙蓉 アメジストの間

伊藤委員

鷹野委員

反田委員

岡松委員

石垣委員

### 公益委員

小林委員

櫻井委員

佐々木委員

白倉委員

田草川委員

労側委員

使側委員

一之瀬委員

莉木委員

川島委員

長谷川委員

前嶋委員

### 事務局

賃金室長

労働局長

基準部長

室長補佐

出入口

## 令和3年度 地域別最低賃金審議日程表

発効想定日：10／1

月	日	曜	審議会内容	対象	場所
7	1	木	第1回本審(地賃改正諮問) 午前10:00～	全員	ニュー芙蓉
	16	金	第1回専門部会 午後2:00～	部会委員	ニュー芙蓉
	29	木	第2回本審(特定最賃必要性諮問) 午前10:00～	全員	ニュー芙蓉
			第2回専門部会(基本的見解) 午前11:00(本審終了後)～	部会委員	ニュー芙蓉
8	2	月	第3回専門部会(金額審議) 午後2:00～	部会委員	山梨労働局
	4	水	第4回専門部会(金額審議、結審予定) 午後2:00～	部会委員	山梨労働局
	5	木	第5回専門部会(予備日) 午後1:30～	部会委員	ニュー芙蓉
			第3回本審(地賃改正答申) 午後3:30～	全員	ニュー芙蓉
	17	火	特定最賃検討委員会 午前10:00～	検討委員会 委員	山梨労働局
	23	月	第4回本審(異議審) 午前10:00～	全員	ニュー芙蓉

※1 目安答申の動向によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

※2 金額審議の状況によっては、再度、本審及び専門部会の日程調整を行い、日程を変更する可能性がある。

(写)

山梨労発基 0729 第1号  
令和3年7月29日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨労働局長  
生方 勝

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械  
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和3年7月26日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

2021年7月26日

山梨労働局  
局長 生方 勝 殿

電機連合

議

山梨県甲府市

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山梨県において、電気機械器具等製造業を営む使用者に使用される労働者。

【13,825名】

#### 2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

【山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、

情報通信機械器具製造業最低賃金】

#### 3. 申出内容

上記2最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申出理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 申出産業は、山梨県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

#### 5. 添付書類

① 労働協約の写、② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写、③ 協議組織における合意の内容を表す書面の写、④ 機関決定の写、⑤ 個々の労働者又は従業員組織における合意書、⑥ 申出代表者に対する委任状、⑦ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

#### 6. 疎明資料

① 2019年 工業統計調査結果報告 (山梨県)

② 令和2年 每月勤労統計調査結果報告 (山梨県)



(写)

山梨労発基 0729 第 2 号  
令和 3 年 7 月 29 日

山梨地方最低賃金審議会  
会長 反田 一富 殿

山梨労働局長  
生方 勝

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について（諮問）

令和 3 年 7 月 26 日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長宮澤久一、電機連合山梨地方協議会議長三輪茂樹及び JAM 甲信山梨県連絡会会长杉原孝一から最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

2021年7月26日

山梨労働局  
局長 生方 勝 様

山梨県韮崎市大草町下条西割 1200  
基幹労連山梨県センター  
委員長 [REDACTED]

山梨県甲府市上今井町 706  
自動車総連山梨地方協議会  
議 長 [REDACTED]

山梨県甲府市相生 2丁目 7-17  
電機連合山梨地方協議会  
議 長 [REDACTED]

山梨県南アルプス市宮沢 160  
J A M 甲信山梨県連絡会  
会 長 [REDACTED]

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により山梨県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行うことに合意し下記のとおり申出る。

### 記

#### 1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

山梨県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者 3,095 人

#### 2. 改正決定を申出る最低賃金の件名

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

#### 3. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。

なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(または使用者数)が、概ね3分の1以上に達していること。

$$\begin{array}{rcl} \text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数} & (1,297 \text{ 人}) & > \frac{1}{3} \\ \text{山梨県における自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者数} & (3,095 \text{ 人}) & \end{array}$$

労働協約による最低賃金額=971円／時間

現在適用されている法定最低賃金額=919円／時間

#### 5. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書および委任状
- ③山梨県における自動車・同附属品製造業の労働者数の概数および、このうち当該労働協約の適用を受ける労働者の概数。

以 上

山梨地方最低賃金審議会  
審 議 資 料

(第2回本審議会)

令和3年7月29日

## 令和3年度 第2回審議会（7/29）

### 配 布 資 料 目 次

1	令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申） (中央最低賃金審議会)	1
2	最低賃金を引き上げやすい環境整備について	7
3	賃金改定状況調査結果の訂正について（厚生労働省）	15
4	令和3年 賃金改定状況調査結果等（厚生労働省）	29
5	賃金分布に関する資料（令和2年賃金構造基本統計調査特別集計）（抄） (厚生労働省)	39
6	地域別最低賃金、未満率及び影響率（厚生労働省）	55
7	山梨県最低賃金推移一覧（山梨労働局）	59
8	山梨県最低賃金の未満率・影響率（山梨労働局）	61
9	令和3年度最低賃金実態調査結果（基礎調査）（山梨労働局）	63
10	未満率の算定及び影響率の試算について	71
11	最低賃金と生活保護との比較について（厚生労働省）	73
12	生活保護と最低賃金（厚生労働省）	75
13	最低賃金と生活保護との比較について（山梨労働局）	79
14	労使からの意見聴取結果について	85
15	特定最低賃金の改正の決定に係る申出書	101
16	地域別最低賃金と特定最低賃金の相違等	109
17	令和3年度最低賃金改正等の推進について	117
18	山梨県弁護士会 会長声明の送付について（2021年7月12日）	121
19	山梨県労働組合総連合要請書（写）（2021年7月14日）	123

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

### 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

## 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 G D P は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組」む方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超える、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参照することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和3年7月14日

## 1はじめに

令和3年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から1年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第1条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成するべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの50倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給1,000円」を実現するため、今年度は「800円未達の地域をなくすこと」「トップランナーであるAランクは1,000円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

### 3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人事費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇用を維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

#### 記

（以下、別紙 1 と同じ）

# 最低賃金を引き上げやすい環境整備について

# 最低賃金を引き上げやすい環境整備

## I 新型コロナ感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援 (雇用調整助成金等)

- 年末までは特に業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時（中小企業：最大9/10）以上の助成率を維持する
- 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、休業規模要件を問わずに支給する（※緊急雇用安定助成金（一般会計）で対応）
- コロナ下における特例として、企業グループ内での在籍型出向により雇用維持を図る企業についても、産業雇用安定助成金の助成対象とする

## II 中小企業・小規模事業者の生産性向上支援策

- 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金の取組を進める。
  - ✓ コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等30%減）等への特例
    - ・引上げ対象人数の拡大（最大「10人以上」のメニュー新設）
    - ・助成上限額の引上げ（450万円→600万円）
    - ・設備投資等の範囲の拡充（賃上げ30円以上とする場合、生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に）
  - ✓ 全事業主を対象とする特例
    - ・45円コースを新設
    - ・同一年度内の複数回申請・受給を認める
- 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善
  - ✓ 厳しい業況にある中小企業・小規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を集中的に支援するため、事業再構築補助金や中小企業生産性革命推進事業について、使い勝手の向上を図りつつ、特別枠の設定や、補助上限額の見直し、経営実態・企業規模を踏まえた運用見直しを行う。  
(例えば、事業再構築補助金においては、通常2／3の補助率を3／4に引き上げた最低賃金特別枠の創設や、通常枠の上限額を従業員規模に応じ、最大8,000万円に引き上げる等の見直しを実施。)

### III 下請取引の適正化

- サプライチェーン全体の共存共栄に向けて、価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進し、今年度中に2,000社となるよう、更なる利用拡大を図る。
- 最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議が促進されるよう、9月を「価格交渉促進月間」として設定し、下請Gメンが重点的に調査
- 最低賃金改定に際して、率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者からの申し出の有無に関わらず、契約金額の見直しの必要性を確認

### IV 既存施策の推進による収益力強化

- AI・ICT活用等を盛り込んだ生産性向上マニュアルの作成やセミナーの開催等による生活衛生関係営業収益力向上の推進
- 地域全体で魅力と収益力を高めるための既存観光拠点の再生や地域の観光資源の磨き上げを通じた、宿泊施設・観光地の収益力向上支援等を推進

### V 厳しい業況を乗り切るための更なる支援策の検討

- 新型コロナ感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増を十分に踏まえた激変緩和の観点から、事業存続・雇用維持に向けた支援策の強化について、与党における検討も踏まえながら、順次実行

# 参考

## 雇用調整助成金の対応

### ① 年末まで特に業況の厳しい企業への配慮を継続・リーマンショック時の助成率を確保

助成率	5~9月	10月	11月	12月
業況特例・地域特例	10/10			
原則的措置	9/10			

年末までは業況特例等及び原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:最大9/10)以上の助成率を維持

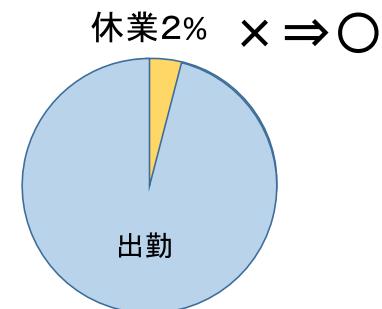
※中小企業・解雇なしの場合 (注)上限額については、骨太方針2021における「雇用調整助成金の特例措置等について、引き続き、感染が拡大している地域・特に業況が厳しい企業に配慮しつつ、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく」との方針に沿って対応。

### ② 休業規模要件の特例的な緩和

	通常制度	コロナ特例
休業規模要件(中小企業)	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/20(5%)以上	休業(短時間休業を含む)の延べ日数が所定労働日数の1/40(2.5%)以上

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる10月から年末までの3か月間、**休業規模要件を問わずに支給**

(※緊急雇用安定助成金(一般会計)で対応)



⇒ 事業計画の見通しや予見可能性に配慮しつつ、最低賃金引上げに伴うコスト増の影響を緩和し、雇用維持を支援。

# 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

## 1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

### ① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

### ② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中にあっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



## 2. 全事業主を対象とする特例

### ① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の中間に**45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

### ② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

# 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の運用改善

## 1. 事業再構築補助金について

- ・業況が厳しく、最低賃金の引上げの影響を受ける中小企業を対象にした特別枠を設定し、補助率をかさ上げ。
- ・また、多くの従業員を雇用しているため、賃金引上げの影響を大きく受ける中小企業の投資ニーズに対応するため、通常枠についても、従業員数に応じて補助上限額を見直し。
- ・併せて、運用の見直し(新規性要件の見直し等)も検討。

### 【参考:事業再構築補助金(令和2年度3次補正:1兆1,485億円)の概要】

- ・ ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために、新たな製品で新たな市場に進出する「新分野展開」などの事業再構築の取組に意欲を有する中小企業の設備投資等を支援。

主な申請類型 (中小企業の場合)		
類型	補助金額	補助率
緊急事態宣言 特別枠	100万円～1,500万円 (従業員数によって上限額は異なる)	3/4
通常枠	100万円～6,000万円	2/3
卒業枠	100万円～1億円	2/3

## 2. 中小企業生産性革命推進事業について

- ・加点見直し、特別枠の新設等により、より賃上効果の高い事業者の採択率の向上や、賃上げにコミットする事業者の優先採択を目指す。

### 【参考:中小企業生産性革命推進事業(令和元年度補正:3,600億円、令和2年度三次補正:2,300億円)の概要】

- ・ 人材不足等の構造変化や、働き方改革、インボイス導入など相次ぐ制度変更に対応するため、設備導入・販路開拓・ITツールの導入等、中小企業による生産性向上に係る取組を支援。
- ・ 通常枠(令和元年度補正)に加え、ポストコロナ等に対応したビジネスモデルへの転換に向けた取組(対人接触機会の減少、無人化等)については、低感染リスク型ビジネス枠(令和2年度三次補正)で支援。

補助上限・補助率 【補助対象経費】	通常枠 (令和元年度補正)	低感染リスク型ビジネス枠 (令和2年度三次補正)
ものづくり補助金 【設備導入費等】	1,000万円・ 1/2(小規模 2/3)	1,000万円・2/3
持続化補助金 【販路開拓費等】	50万円・2/3	100万円 (※)・3/4 ※ 感染防止対策費も一部支援
IT導入補助金 【ITツール導入費等】	450万円・1/2	450万円 (※)・2/3 ※テレワーク対応類型は150万円

# 下請取引の適正化

## 1. パートナーシップ構築宣言

- 価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」を推進。  
7月15日現在で1,250社が宣言。
- 今年度中に2,000社の宣言数となるよう、更なる利用拡大を図る。

## 2. 「価格交渉促進月間」

- 最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが、下請価格に適切に反映されることを促すため、9月を、積極的に価格交渉を行う「価格交渉促進月間」として設定し、親事業者に対して価格交渉に応じることを促す。
- 下請Gメンによるヒアリングを重点的に実施し、親事業者が価格交渉に応じているか等の結果をとりまとめ・公表する。
- その他、下請事業者向けに価格交渉に関する講習・研修などを開催するとともに、相談対応を行う。

## 3. 官公需

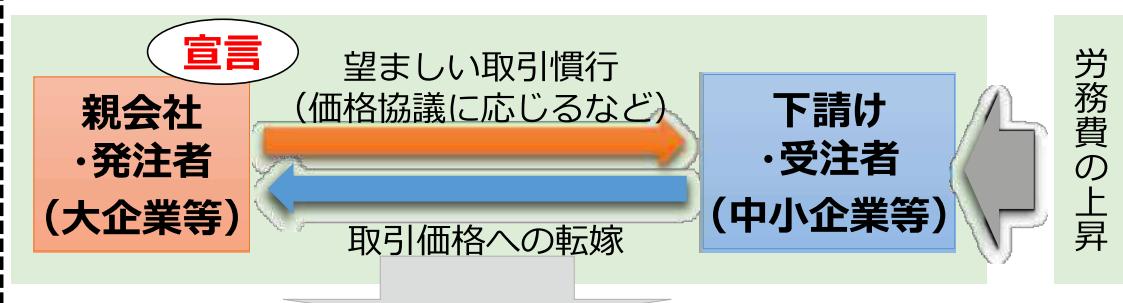
- 率先垂範の立場から、官公庁は、官公需の受注事業者との契約金額について、最低賃金引上げによる契約金額の見直しの必要性を、受注事業者からの見直し申し出の有無に関わらず、確認する。
- この方針を、「官公需に関する関係府省等副大臣会議」(7月19日)において、関係省庁の副大臣級でも確認。

## 「パートナーシップ構築宣言」について

- 取引先との新たなパートナーシップ構築を宣言し、  
(1)サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（企業間連携、IT実装支等）  
(2)取引適正化の重点5分野（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

に重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。

- 本年度中に宣言企業数2,000社を目指す。



パートナーシップの構築による中小企業の生産性向上

## 賃金改定状況調査結果の訂正について

令和3年7月1日第2回目安に関する小委員会に提出しました「資料No.1 令和3年賃金改定状況調査結果」について、集計誤りが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

委員会終了後に調査結果の分析を行っていたところ、復元に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されたため、正しい数値で再集計した結果を改めて提出いたします。

また、令和2年調査でも同様の誤りがありましたので、令和2年調査結果も併せて訂正させていただきます。

中央最低賃金審議会の審議資料である本調査結果を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1 訂正内容

主な訂正内容は以下のとおりです。詳細は別紙1を御参照ください。

##### (令和3年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]	←	[誤]
Aランク	0. 5 %	←	0. 3 %
Bランク	0. 1 %	←	-0. 1 %
Cランク	0. 5 %	←	0. 6 %
Dランク	0. 3 %	←	0. 4 %
ランク計	0. 4 %	←	0. 3 %

##### (令和2年調査結果) 第4表①② 産業計の賃金上昇率

	[正]	←	[誤]
Aランク	1. 5 %	←	1. 4 %
Bランク	0. 7 %	←	0. 4 %
Cランク	1. 3 %	←	1. 5 %
Dランク	0. 8 %	←	0. 9 %
ランク計	1. 2 %	←	1. 2 %

※訂正なし

## 2 誤りの原因（別紙2参照）

令和元年調査までは、「L 学術研究、専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業、娯楽業」及び「R サービス業（他に分類されないもの）」の3つの産業を合わせて「その他のサービス業」として集計していましたが、令和2年調査よりこれらを分けて集計するよう変更したところです。

しかし、令和2年調査の集計を行うに当たりプログラムの改修を行っていた中で、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるといった誤った改修を行い、令和3年でも同じプログラムを使用したことから令和3年調査の集計でも誤りが生じたものです。

## 3 再発防止策

来年度以降、集計結果の確認にあたっては、母集団労働者数の設定等を含めて、2人以上の者が別のソフトウェアを用いて独立して集計を行い、集計結果が完全に一致するまで検証を行うことを徹底するよう、作業手順及び作業体制を見直します。

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月			
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月			
男	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
女	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計		1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

## 令和3年調査結果

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 2年	R 2年 6月			
男	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
女	A	1,795	1,800	0.3	1.0	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,628	1,621	-0.4	0.3	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,591	1,596	0.3	1.2	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,486	1,491	0.3	0.7	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,668	1,670	0.1	0.9	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,026	2,016	-0.5	1.6	1,280	1,278	-0.2	0.6	1,344	1,343	-0.1	0.5	1,508	1,528	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,318	1,322	0.3	1.8	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,163	1,168	0.4	0.8	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,103	1,113	0.9	2.2	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,040	1,048	0.8	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,194	1,201	0.6	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,472	1,475	0.2	1.0	1,046	1,048	0.2	2.8	1,094	1,096	0.2	1.8	1,328	1,338	0.8	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

## 令和3年調査結果

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月			
一般バ ルト 計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
バ ルト	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

## 令和3年調査結果

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月			
一般 バ ル ト 計	A	1,544	1,548	0.3	1.4	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,382	1,381	-0.1	0.4	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,329	1,337	0.6	1.5	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,254	1,259	0.4	0.9	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,418	1,422	0.3	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,782	1,773	-0.5	1.1	1,115	1,115	0.0	2.3	1,184	1,184	0.0	1.2	1,358	1,369	0.8	1.2	1,415	1,423	0.6	1.2
一般 バ ル ト 計	A	1,791	1,796	0.3	1.2	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,600	1,596	-0.3	0.3	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,537	1,547	0.7	1.3	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,394	1,401	0.5	0.9	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,631	1,636	0.3	1.0	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,888	1,882	-0.3	1.1	1,359	1,358	-0.1	0.9	1,362	1,371	0.7	1.2	1,428	1,445	1.2	1.4	1,555	1,560	0.3	1.2
バ ル ト	A	1,141	1,143	0.2	1.8	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,059	1,061	0.2	0.6	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	984	988	0.4	2.3	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	968	971	0.3	1.0	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,064	1,066	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,264	1,244	-1.6	1.0	1,011	1,012	0.1	3.0	1,027	1,020	-0.7	1.2	1,267	1,272	0.4	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和2年	令和3年
42.2	43.1

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

## 令和2年調査結果

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年 6月	
	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
男	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
女	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
計	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
	A	1,772	1,786	0.8	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
男	B	1,665	1,672	0.4	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
女	C	1,573	1,588	1.0	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
計	D	1,404	1,411	0.5	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,653	1,665	0.7	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,054	2,086	1.6	(0.2)	1,323	1,332	0.7	1.3	1,396	1,402	0.4	(0.2)	1,529	1,538	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
	A	1,317	1,343	2.0	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
女	B	1,181	1,193	1.0	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
計	C	1,114	1,134	1.8	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,054	1,067	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,201	1,220	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,464	1,480	1.1	(1.3)	1,087	1,119	2.9	2.0	1,144	1,163	1.7	(1.3)	1,322	1,340	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

## 令和2年調査結果

【訂正前】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計			製造業			卸売業、小売業			学術研究、専門・技術サービス業			宿泊業、飲食サービス業			生活関連サービス業、娯楽業			医療、福祉			サービス業（他に分類されないもの）											
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率	1時間当たり賃金額			1時間当たり賃金額			1時間当たり賃金額			1時間当たり賃金額			1時間当たり賃金額			1時間当たり賃金額			1時間当たり賃金額											
	R 1年 6月	R 2年 6月		R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月																
	R 1年	R 2年	R 1年	R 1年	R 2年	R 1年	R 1年	R 2年	R 1年	R 1年	R 2年	R 1年	R 1年	R 2年	R 1年	R 2年	R 1年	R 2年	R 1年	R 1年	R 2年	R 1年	R 1年	R 2年	R 1年								
男	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
女	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
計		1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
男	A	1,856	1,874	1.0	0.9	1,671	1,689	1.1	1.0	1,848	1,865	0.9	0.5	2,256	2,287	1.4	(-0.2)	1,441	1,448	0.5	1.7	1,539	1,546	0.5	(-0.2)	1,708	1,715	0.4	3.5	1,882	1,893	0.6	(-0.2)
	B	1,763	1,769	0.3	0.4	1,648	1,643	-0.3	0.1	1,759	1,760	0.1	0.7	2,142	2,150	0.4	(0.2)	1,246	1,270	1.9	-0.1	1,193	1,202	0.8	(0.2)	1,530	1,547	1.1	1.1	1,885	1,918	1.8	(0.2)
	C	1,637	1,657	1.2	0.7	1,573	1,582	0.6	0.7	1,655	1,677	1.3	0.5	1,910	1,955	2.4	(-0.3)	1,233	1,241	0.6	2.6	1,486	1,496	0.7	(-0.3)	1,419	1,415	-0.3	3.6	1,526	1,537	0.7	(-0.3)
	D	1,462	1,472	0.7	1.4	1,349	1,369	1.5	1.0	1,497	1,495	-0.1	1.6	1,669	1,712	2.6	(1.9)	1,157	1,144	-1.1	1.2	1,178	1,179	0.1	(1.9)	1,310	1,323	1.0	-0.4	1,396	1,431	2.5	(1.9)
	計	1,730	1,745	0.9	0.8	1,601	1,612	0.7	0.7	1,739	1,751	0.7	0.7	2,053	2,085	1.6	(0.2)	1,310	1,318	0.6	1.3	1,409	1,416	0.5	(0.2)	1,541	1,550	0.6	2.3	1,740	1,758	1.0	(0.2)
女	A	1,355	1,379	1.8	1.9	1,171	1,191	1.7	1.3	1,340	1,359	1.4	1.8	1,599	1,612	0.8	(1.1)	1,179	1,219	3.4	1.1	1,265	1,301	2.8	(1.1)	1,440	1,461	1.5	3.4	1,426	1,450	1.7	(1.1)
	B	1,199	1,209	0.8	1.7	1,060	1,066	0.6	1.6	1,210	1,214	0.3	1.4	1,401	1,392	-0.6	(1.9)	1,060	1,082	2.1	3.2	1,069	1,082	1.2	(1.9)	1,322	1,342	1.5	0.4	1,269	1,281	0.9	(1.9)
	C	1,116	1,141	2.2	2.0	1,003	1,017	1.4	1.6	1,110	1,130	1.8	2.8	1,284	1,333	3.8	(0.5)	1,008	1,041	3.3	2.1	1,112	1,110	-0.2	(0.5)	1,228	1,238	0.8	2.1	1,162	1,183	1.8	(0.5)
	D	1,047	1,060	1.2	2.4	938	965	2.9	2.3	1,066	1,066	0.0	1.7	1,205	1,222	1.4	(1.9)	956	973	1.8	3.4	938	951	1.4	(1.9)	1,175	1,193	1.5	2.8	1,091	1,105	1.3	(1.9)
	計	1,220	1,240	1.6	1.9	1,070	1,086	1.5	1.6	1,210	1,223	1.1	1.9	1,461	1,476	1.0	(1.3)	1,076	1,106	2.8	2.0	1,154	1,175	1.8	(1.3)	1,330	1,348	1.4	2.3	1,271	1,291	1.6	(1.3)

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 2年 6月	R 1年 6月	R 2年 6月			
一般 バ ル ト 計	A	1,514	1,536	1.5	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,383	1,392	0.7	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,305	1,322	1.3	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,192	1,202	0.8	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,391	1,407	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,772	1,793	1.2	(0.6)	1,144	1,171	2.4	1.7	1,235	1,250	1.2	(0.6)	1,359	1,376	1.3	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般 バ ル ト 計	A	1,747	1,771	1.4	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,659	1,666	0.4	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,525	1,539	0.9	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,347	1,357	0.7	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,616	1,631	0.9	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,889	1,909	1.1	(0.5)	1,431	1,444	0.9	0.8	1,459	1,475	1.1	(0.5)	1,450	1,469	1.3	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
バ ル ト	A	1,201	1,220	1.6	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,060	1,072	1.1	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	998	1,019	2.1	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	959	972	1.4	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,090	1,108	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,227	1.2	(1.2)	1,042	1,074	3.1	2.2	1,009	1,021	1.2	(1.2)	1,250	1,264	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

【訂正前】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 1年 6月	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年	R 2年 6月	R 1年	R 1年 6月	R 2年	R 2年 6月			
一般 バ ルト 計	A	1,589	1,611	1.4	1.3	1,470	1,489	1.3	0.9	1,626	1,644	1.1	0.9	1,898	1,918	1.1	(0.2)	1,244	1,276	2.6	1.2	1,365	1,391	1.9	(0.2)	1,486	1,506	1.3	3.3	1,712	1,728	0.9	(0.2)
	B	1,458	1,464	0.4	0.8	1,401	1,401	0.0	0.5	1,486	1,488	0.1	0.7	1,792	1,786	-0.3	(0.9)	1,106	1,129	2.1	1.8	1,110	1,123	1.2	(0.9)	1,363	1,383	1.5	0.6	1,603	1,623	1.2	(0.9)
	C	1,359	1,380	1.5	1.1	1,341	1,351	0.7	0.9	1,389	1,408	1.4	1.0	1,656	1,700	2.7	(0.1)	1,067	1,095	2.6	2.3	1,236	1,233	-0.2	(0.1)	1,258	1,267	0.7	2.3	1,348	1,366	1.3	(0.1)
	D	1,230	1,241	0.9	1.9	1,163	1,182	1.6	1.4	1,268	1,266	-0.2	1.5	1,497	1,518	1.4	(2.0)	994	1,008	1.4	3.1	1,045	1,052	0.7	(2.0)	1,203	1,220	1.4	2.2	1,262	1,283	1.7	(2.0)
	計	1,455	1,472	1.2	1.3	1,381	1,393	0.9	0.9	1,487	1,499	0.8	0.9	1,770	1,790	1.1	(0.6)	1,132	1,158	2.3	1.7	1,247	1,262	1.2	(0.6)	1,367	1,384	1.2	2.2	1,540	1,558	1.2	(0.6)
一般	A	1,816	1,838	1.2	1.0	1,663	1,681	1.1	0.9	1,803	1,828	1.4	0.9	2,024	2,039	0.7	(-0.2)	1,587	1,602	0.9	0.4	1,574	1,607	2.1	(-0.2)	1,597	1,628	1.9	3.2	1,861	1,877	0.9	(-0.2)
	B	1,734	1,740	0.3	0.7	1,597	1,591	-0.4	0.2	1,727	1,727	0.0	0.8	1,970	1,980	0.5	(0.6)	1,498	1,521	1.5	0.8	1,386	1,403	1.2	(0.6)	1,493	1,516	1.5	1.3	1,820	1,852	1.8	(0.6)
	C	1,584	1,605	1.3	0.9	1,528	1,540	0.8	0.8	1,642	1,659	1.0	0.6	1,760	1,806	2.6	(0.4)	1,294	1,308	1.1	1.5	1,476	1,474	-0.1	(0.4)	1,360	1,363	0.2	2.7	1,467	1,479	0.8	(0.4)
	D	1,392	1,404	0.9	1.8	1,266	1,284	1.4	1.1	1,457	1,455	-0.1	1.1	1,544	1,567	1.5	(2.5)	1,144	1,137	-0.6	3.9	1,171	1,170	-0.1	(2.5)	1,294	1,307	1.0	1.9	1,337	1,368	2.3	(2.5)
	計	1,684	1,700	1.0	1.0	1,558	1,567	0.6	0.7	1,703	1,716	0.8	0.9	1,888	1,908	1.1	(0.5)	1,408	1,420	0.9	0.8	1,470	1,487	1.2	(0.5)	1,459	1,479	1.4	2.3	1,686	1,707	1.2	(0.5)
バ ルト	A	1,192	1,214	1.8	1.8	1,105	1,125	1.8	1.1	1,220	1,221	0.1	0.8	1,271	1,321	3.9	(2.4)	1,128	1,165	3.3	1.7	1,084	1,103	1.8	(2.4)	1,394	1,405	0.8	3.3	1,173	1,189	1.4	(2.4)
	B	1,067	1,073	0.6	1.1	967	981	1.4	1.9	1,090	1,094	0.4	0.3	1,216	1,158	-4.8	(2.8)	1,005	1,028	2.3	2.4	982	993	1.1	(2.8)	1,203	1,218	1.2	-0.8	1,106	1,099	-0.6	(2.8)
	C	993	1,016	2.3	1.8	976	986	1.0	1.5	985	1,004	1.9	2.6	1,073	1,107	3.2	(-1.8)	957	992	3.7	2.7	1,000	996	-0.4	(-1.8)	1,099	1,115	1.5	1.7	1,025	1,062	3.6	(-1.8)
	D	966	976	1.0	2.5	899	918	2.1	2.2	969	969	0.0	3.6	1,195	1,211	1.3	(-1.3)	936	958	2.4	2.2	871	890	2.2	(-1.3)	1,020	1,043	2.3	3.0	1,015	1,002	-1.3	(-1.3)
	計	1,084	1,102	1.7	1.8	1,016	1,033	1.7	1.5	1,088	1,096	0.7	1.3	1,212	1,224	1.0	(1.2)	1,033	1,064	3.0	2.2	1,015	1,027	1.2	(1.2)	1,259	1,273	1.1	2.1	1,098	1,109	1.0	(1.2)

令和2年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和元年	令和2年
42.8	44.1

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和元年	令和2年
38.1	39.4

2 男女別労働者数比率

	令和元年	令和2年
男性	42.0	41.9
女性	58.0	58.1

2 男女別労働者数比率

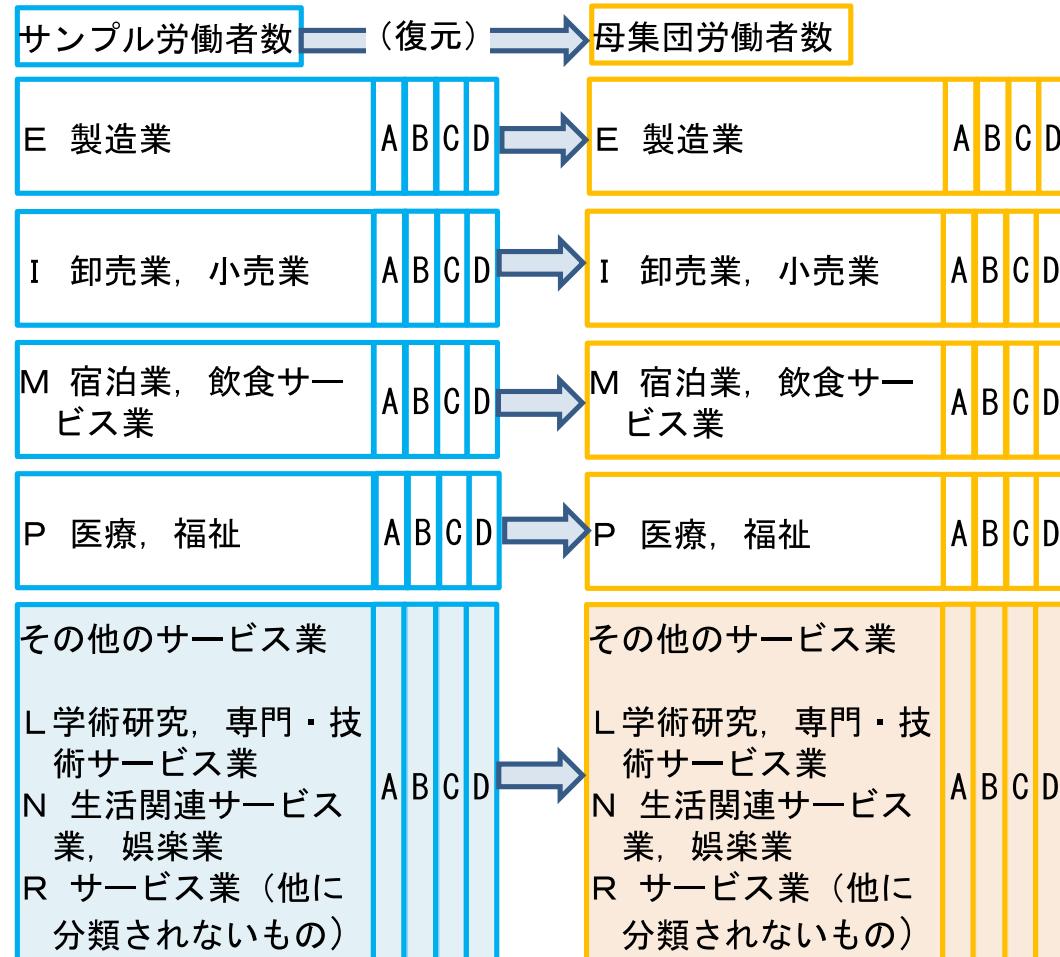
	令和元年	令和2年
男性	46.1	45.8
女性	53.9	54.2

# 賃金改定状況調査の集計誤りについて

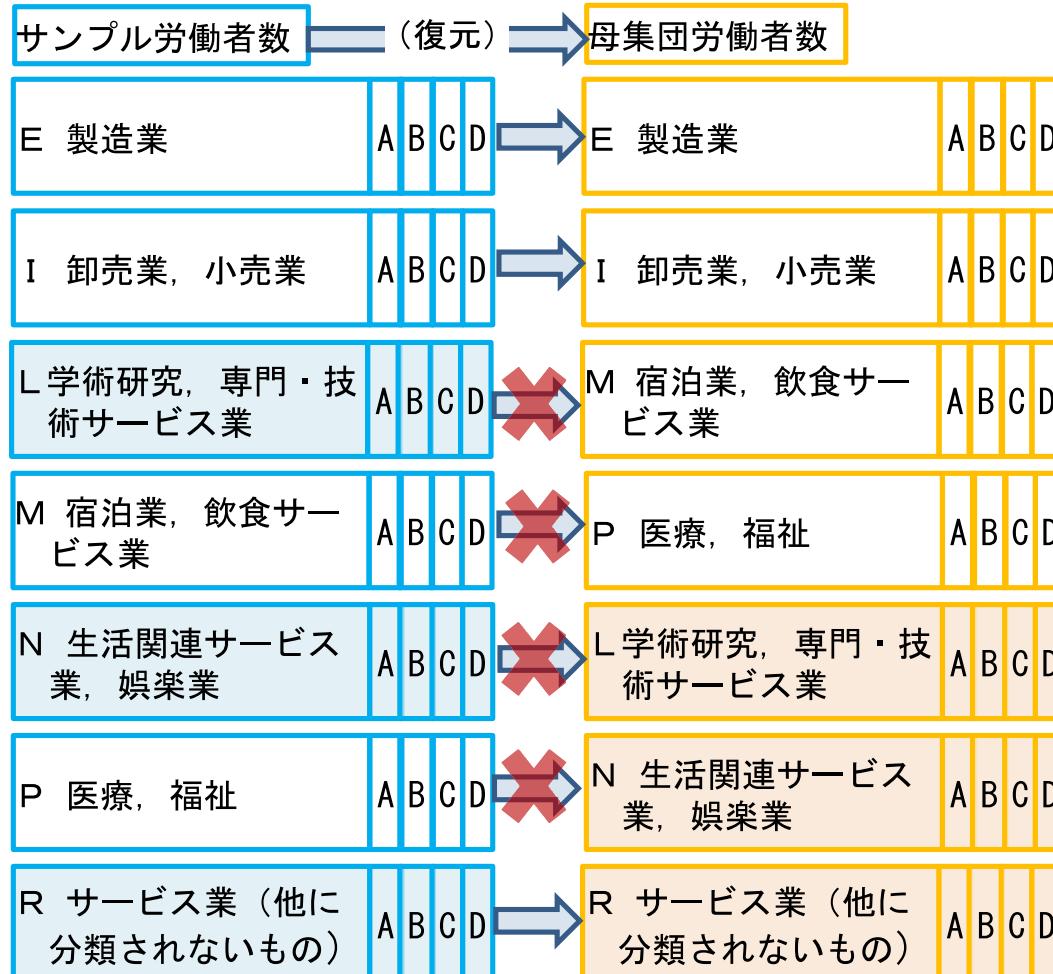
別紙2

- 賃金改定状況調査の集計に当たっては、産業、ランク別のサンプル労働者数を、母集団労働者数に復元して集計を行っている。
- 令和2年調査より、それまで「その他のサービス業」として一体で集計していた「L 学術研究, 専門・技術サービス業」、「N 生活関連サービス業, 娯楽業」及び「R サービス業(他に分類されないもの)」を分けて集計することとし、集計プログラムの改修を行った際、一部の産業で別の産業の母集団労働者数を用いるという誤った改修を行ったため、集計値に誤りが生じた。

## 令和元年まで



## 令和2年、令和3年



(アルファベット順)

(令和元年までと同じ順番)



# 令和3年賃金改定状況調査結果

## <調査の概要>

### 1. 調査の地域 全国

### 2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業

- (ア) 製造業
- (イ) 卸売業、小売業
- (ウ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (エ) 宿泊業、飲食サービス業
- (オ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (カ) 医療、福祉
- (キ) サービス業（他に分類されないもの）

### 3. 調査事業所

(1) 数 15,641 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

### 4. 集計労働者 34,655人

### 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

## 6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業	
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所	
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	計	1～6月に賃金改定を実施した事業所
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7
R <sub>2</sub> 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）	
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所	
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	計	1～6月に賃金改定を実施した事業所
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2
R <sub>2</sub> 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引下げ実施事業所										賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計													
	産業計	製造業	卸売業	小売業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業	小売業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業	小売業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業(他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業	小売業	宿泊業、飲食サービス業	サービス業(他に分類されないもの)
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9	0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4		
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2	-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6	
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	2.4	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	-0.4	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.3	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0	
R 2年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数												
A	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.6%	2.4%	0.44	1.8%	2.6%	5.0%	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R <sub>2</sub> 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0%	1.4%	2.5%	0.54	0.7%	1.5%	5.0%	1.43	1.0%	1.5%	3.3%	0.77	1.1%	2.3%	4.5%	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R <sub>2</sub> 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。  
 2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}}$  × 1/2

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 2年
A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
男 B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
女 C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
計 D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
男 C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
女 C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

## 令和3年調査結果

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月	R 2年 6月	R 3年 6月					
一般 バ ルト 計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
バ ルト	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

## 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

ランク	1～6月に 賃金引上げを 実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			(%)
		変わらない	早い	遅い	
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかつた事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

令和3年調査結果

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

【訂正後】

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和2年	令和3年
42.2	43.1

【訂正前】

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

2 男女別労働者数比率

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

## 賃金分布に関する資料（抄）

（都道府県別、総合指数順）

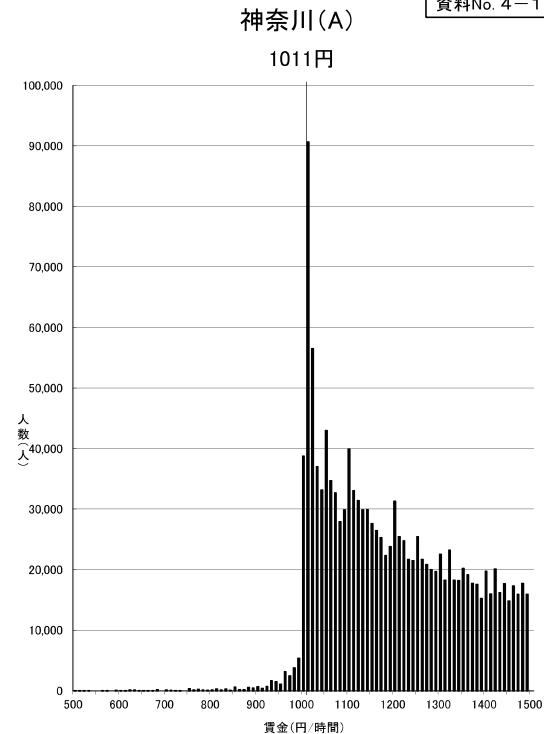
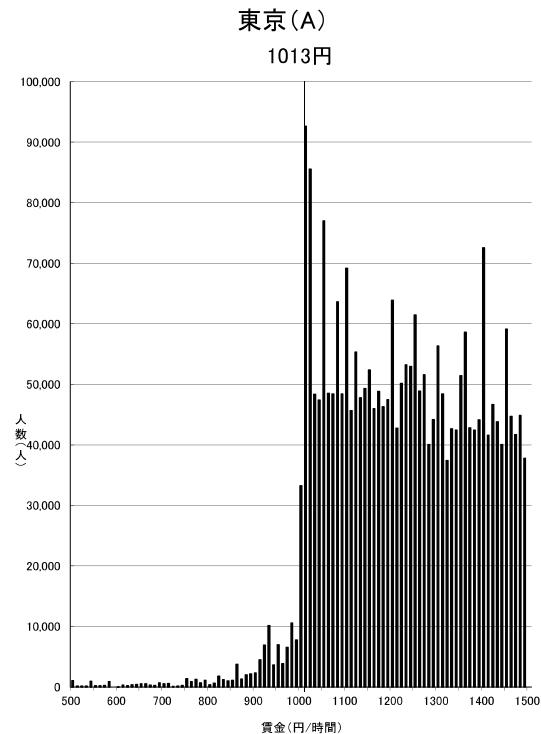
資料No. 4-1 時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計） ··· 1

資料No. 4-2 時間当たり賃金分布（一般労働者） ······ 14

資料No. 4-3 時間当たり賃金分布（短時間労働者） ······ 27

## 時間当たり賃金分布(一般・短時間計)

資料No. 4-1



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

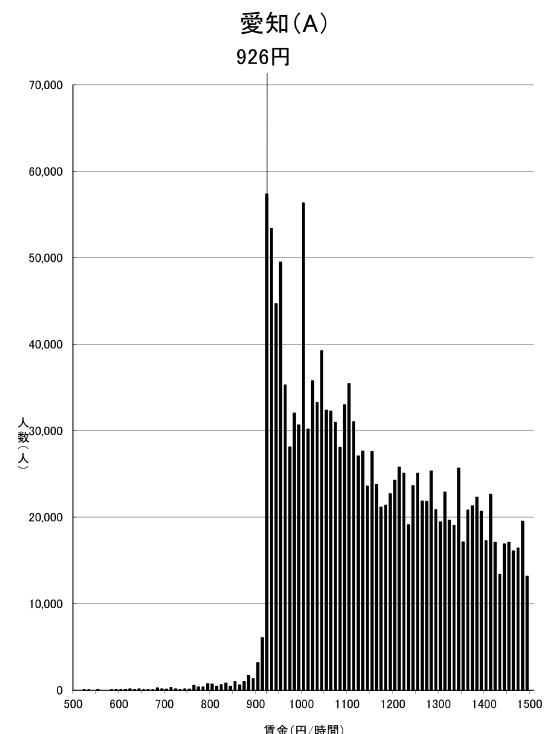
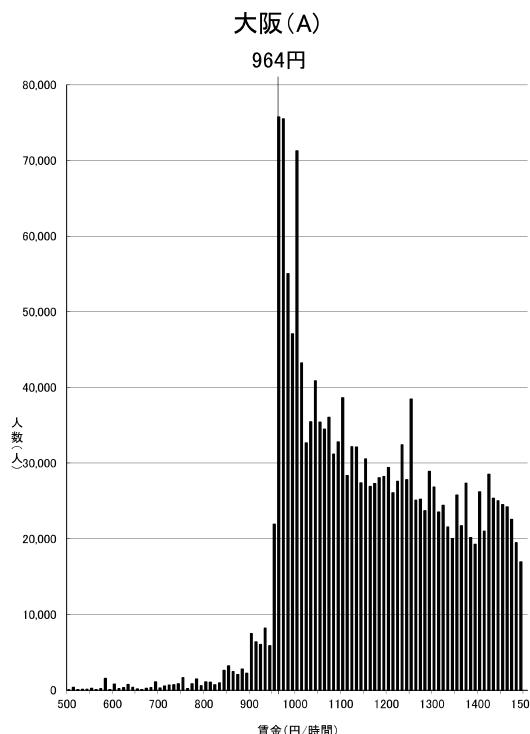
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

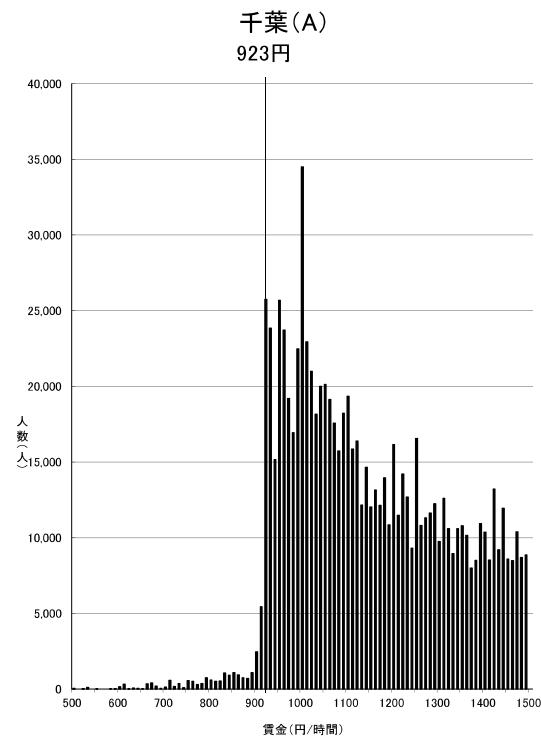
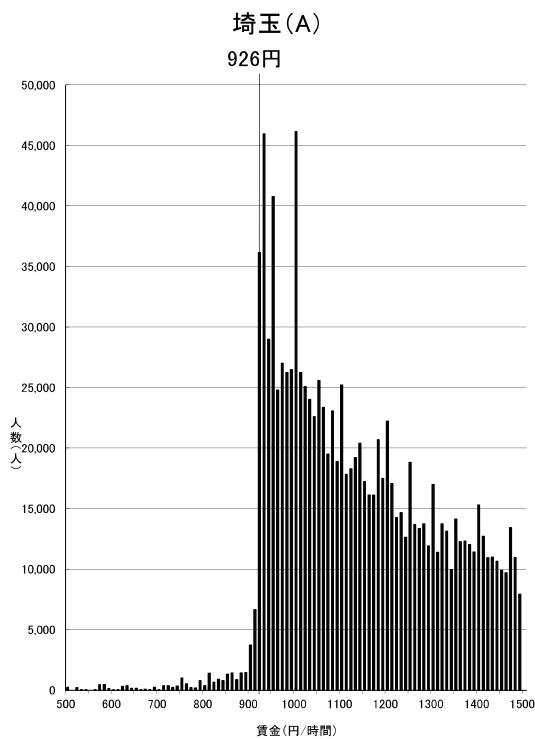
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計



資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

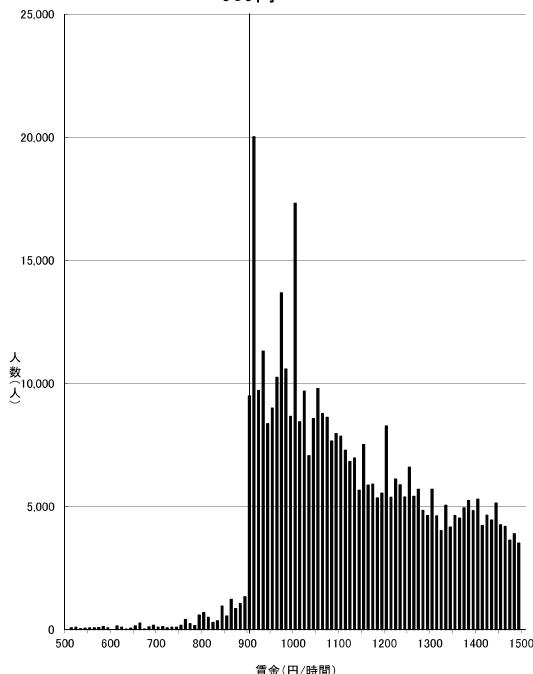
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
  - 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
  - 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
- 一般・短時間計

資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
  - 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
  - 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
- 一般・短時間計

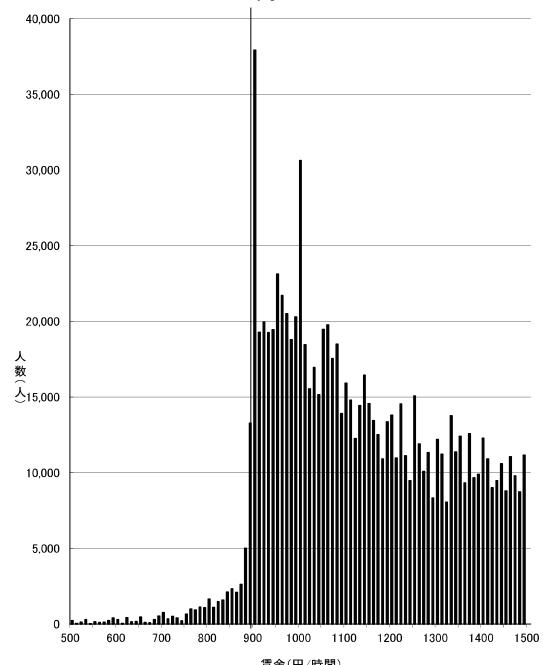
### 京都(B)

909円



### 兵庫(B)

899円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

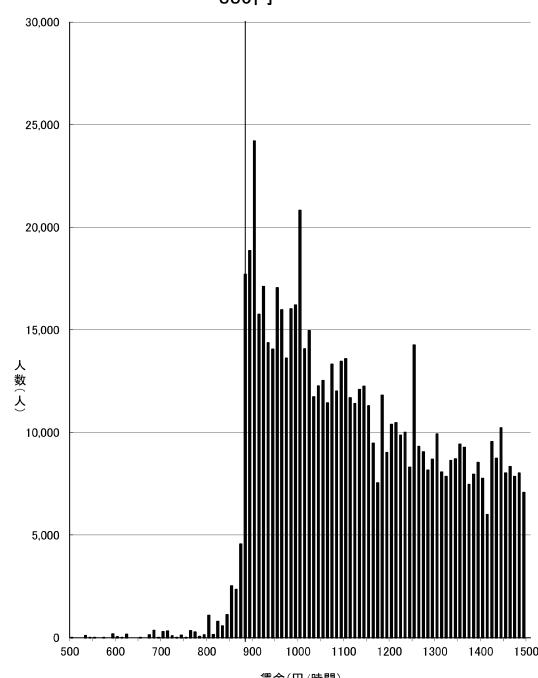
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

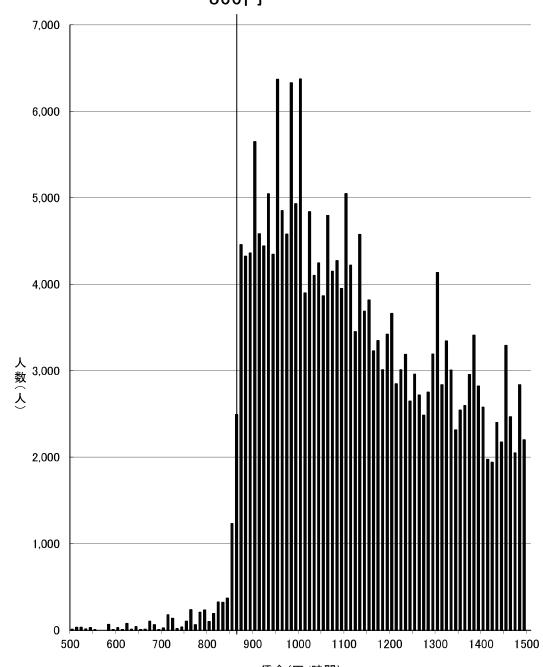
### 静岡(B)

885円



### 滋賀(B)

866円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

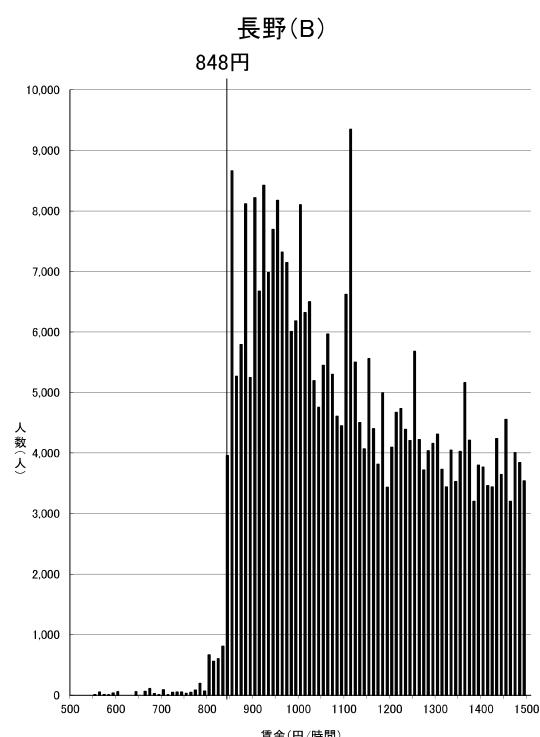
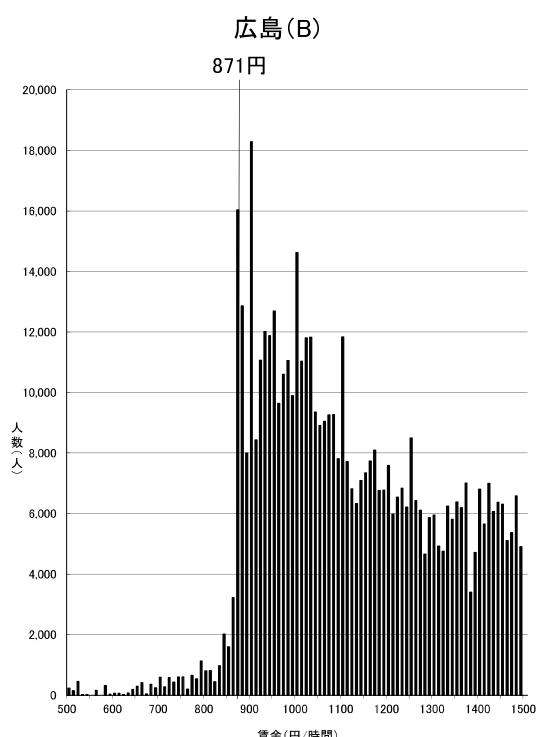
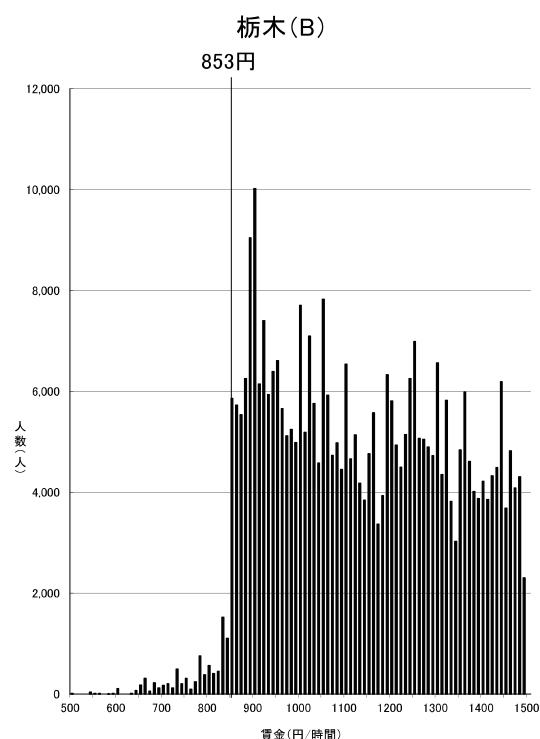
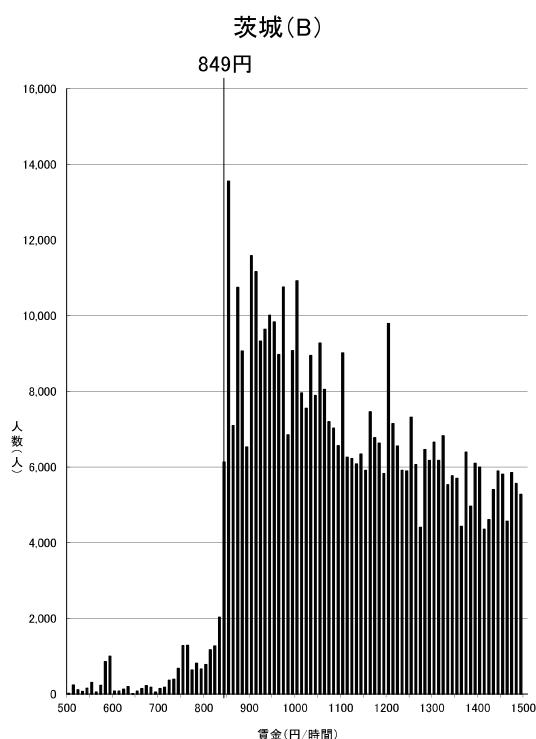
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

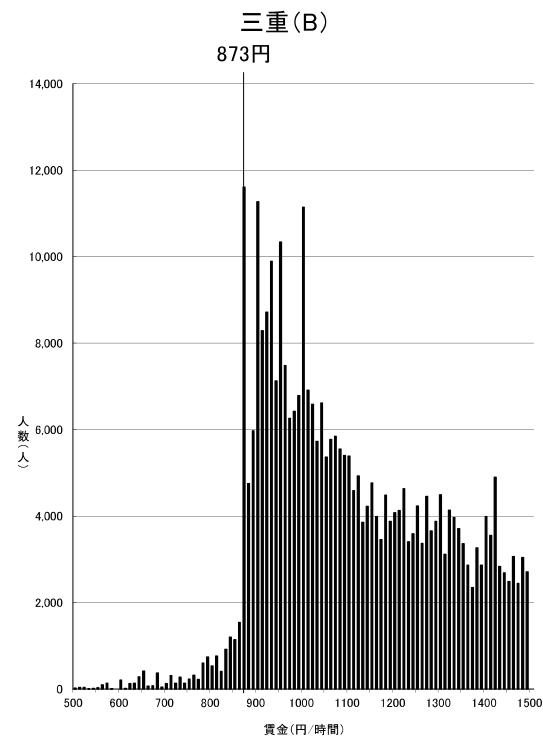
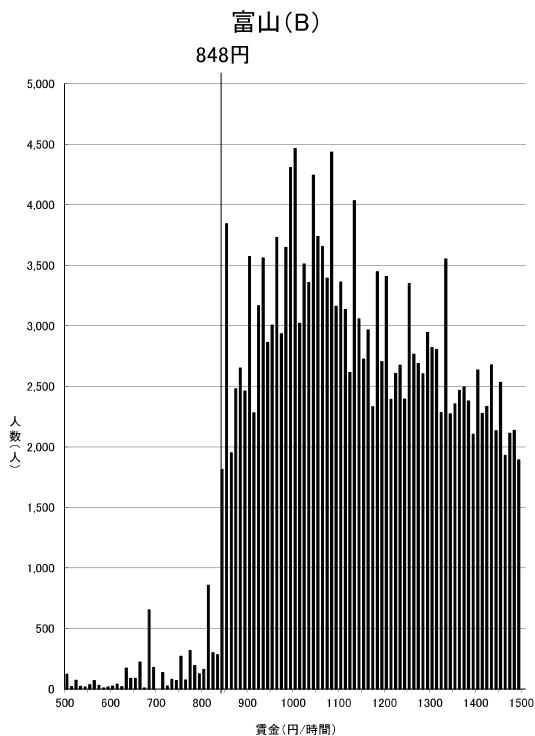
一般・短時間計



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

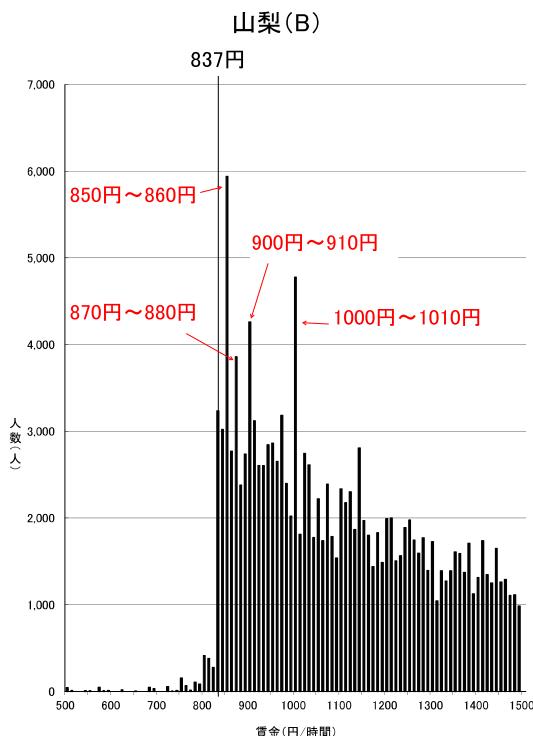


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
  - 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
  - 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
- 一般・短時間計

資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
  - 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
  - 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
- 一般・短時間計

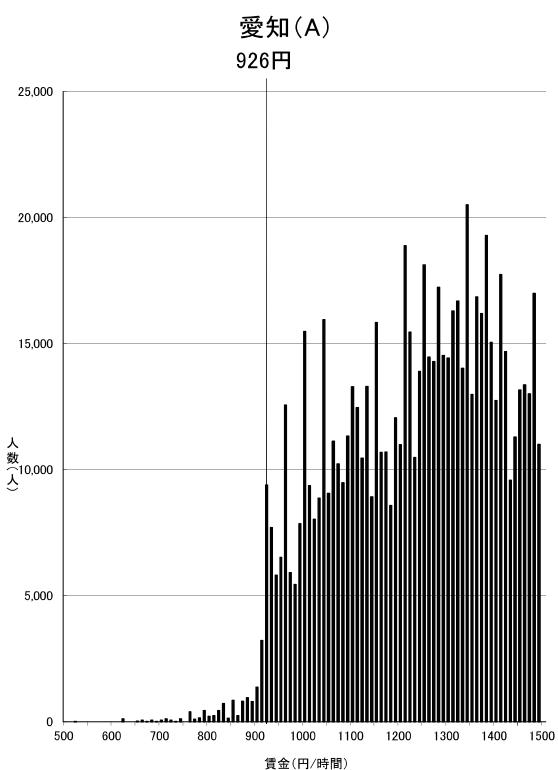
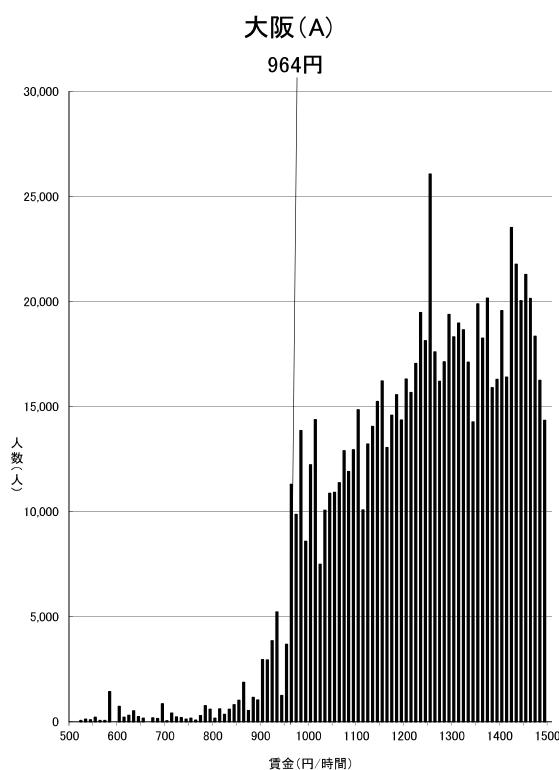
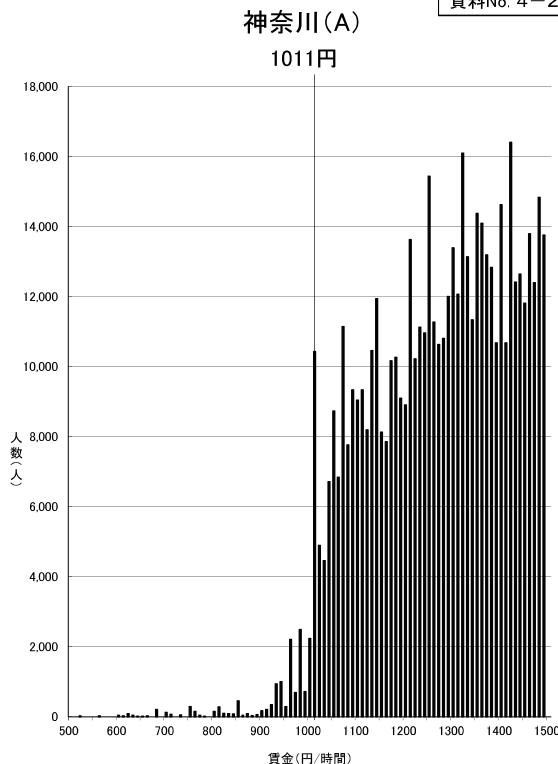
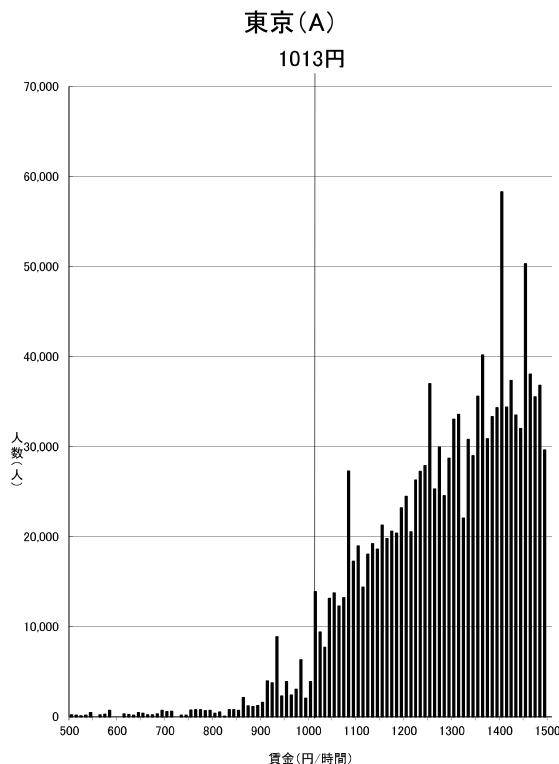


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
  - 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
  - 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
- 一般・短時間計

## 時間当たり賃金分布(一般労働者)

資料No. 4-2



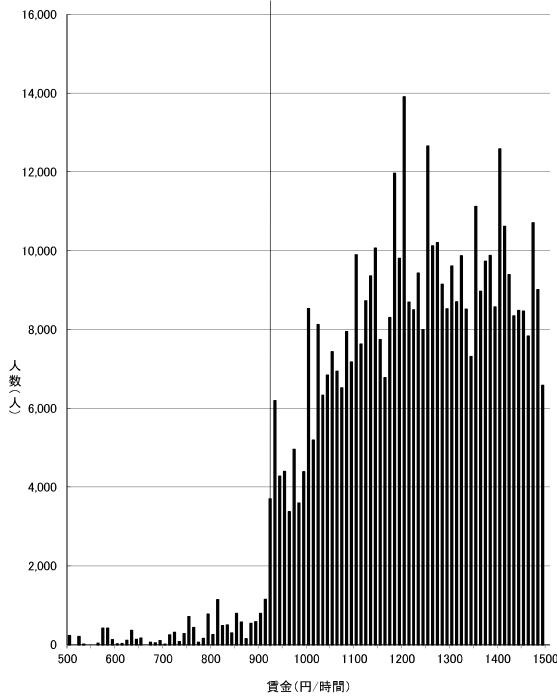
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

926円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

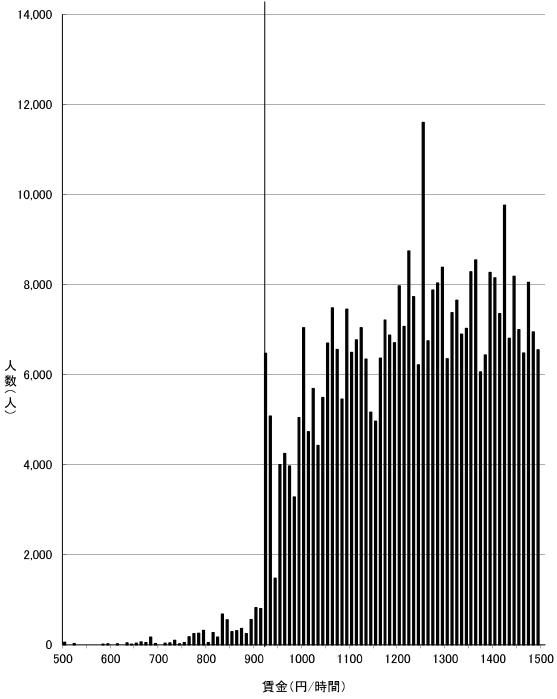
所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

千葉(A)

923円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

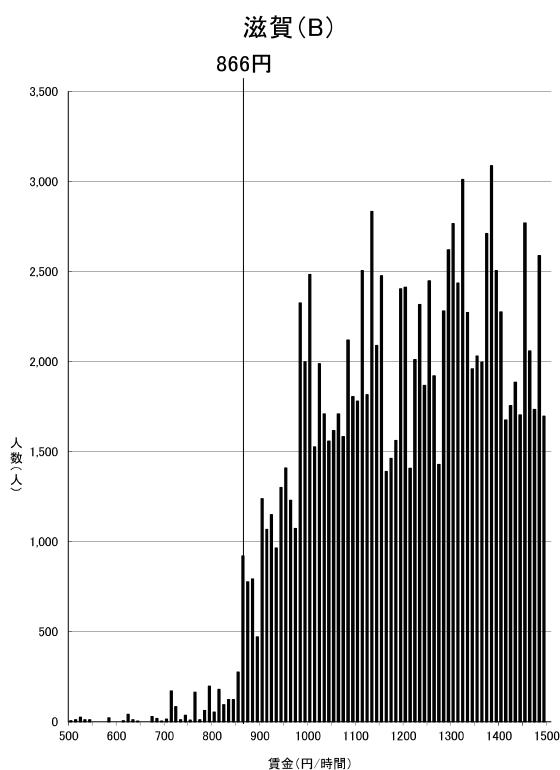
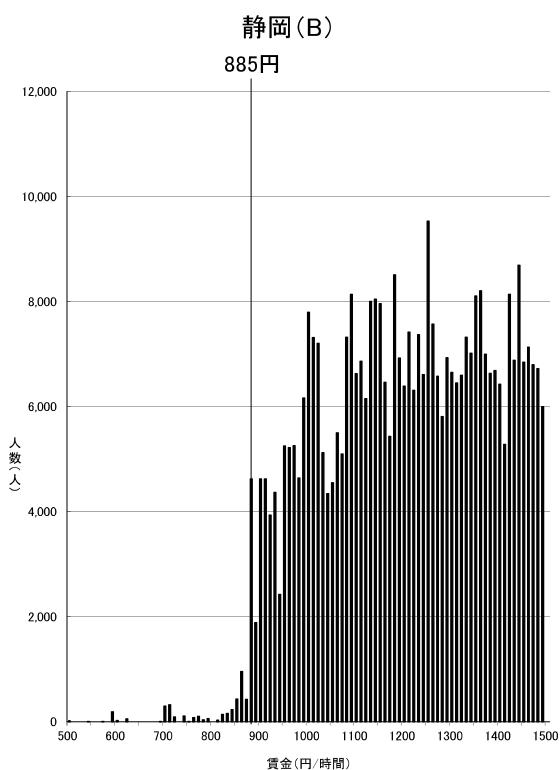
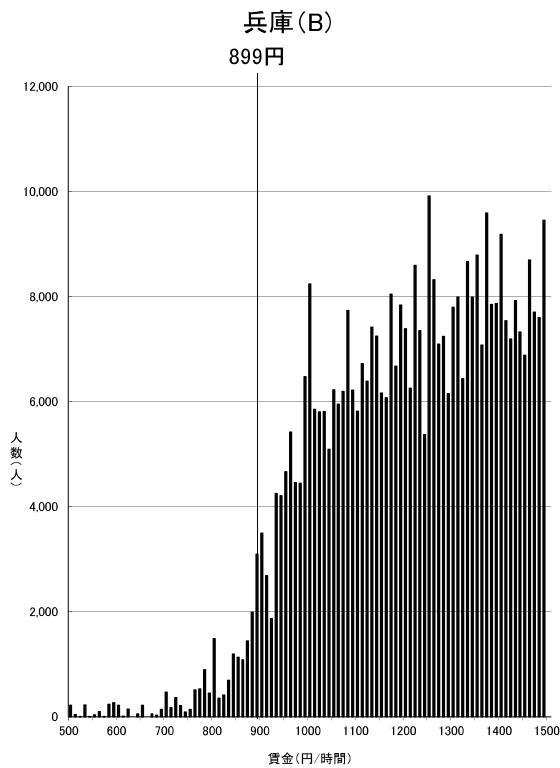
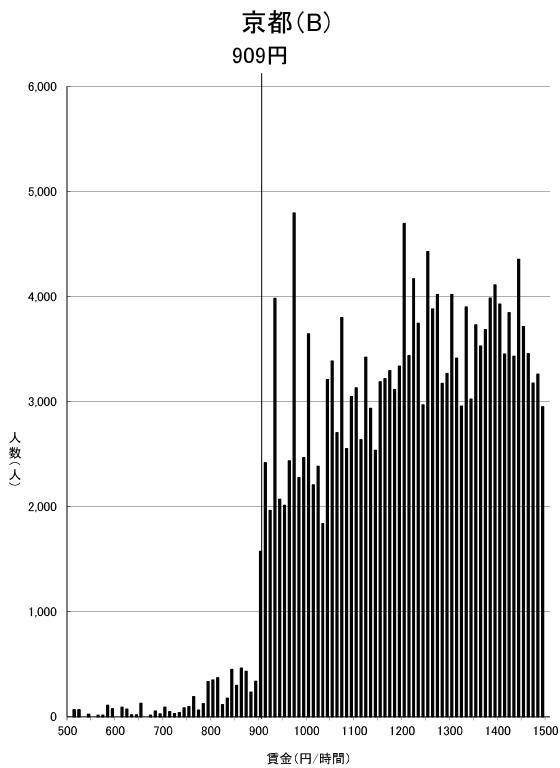
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者



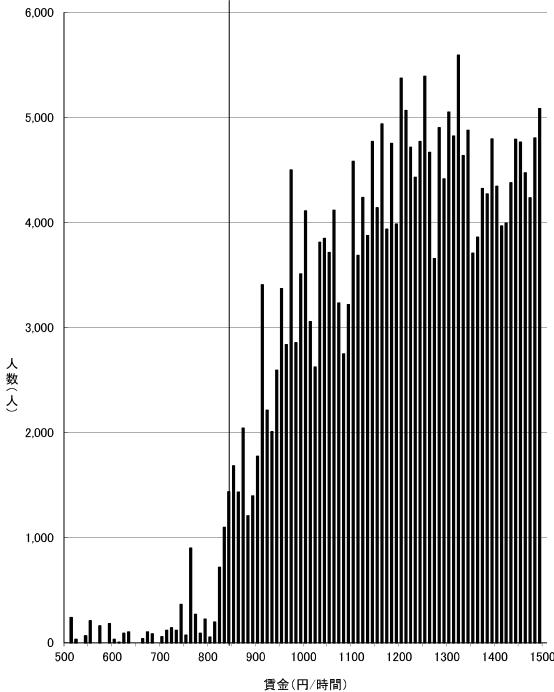
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

茨城(B)

849円



資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

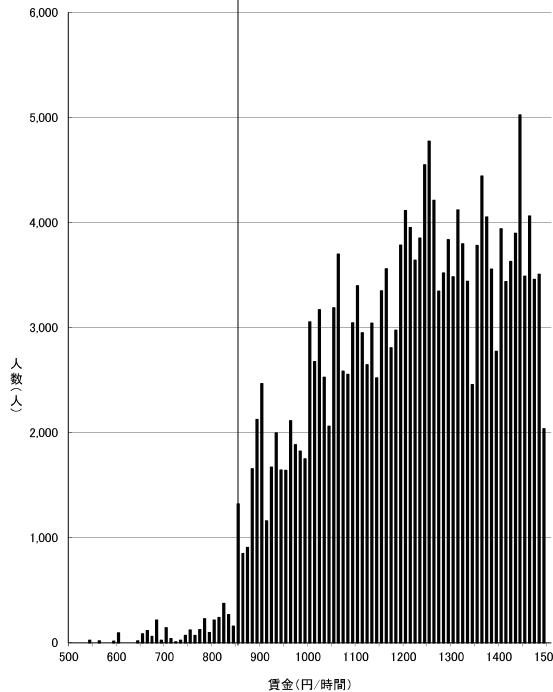
所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

栃木(B)

853円



資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

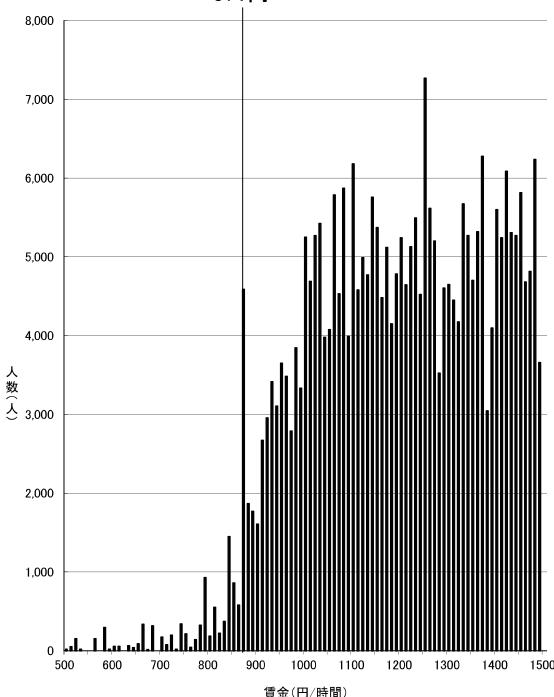
所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

広島(B)

871円



資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

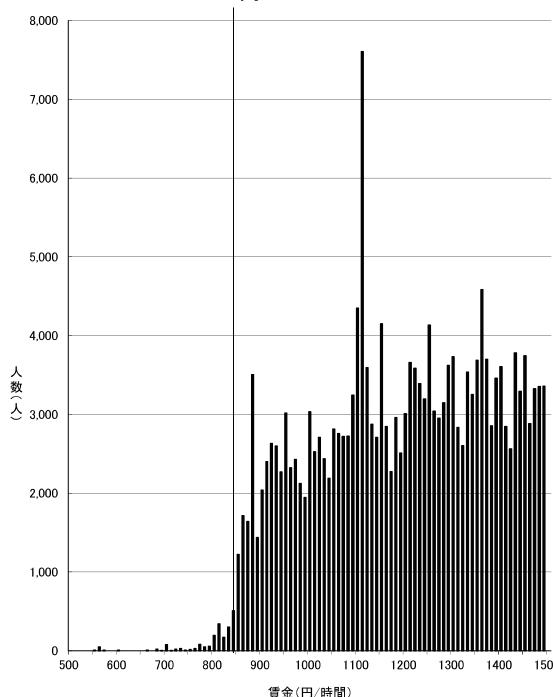
所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長野(B)

848円



資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

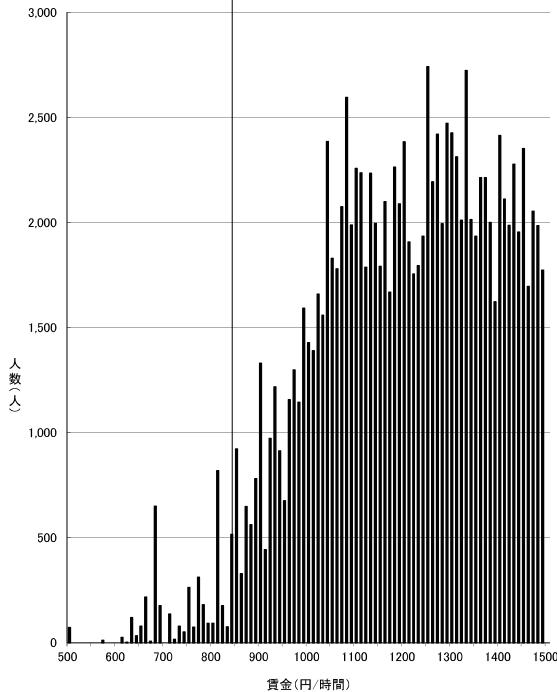
所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

富山(B)

848円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

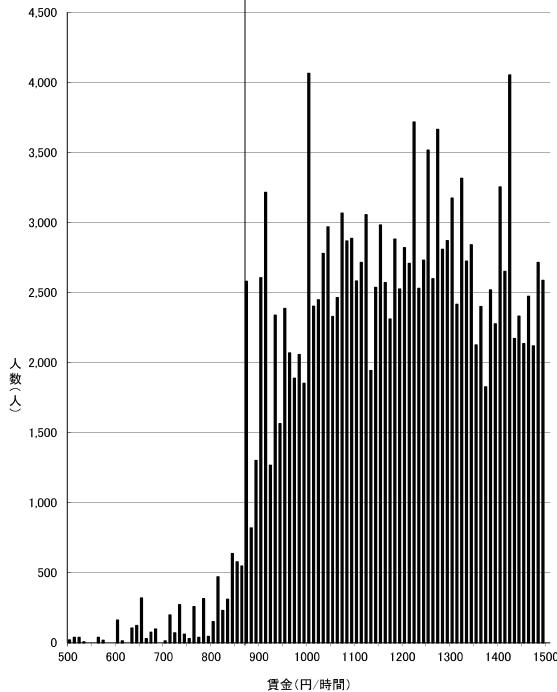
所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

三重(B)

873円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

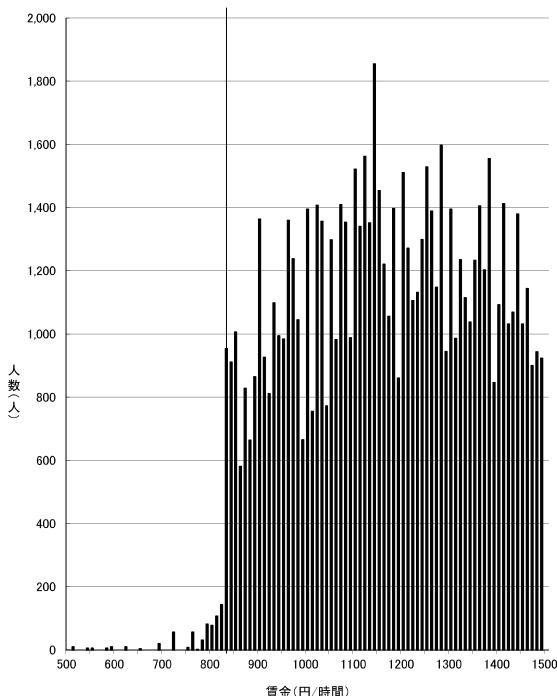
所定内実労働時間数で除したものである。

4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山梨(B)

837円



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。

2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精勤勤手当、家族手当を含む。)を

所定内実労働時間数で除したものである。

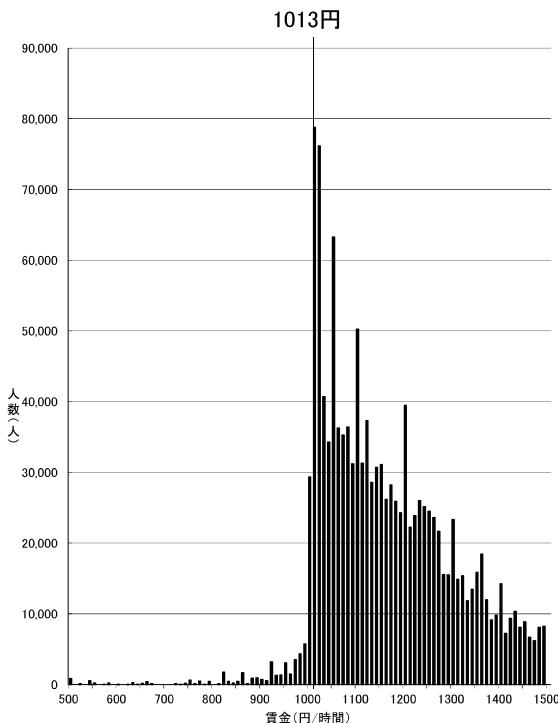
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

## 時間当たり賃金分布(短時間労働者)

資料No. 4-3

東京(A)

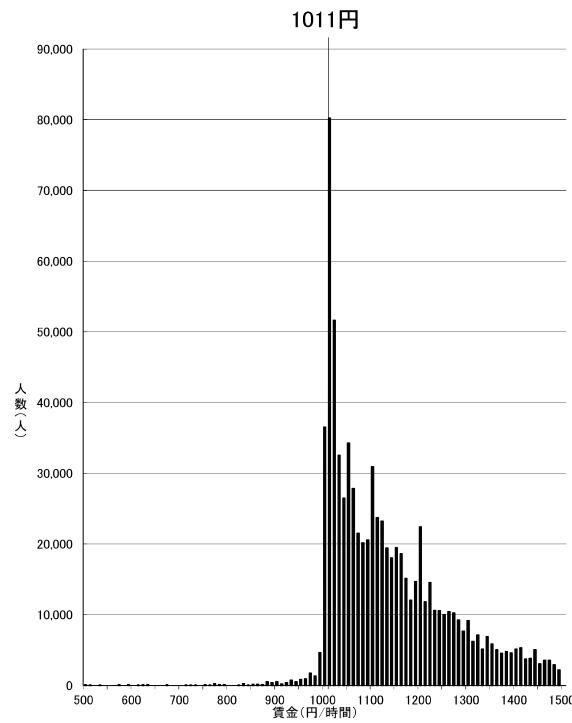


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

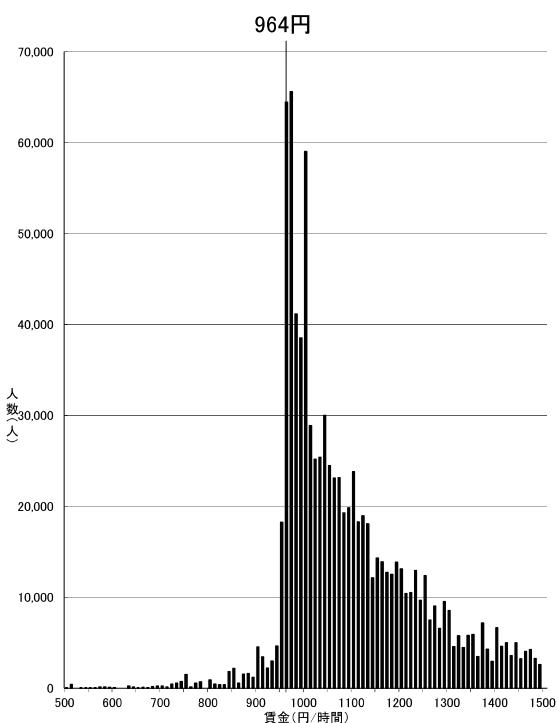


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

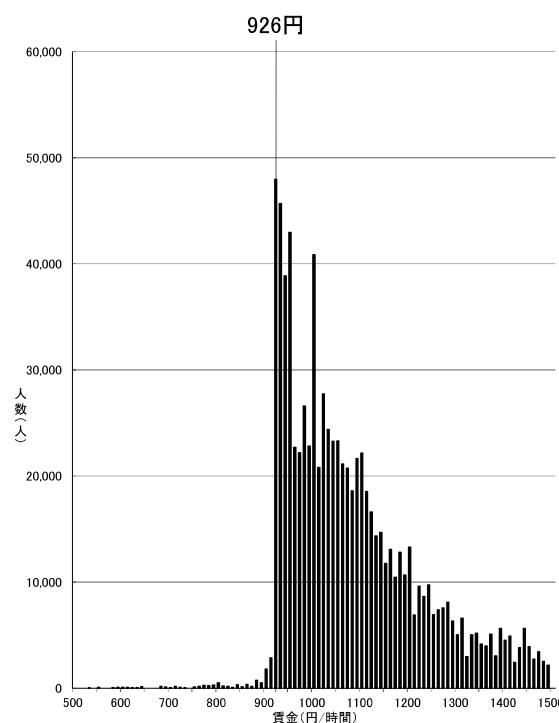


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

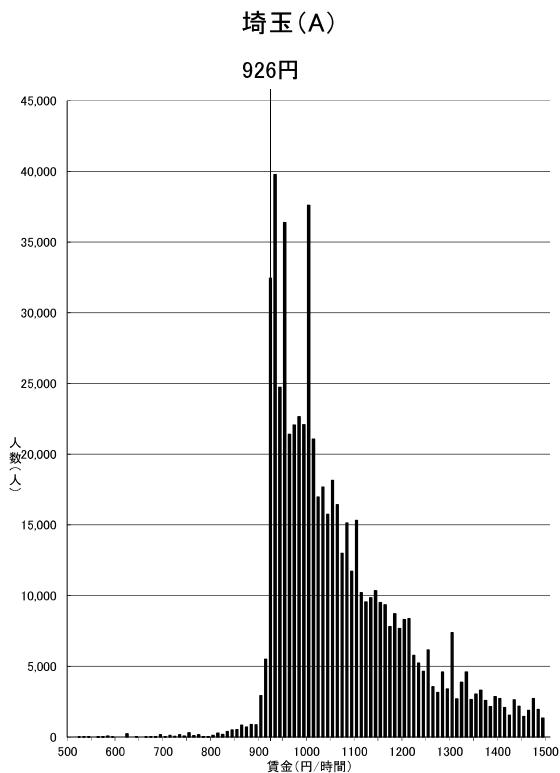
愛知(A)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

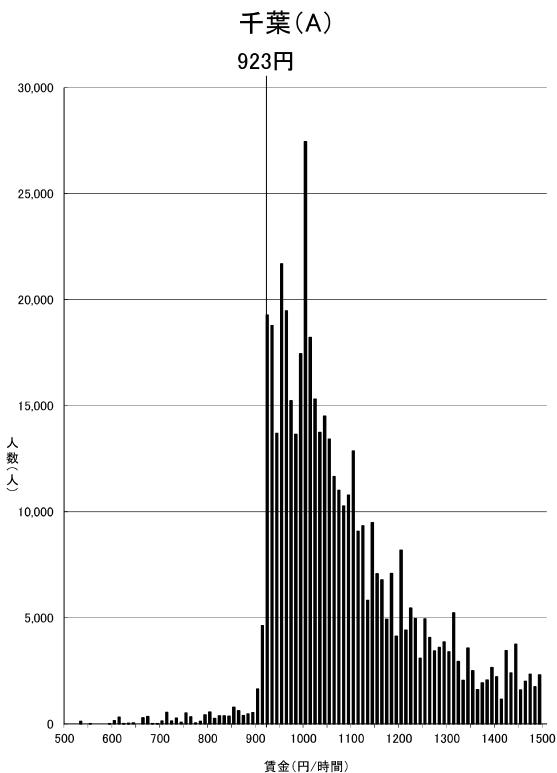
- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者



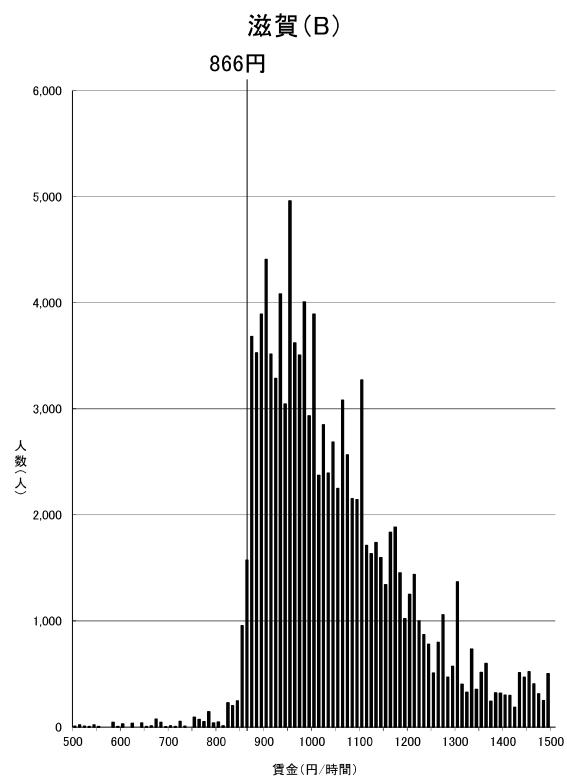
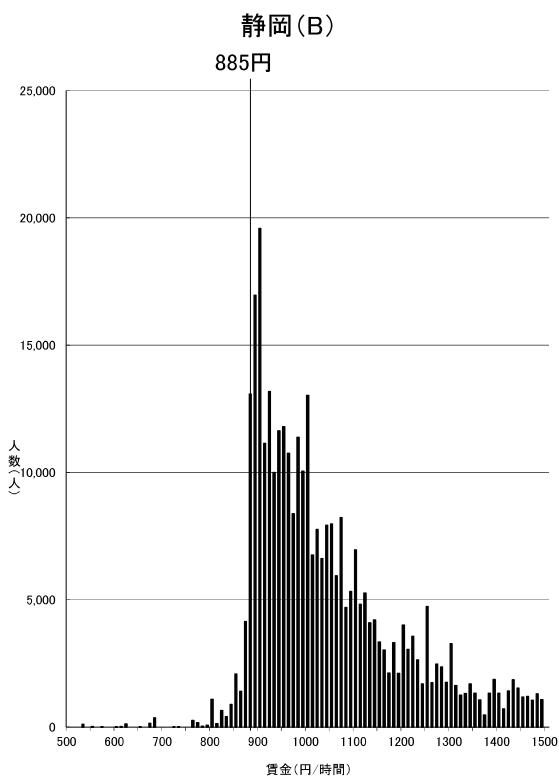
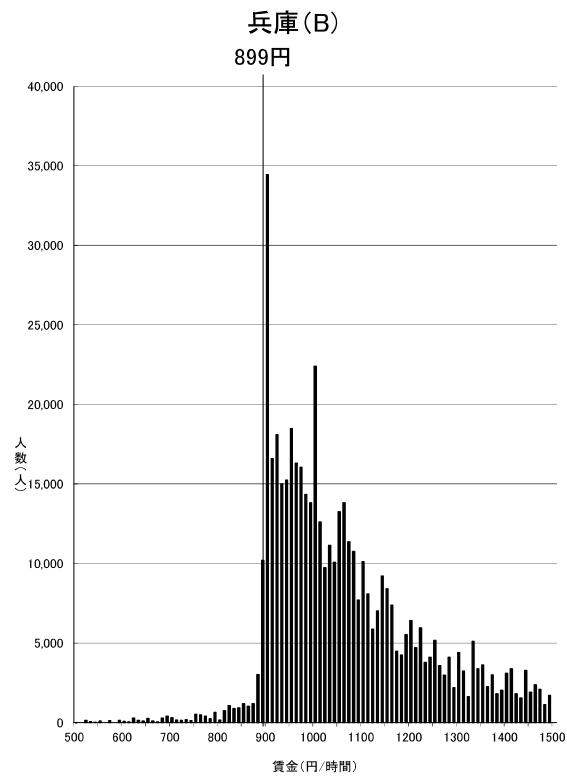
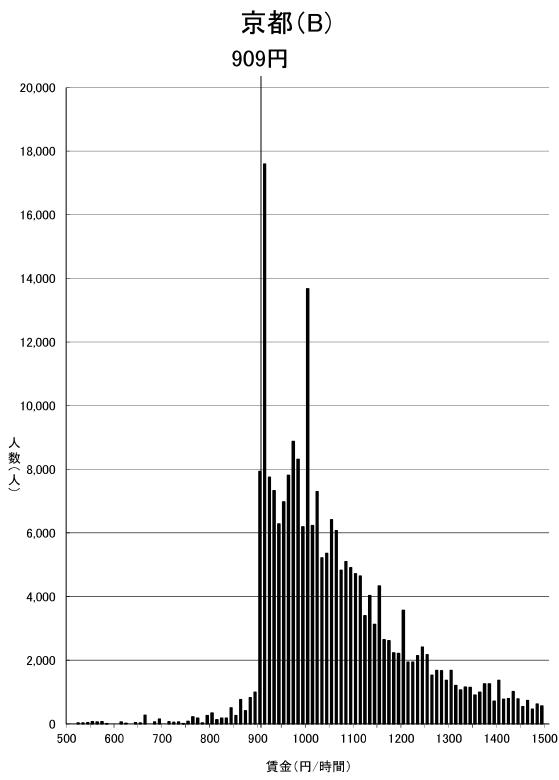
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
  - 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
  - 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
- 短時間労働者



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
  - 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
  - 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
  - 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。
- 短時間労働者



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

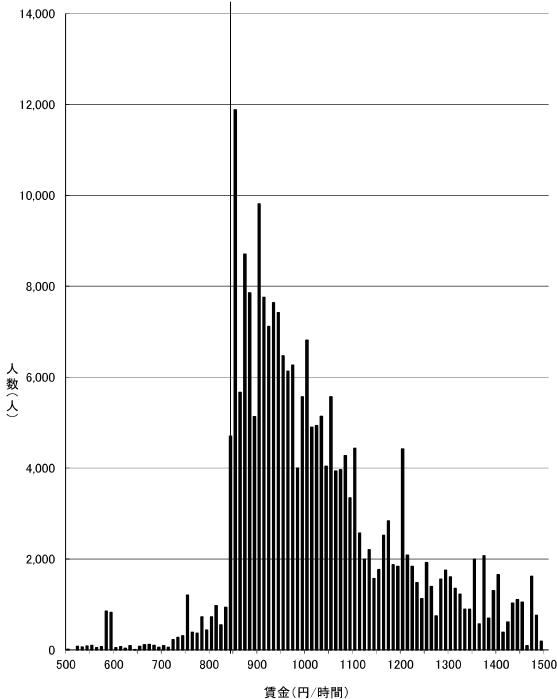
(注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。  
2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。  
3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。  
4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

短時間労働者

茨城(B)

849円



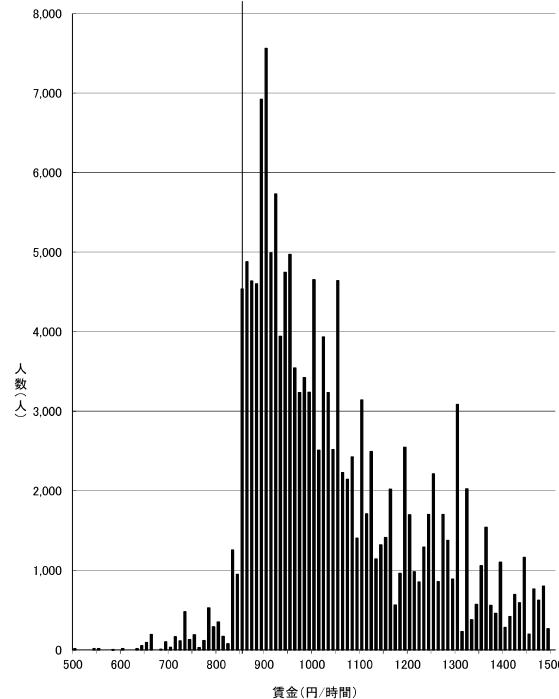
資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

853円



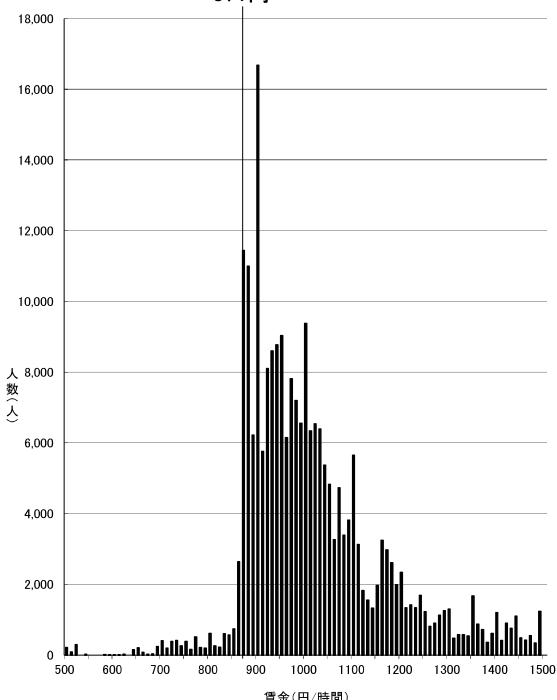
資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

871円



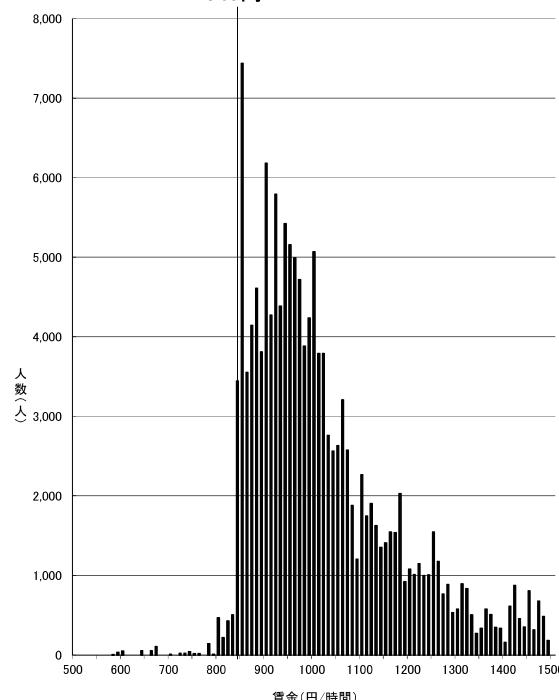
資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

848円

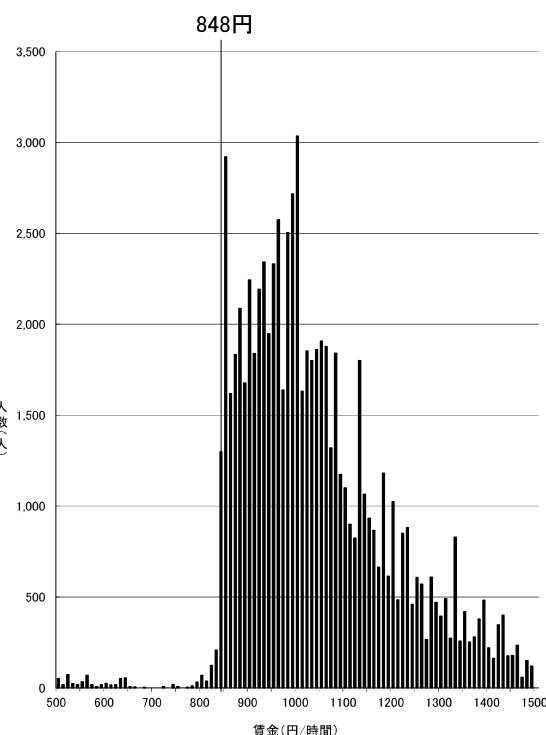


資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

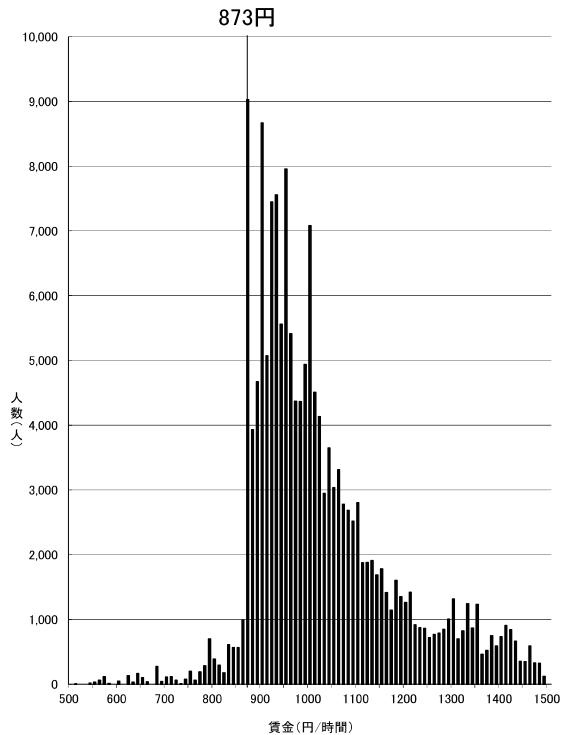


資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

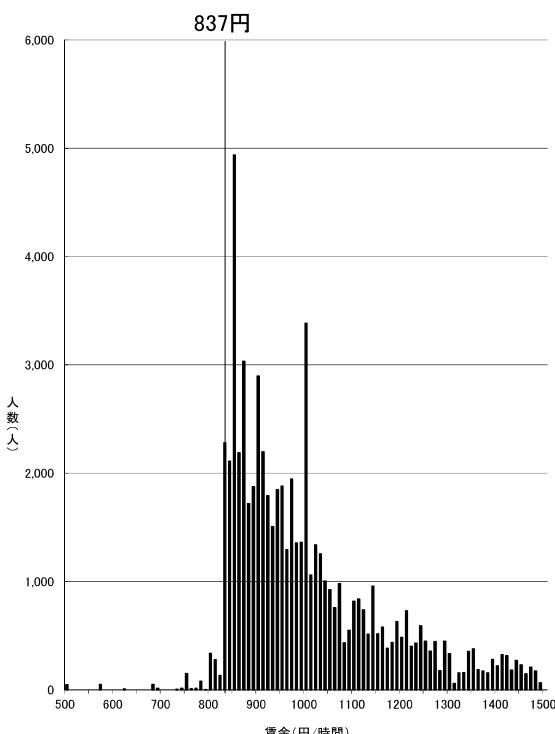


資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)



資料出所：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

## 地域別最低賃金額、未満率及び影響率 1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成23～令和2年度）

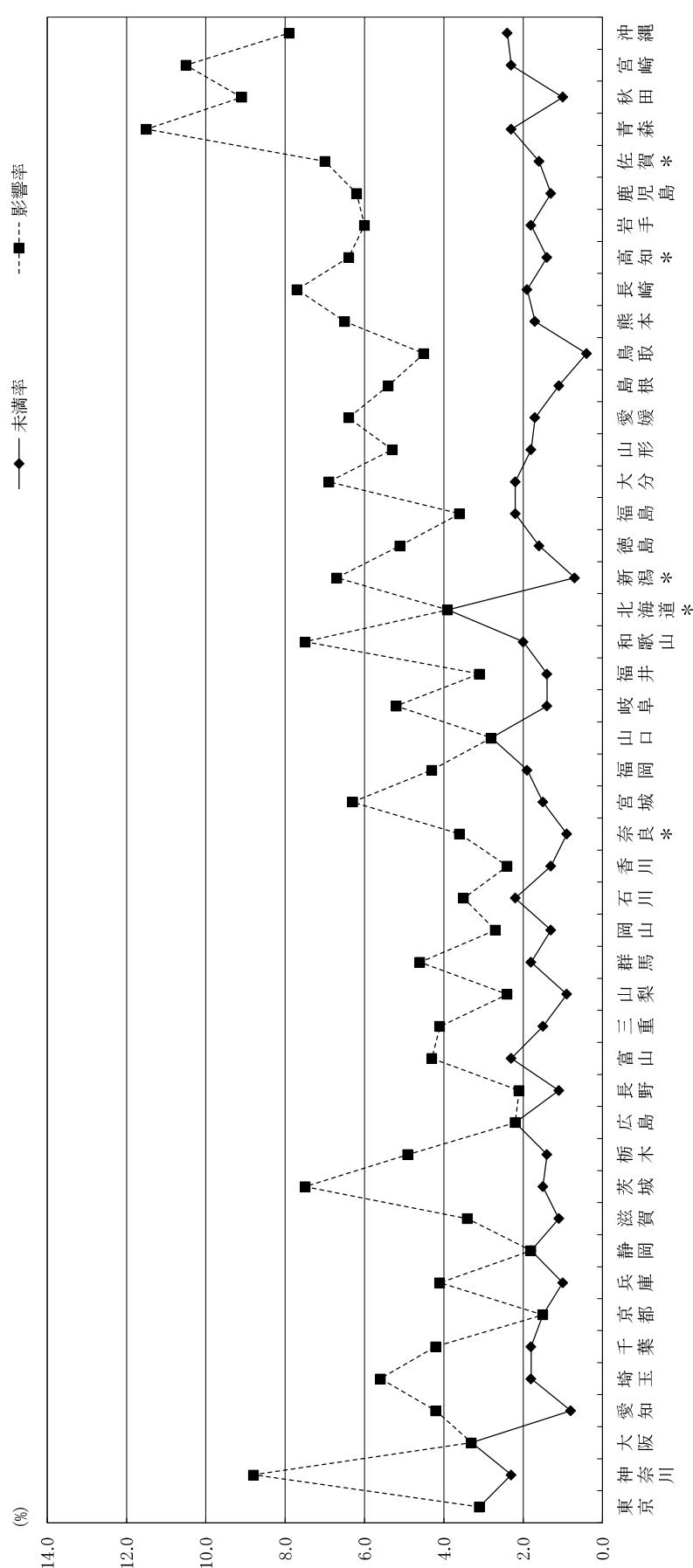
年度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)
A ランク	未満率 (%)	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4
	影響率 (%)	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5
B ランク	未満率 (%)	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5
	影響率 (%)	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4
C ランク	未満率 (%)	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8
	影響率 (%)	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5
D ランク	未満率 (%)	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8
	影響率 (%)	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9
計	未満率 (%)	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	影響率 (%)	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23～令和2年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 4 各ランクは、各年ににおける適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

## 2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和2年)  
 未満率(全国加重平均) 2.0%  
 影響率(全国加重平均) 4.7%



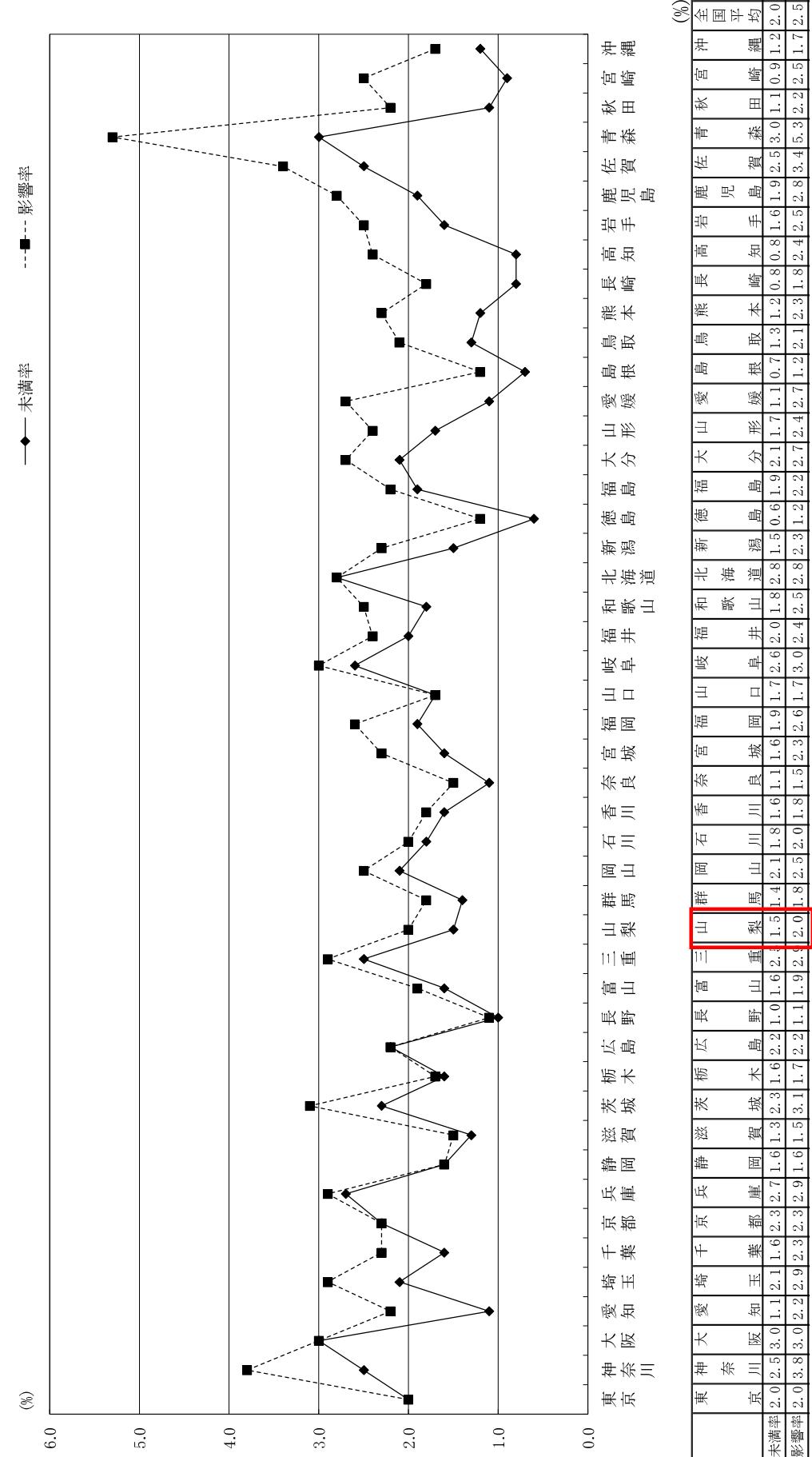
	東京都	神奈川県	大分県	愛媛県	千葉県	静岡県	岐阜県	三重県	山梨県	石川県	福井県	新潟県	長野県	山形県	秋田県	青森県	北海道
未満率	3.1	2.3	3.3	0.8	1.8	1.5	1.0	1.8	1.3	0.9	1.5	1.9	2.8	1.4	1.4	1.7	1.9
影響率	3.1	8.8	3.3	4.2	5.6	4.1	1.8	3.4	7.5	4.9	2.2	2.1	4.6	2.7	3.5	6.3	7.7

資料出所 厚生労働省「令和2年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

(注2) 上記の影響率、未満率は、令和2年度の各地方最底賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。  
 表のうち「\*」のある県の数値は事業所数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和2年)



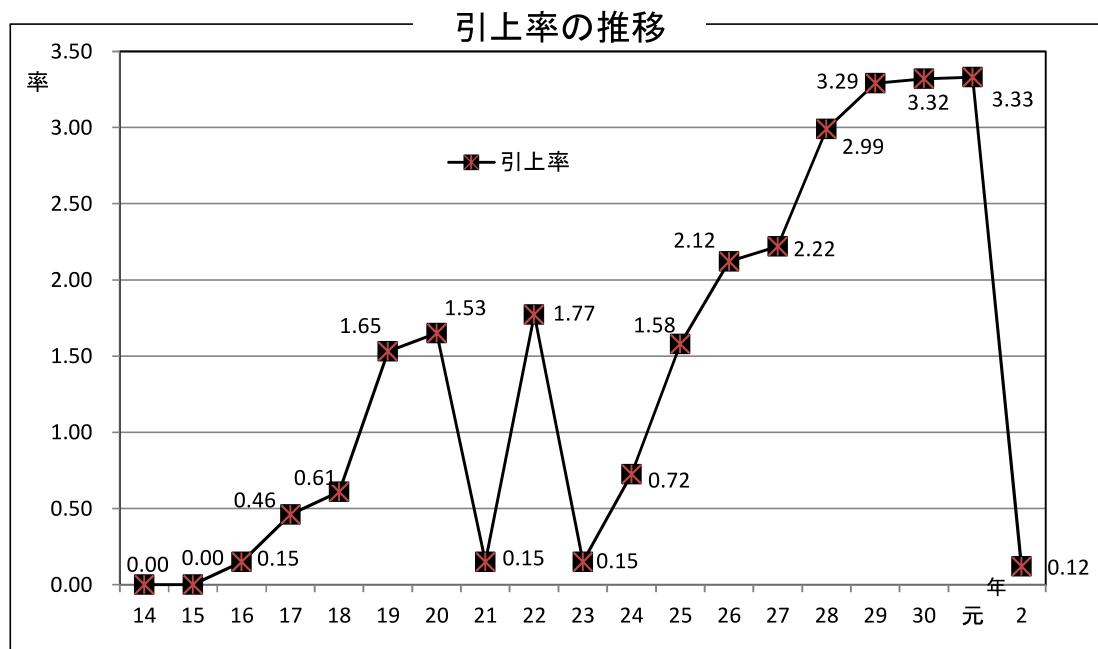
資料出所 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所（5～9人の事業所に限る。）を対象としている。  
2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。



## 山梨県最低賃金推移一覧（平成14年～令和2年）

年	最低賃金額（円）	引上額（円）	目安額との差	引上率（%）
14	647	0	—	0.00
15	647	0	±0	0.00
16	648	1	—	0.15
17	651	3	±0	0.46
18	655	4	+1	0.61
19	665	10	±0	1.53
20	676	11	+1	1.65
21	677	1	—	0.15
22	689	12	+2	1.77
23	690	1	±0	0.15
24	695	5	+1	0.72
25	706	11	+1	1.58
26	721	15	+1	2.12
27	737	16	±0	2.22
28	759	22	±0	2.99
29	784	25	±0	3.29
30	810	26	±0	3.32
元年	837	27	±0	3.33
2	838	1	±0	0.12

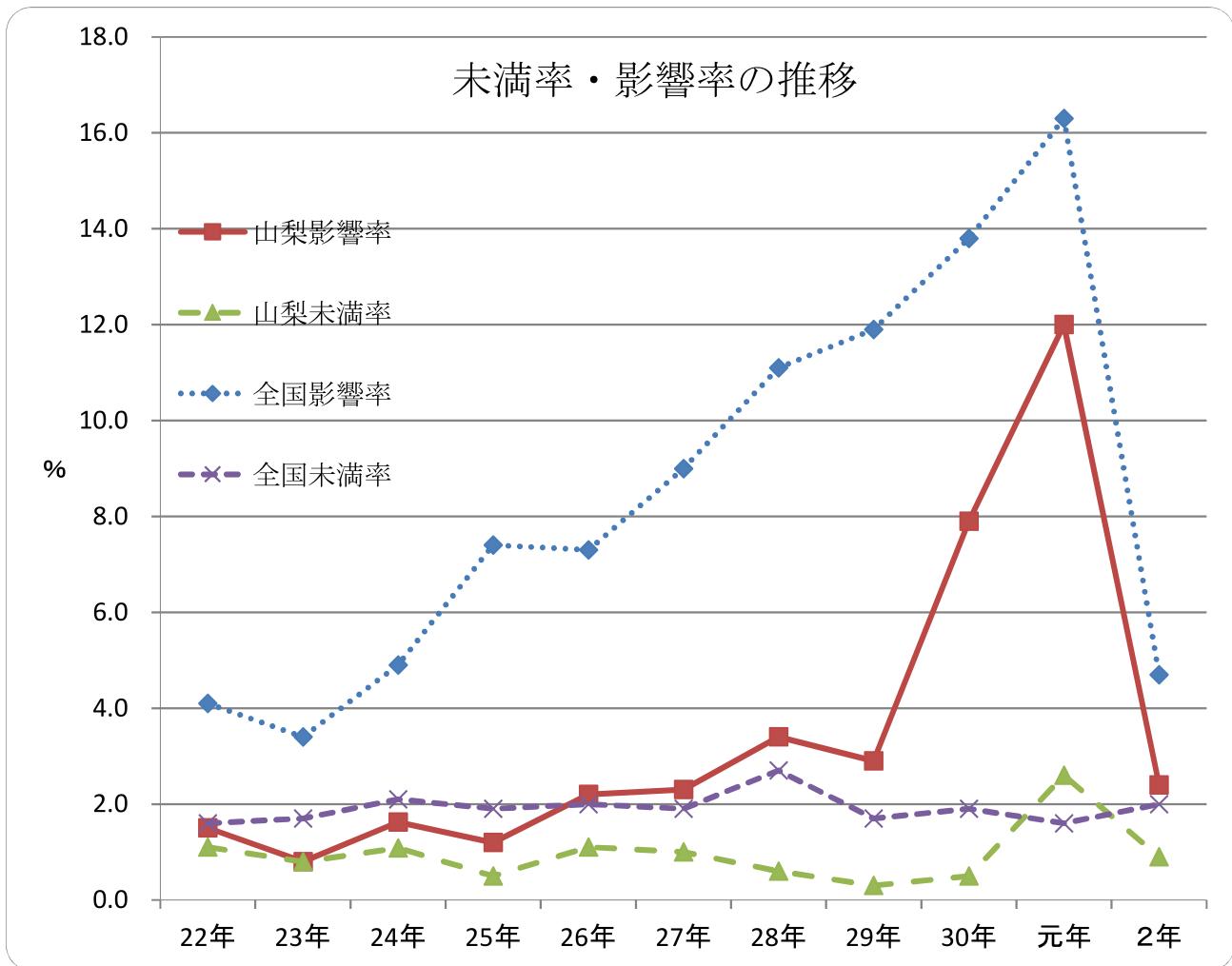




## 山梨県最低賃金の未満率と影響率

単位 (%)

		22	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02
山梨	影響率	1.5	0.8	1.6	1.2	2.2	2.3	3.4	2.9	7.9	12.0	2.4
	未満率	1.1	0.8	1.1	0.5	1.1	1.0	0.6	0.3	0.5	2.6	0.9
	最賃時間額(円)	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838
全国	影響率(加重)	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7
	未満率(加重)	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	最賃時間額(円)	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902



資料出所：最低賃金に関する基礎調査



令和3年度 最低賃金実態調査(基礎調査) 賃金階層別・業種別・規模別一覧

時間別所定内賃額	(1) 全業種			(2) 地域別最低賃金適用産業計			(3) 製造業(特定最低賃金適用業種除く)			(4) 卸・小売業			(5) 学術研究・専門・技術サービス業			(6) 宿泊・飲食サービス業			(7) 生活関連サービス・娯楽業			(8) 医療・福祉業			(9) その他のサービス業									
	(3手当を除く)	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人					
計	136,794	57,696	61,769	17,329	129,935	56,760	60,038	13,137	27,787	5,882	8,768	13,137	39,866	20,031	19,835	4,044	2,612	1,432	22,734	11,052	11,682	8,410	4,410	4,000	17,070	6,872	10,198	10,024	5,901	4,123				
円	1,730	1,176	554		1,708	1,155	552		157	157			236	167	69	77	77		400	400		42	42		340	218	122	456	94	361				
- 827	(1.3)	(2.0)	(0.9)		(1.3)	(2.0)	(0.9)		(0.6)	(2.7)			(0.6)	(0.8)	(0.3)	(1.9)	(3.0)		(1.8)	(3.6)		(0.5)	(0.9)		(2.0)	(3.2)	(1.2)	(4.5)	(1.6)	(8.8)				
828 -	828	(1.3)	(2.0)	(0.9)		(1.3)	(2.0)	(0.9)		(0.6)	(2.7)			236	167	69	77	77		400	400		42	42		340	218	122	456	94	361			
829 -	829	(1.3)	(2.1)	(0.9)		(1.3)	(2.1)	(0.9)		(0.6)	(2.7)			269	200	69	77	77		400	400		42	42		340	218	122	456	94	361			
830 -	830	(1.4)	(2.4)	(0.9)		(1.5)	(2.4)	(0.9)		(0.7)	(3.2)			269	200	69	77	77		534	534		42	42		340	218	122	456	94	361			
831 -	831	(1.4)	(2.4)	(0.9)		(1.5)	(2.4)	(0.9)		(0.7)	(3.2)			269	200	69	77	77		534	534		42	42		340	218	122	456	94	361			
832 -	832	(1.4)	(2.4)	(1.0)		(1.5)	(2.4)	(1.0)		(0.7)	(3.2)			(0.8)	(1.0)	(0.6)	(1.9)	(3.0)		(2.3)	(4.8)		(0.5)	(0.9)		(2.0)	(3.2)	(1.2)	(4.5)	(1.5)	(8.8)			
833 -	833	(1.6)	(2.7)	(1.0)		(1.6)	(2.7)	(1.0)		(0.7)	(3.2)			449	339	110	77	77		534	534		42	42		340	218	122	503	142	361			
834 -	834	(1.6)	(2.7)	(1.0)		(1.6)	(2.7)	(1.0)		(0.7)	(3.2)			449	339	110	77	77		534	534		42	42		340	218	122	503	142	361			
835 -	835	(1.6)	(2.7)	(1.0)		(1.7)	(2.7)	(1.0)		(0.7)	(3.2)			(1.1)	(1.7)	(0.6)	(1.9)	(3.0)		(2.3)	(4.8)		(0.5)	(0.9)		(2.1)	(3.2)	(1.4)	(5.0)	(2.4)	(8.8)			
836 -	836	(1.6)	(2.7)	(1.0)		(1.7)	(2.7)	(1.0)		(0.7)	(3.2)			(1.1)	(1.7)	(0.6)	(1.9)	(3.0)		(2.3)	(4.8)		(0.5)	(0.9)		(2.1)	(3.2)	(1.4)	(5.0)	(2.4)	(8.8)			
837 -	837	(1.6)	(2.7)	(1.0)	(0.1)	(1.7)	(2.7)	(1.0)	(0.2)	(0.8)	(3.2)		(0.2)	(1.1)	(1.7)	(0.6)	(1.9)	(3.0)		(2.3)	(4.8)		(0.5)	(0.9)		(2.1)	(3.2)	(1.4)	(5.0)	(2.4)	(8.8)			
838 -	838	(3.4)	(5.1)	(2.5)	(0.5)	(3.5)	(5.2)	(2.5)	(0.6)	(1.2)	(3.2)	(0.7)	(0.6)	(4.3)	(3.8)	(4.7)	(1.9)	(3.0)		(5.0)	(10.3)		411	411		389	218	171	503	142	361			
839 -	839	(3.5)	(5.4)	(2.5)	(0.8)	(3.6)	(5.4)	(2.5)	(0.9)	(1.3)	(3.2)	(0.7)	(0.9)	(4.6)	(4.5)	(4.7)	(1.9)	(3.0)		(5.0)	(10.3)		411	411		389	218	171	503	142	361			
840 -	840	(6.9)	(9.5)	(6.0)	(1.9)	(7.2)	(9.5)	(6.0)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.1)	(6.9)	(9.4)	(1.9)	(3.0)		(10.8)	(18.8)		2,448	2,074	374	785	785		413	218	196	503	142	361
841 -	841	(6.9)	(9.5)	(6.0)	(1.9)	(7.2)	(9.5)	(6.0)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.1)	(6.9)	(9.4)	(1.9)	(3.0)		(10.8)	(18.8)		2,448	2,074	374	785	785		413	218	196	503	142	361
842 -	842	(6.9)	(9.5)	(6.0)	(1.9)	(7.2)	(9.5)	(6.1)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.2)	(6.9)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(10.8)	(18.8)		2,448	2,074	374	785	785		413	218	196	503	142	361
843 -	843	(7.0)	(9.6)	(6.1)	(1.9)	(7.3)	(9.6)	(6.2)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.2)	(6.9)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(11.2)	(18.8)		2,541	2,074	467	785	785		413	218	196	503	142	361
844 -	844	(7.1)	(9.7)	(6.2)	(1.9)	(7.4)	(9.7)	(6.3)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.2)	(6.9)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(11.5)	(19.4)		2,448	2,074	374	785	785		413	218	196	503	142	361
845 -	845	(7.2)	(9.9)	(6.2)	(1.9)	(7.5)	(10.0)	(6.3)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.4)	(7.4)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(11.5)	(19.4)		2,448	2,074	374	785	785		413	218	196	503	142	361
846 -	846	(7.4)	(10.3)	(6.2)	(1.9)	(7.7)	(10.3)	(6.3)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.4)	(7.4)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(12.4)	(21.2)		2,808	2,341	467	827	827		438	218	220	580	189	391
847 -	847	(7.4)	(10.3)	(6.3)	(1.9)	(7.7)	(10.3)	(6.3)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.4)	(7.4)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(12.4)	(21.2)		2,808	2,341	467	827	827		462	218	245	580	189	391
848 -	848	(7.4)	(10.3)	(6.3)	(1.9)	(7.7)	(10.3)	(6.3)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.4)	(7.4)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(12.4)	(21.2)		2,808	2,341	467	827	827		462	218	245	580	189	391
849 -	849	(7.4)	(10.3)	(6.3)	(1.9)	(7.7)	(10.3)	(6.3)	(2.2)	(6.7)	(12.6)	(9.4)	(2.2)	(8.4)	(7.4)	(9.5)	(1.9)	(3.0)		(12.4)	(21.2)		2,808	2,341	467	827	827		462	218	245	580	189	391
850 -	850	(12.7)	(13.9)	(14.0)	(4.1)	(13.2)	(14.0)	(5.0)	(9.9)	(15.6)	(13.4)	(5.0)	(16.8)	(12.7)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(22.5)	(26.0)	(19.1)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.2)	(3.6)	(2.9)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
851 -	851	(12.7)	(13.9)	(14.0)	(4.1)	(13.2)	(14.0)	(5.0)	(9.9)	(15.6)	(13.4)	(5.0)	(16.8)	(12.7)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(22.5)	(26.0)	(19.1)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.2)	(3.6)	(2.9)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
852 -	852	(12.8)	(13.9)	(14.1)	(4.1)	(13.2)	(14.0)	(5.0)	(10.0)	(16.1)	(13.4)	(5.0)	(16.8)	(12.7)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(22.5)	(26.0)	(19.1)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.3)	(3.6)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
853 -	853	(12.8)	(13.9)	(14.1)	(4.1)	(13.2)	(14.0)	(5.0)	(10.0)	(16.1)	(13.4)	(5.0)	(16.8)	(12.7)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(22.5)	(26.0)	(19.1)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.3)	(3.6)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
854 -	854	(12.8)	(13.9)	(14.2)	(4.1)	(13.3)	(14.0)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(16.8)	(12.7)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(22.5)	(26.0)	(19.1)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.3)	(3.6)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
855 -	855	(12.8)	(13.9)	(14.1)	(4.1)	(13.2)	(14.0)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
856 -	856	(13.1)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
857 -	857	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
858 -	858	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
859 -	859	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
860 -	860	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
861 -	861	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
862 -	862	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
863 -	863	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
864 -	864	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
865 -	865	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
866 -	866	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)	(13.6)	(14.7)	(5.0)	(10.3)	(16.1)	(14.4)	(5.0)	(17.6)	(14.1)	(21.1)	(1.9)	(3.0)		(23.0)	(26.6)	(19.5)	(14.0)	(21.1)	(6.2)	(3.5)	(4.1)	(3.1)	(7.2)	(5.6)	(9.5)				
867 -	867	(13.7)	(14.6)	(14.3)	(4.1)</td																													



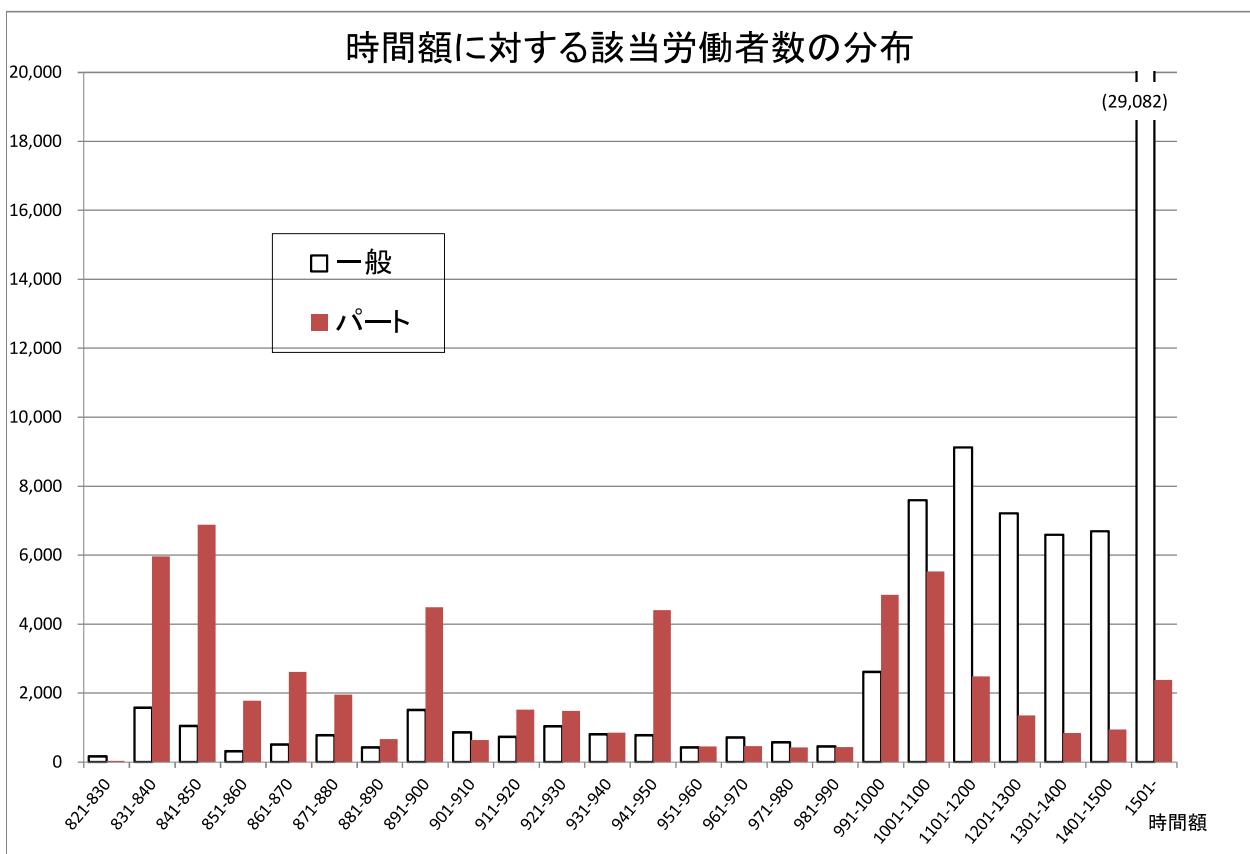
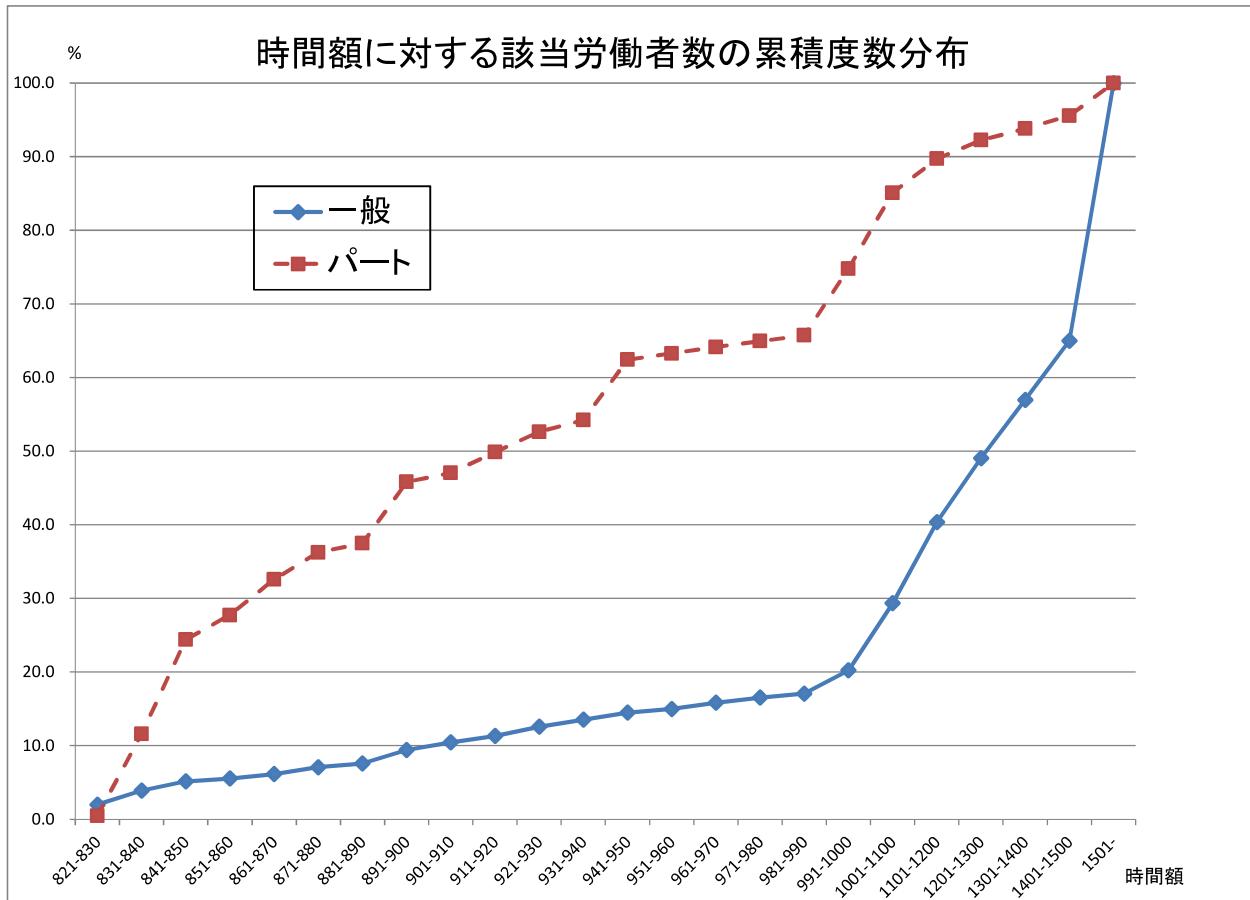
時間当たり所定内資金額	(1) 企業概			(2) 地域別最低賃金適用産業計			(3) 制造業(特定最低賃金適用業種類別)			(4) 飲・小売業			(5) 学術研究・専門・技術サービス業			(6) 宿泊・飲食サービス業			(7) 生活関連サービス・娯楽業			(8) 医療・福祉業			(9) その他のサービス業						
	(3手当を除く)	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人	合計	1~9人	10~29人	30~99人		
857	857	18,015	8,473	8,824	718	17,702	8,375	8,670	657	2,863	944	1,261	657	7,043	2,866	4,177	77	77		5,221	2,944	2,276	1,179	933	246	598	280	318	722	330	391
858	858	18,015	8,473	8,824	718	17,702	8,375	8,670	657	2,863	944	1,261	657	7,043	2,866	4,177	77	77		5,221	2,944	2,276	1,179	933	246	598	280	318	722	330	391
859	859	18,056	8,473	8,865	718	17,743	8,375	8,711	657	2,863	944	1,261	657	7,084	2,866	4,218	77	77		5,221	2,944	2,276	1,179	933	246	598	280	318	722	330	391
860	860	19,499	8,850	9,904	1,045	19,091	8,448	9,718	925	3,163	944	1,293	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,349	2,944	2,405	1,275	1,006	268	598	280	318	722	330	391
861	861	19,721	8,675	9,995	1,052	19,300	8,573	9,802	925	3,247	944	1,377	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,349	2,944	2,405	1,400	1,131	268	598	280	318	722	330	391
862	862	19,828	8,675	10,101	1,052	19,406	8,573	9,908	925	3,257	944	1,388	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,396	2,944	2,481	1,400	1,131	268	647	280	367	722	330	391
863	863	19,828	8,675	10,101	1,052	19,406	8,573	9,908	925	3,257	944	1,388	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,396	2,944	2,481	1,400	1,131	268	647	280	367	722	330	391
864	864	19,929	8,776	10,101	1,052	19,504	8,671	9,908	925	3,257	944	1,388	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,462	3,011	2,481	1,400	1,131	268	678	311	367	722	330	391
865	865	19,929	8,776	10,101	1,052	19,504	8,671	9,908	925	3,257	944	1,388	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,462	3,011	2,481	1,400	1,131	268	678	311	367	722	330	391
866	866	19,996	8,843	10,101	1,052	19,571	8,738	9,908	925	3,257	944	1,388	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,529	3,078	2,481	1,400	1,131	268	678	311	367	722	330	391
867	867	20,071	8,874	10,145	1,052	19,646	8,769	9,952	925	3,333	976	1,432	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,529	3,078	2,481	1,400	1,131	268	678	311	367	722	330	391
868	868	20,071	8,874	10,145	1,052	19,646	8,769	9,952	925	3,333	976	1,432	925	7,908	2,866	5,042	77	77		5,529	3,078	2,481	1,400	1,131	268	678	311	367	722	330	391
869	869	20,104	8,907	10,145	1,052	19,679	8,802	9,952	925	3,333	976	1,432	925	7,940	2,898	5,042	77	77		5,529	3,078	2,481	1,400	1,131	268	678	311	367	722	330	391
870	870	22,613	9,185	12,289	1,140	22,170	9,072	12,092	1,066	3,451	1,013	1,432	1,066	9,621	2,931	6,690	77	77		6,173	3,278	2,895	1,400	1,131	268	727	311	416	722	330	391
871	871	22,616	9,185	12,289	1,142	22,170	9,072	12,092	1,066	3,451	1,013	1,432	1,066	9,621	2,931	6,690	77	77		6,173	3,278	2,895	1,400	1,131	268	727	311	416	722	330	391
872	872	22,616	9,185	12,289	1,142	22,170	9,072	12,092	1,066	3,451	1,013	1,432	1,066	9,621	2,931	6,690	77	77		6,173	3,278	2,895	1,400	1,131	268	727	311	416	722	330	391
873	873	22,640	9,185	12,313	1,142	22,194	9,072	12,117	1,066	3,451	1,013	1,432	1,066	9,621	2,931	6,690	77	77		6,173	3,278	2,895	1,400	1,131	268	751	311	440	722	330	391
874	874	22,686	9,185	12,338	1,163	22,219	9,072	12,141	1,066	3,451	1,013	1,432	1,066	9,621	2,931	6,690	77	77		6,173	3,278	2,895	1,400	1,131	268	776	311	465	722	330	391
875	875	23,041	9,486	12,392	1,163	22,574	9,373	12,196	1,066	3,614	1,176	1,432	1,066	9,690	3,001	6,690	77	77		6,241	3,346	2,895	1,400	1,131	268	800	311	489	752	330	421
876	876	23,150	9,486	12,501	1,163	22,683	9,373	12,304	1,066	3,698	1,176	1,516	1,066	9,690	3,001	6,690	77	77		6,241	3,346	2,895	1,400	1,131	268	825	311	514	752	330	421
877	877	23,296	9,533	12,600	1,163	22,829	9,420	12,403	1,066	3,709	1,176	1,527	1,066	9,732	3,001	6,731	77	77		6,288	3,346	2,942	1,400	1,131	268	825	311	514	799	378	421
878	878	23,296	9,533	12,600	1,163	22,829	9,420	12,403	1,066	3,709	1,176	1,527	1,066	9,732	3,001	6,731	77	77		6,288	3,346	2,942	1,400	1,131	268	825	311	514	799	378	421
879	879	23,296	9,533	12,600	1,163	22,829	9,420	12,403	1,066	3,709	1,176	1,527	1,066	9,732	3,001	6,731	77	77		6,288	3,346	2,942	1,400	1,131	268	825	311	514	799	378	421
880	880	25,347	10,025	14,061	1,260	24,858	9,909	13,862	1,087	3,815	1,201	1,527	1,087	10,582	3,261	7,322	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,002	342	660	799	378	421
881	881	25,409	10,025	14,102	1,282	24,920	9,969	13,903	1,108	3,836	1,201	1,527	1,108	10,624	3,261	7,363	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,002	342	660	799	378	421
882	882	25,433	10,025	14,126	1,282	24,945	9,999	13,927	1,108	3,836	1,201	1,527	1,108	10,624	3,261	7,363	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,027	342	685	799	378	421
883	883	25,469	10,025	14,162	1,282	24,980	9,969	13,963	1,108	3,847	1,201	1,538	1,108	10,624	3,261	7,363	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,051	342	709	799	378	421
884	884	25,473	10,030	14,162	1,282	24,980	9,969	13,963	1,108	3,847	1,201	1,538	1,108	10,624	3,261	7,363	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,051	342	709	799	378	421
885	885	25,551	10,095	14,237	1,284	25,055	9,969	14,038	1,108	3,881	1,201	1,572	1,108	10,665	3,261	7,404	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,051	342	709	799	378	421
886	886	25,637	10,095	14,237	1,305	25,142	9,974	14,038	1,129	3,902	1,201	1,572	1,129	10,730	3,326	7,404	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,051	342	709	799	378	421
887	887	25,658	10,095	14,237	1,326	25,163	9,974	14,038	1,151	3,923	1,201	1,572	1,151	10,730	3,326	7,404	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,051	342	709	799	378	421
888	888	25,658	10,095	14,237	1,326	25,163	9,974	14,038	1,151	3,923	1,201	1,572	1,151	10,730	3,326	7,404	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,051	342	709	799	378	421
889	889	25,741	10,095	14,237	1,326	25,163	9,974	14,038	1,151	3,923	1,201	1,572	1,151	10,730	3,326	7,404	77	77		7,032	3,414	3,618	1,550	1,237	313	1,051	342	709	799	378	421
890	890	25,741</td																													



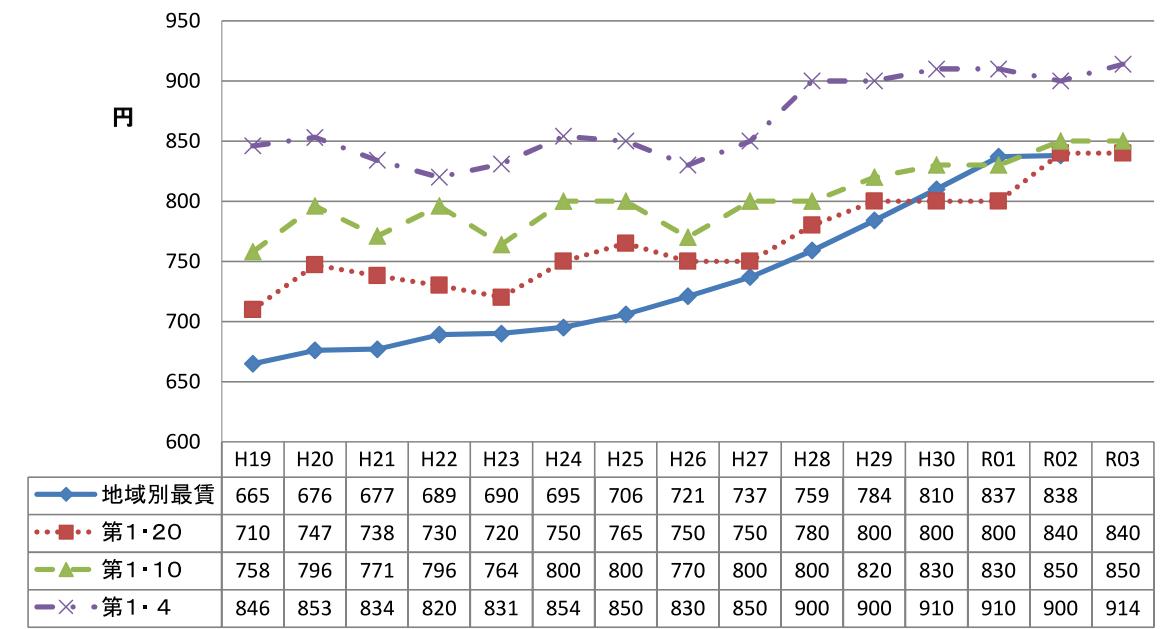
時間当たり所定内賃額	(1) 企業概要												(2) 地域別最低賃金適用産業計												(3) 製造業(特定最低賃金適用業種除く)												(4) 鉱・小売業												(5) 学術研究・専門・技術サービス業												(6) 宿泊・飲食サービス業												(7) 生活関連サービス・娯楽業												(8) 医療・福祉業												(9) その他のサービス業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	(3手当を除く)			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人			合計			1~9人			1~29人			3~99人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
888 888	25,679 (18.8)	10,095 (17.5)	14,237 (23.0)	1,348 (7.8)	25,184 (19.4)	9,974 (17.6)	14,038 (23.4)	1,172 (8.9)	3,944 (14.2)	1,201 (20.4)	1,572 (17.9)	1,172 (8.9)	10,730 (26.9)	3,326 (16.6)	7,404 (37.3)	77 (1.9)	77 (3.0)	77 (1.9)	77 (3.0)	7,032 (30.9)	3,414 (30.9)	3,618 (31.0)	1,550 (18.4)	1,237 (28.0)	313 (7.8)	1,051 (6.2)	342 (5.0)	709 (7.0)	799 (8.0)	378 (6.4)	421 (10.2)	889 889	25,761 (18.8)	10,177 (17.6)	14,237 (23.0)	1,348 (7.8)	25,264 (19.4)	10,054 (20.3)	14,038 (24.0)	1,172 (9.8)	3,960 (15.0)	1,216 (22.4)	1,572 (17.9)	1,172 (9.8)	10,795 (16.9)	3,391 (37.3)	7,404 (37.3)	77 (1.9)	77 (3.0)	7,032 (30.9)	3,414 (30.9)	3,618 (31.0)	1,550 (18.4)	1,237 (28.0)	313 (7.8)	1,051 (6.2)	342 (5.0)	709 (7.0)	799 (8.0)	378 (6.4)	421 (10.2)	890 890	26,863 (19.6)	10,744 (18.6)	14,641 (23.7)	1,478 (8.5)	26,313 (18.7)	10,587 (24.0)	14,433 (21.5)	1,293 (12.5)	4,181 (18.5)	1,316 (21.5)	1,572 (21.8)	1,293 (12.5)	11,102 (33.1)	3,423 (42.4)	7,679 (42.4)	77 (3.1)	77 (3.9)	7,232 (31.8)	3,614 (32.7)	3,618 (31.0)	1,710 (20.3)	1,374 (31.2)	336 (8.4)	1,211 (7.1)	404 (5.9)	807 (7.9)	799 (8.0)	378 (6.4)	421 (10.2)	900 900	33,329 (24.4)	14,265 (24.7)	17,192 (27.8)	1,872 (10.8)	32,598 (25.1)	14,963 (24.8)	16,888 (28.1)	1,647 (12.5)	5,134 (18.5)	1,633 (21.5)	1,854 (21.8)	1,647 (12.5)	13,182 (33.1)	4,775 (42.4)	8,408 (42.4)	125 (3.1)	103 (1.6)	9,339 (41.1)	4,682 (42.4)	4,657 (39.9)	2,033 (24.2)	1,698 (38.5)	336 (8.4)	1,753 (10.3)	653 (9.5)	1,101 (10.8)	1,031 (10.3)	519 (8.8)	512 (12.4)	910 919	34,950 (25.5)	14,899 (25.8)	17,746 (28.7)	2,304 (13.3)	33,867 (26.1)	14,487 (25.9)	17,361 (28.9)	1,819 (19.6)	5,433 (29.6)	1,742 (21.3)	1,872 (13.8)	1,819 (34.1)	13,598 (25.3)	5,067 (43.0)	8,531 (43.0)	125 (3.1)	103 (1.6)	9,569 (42.1)	4,749 (43.0)	4,821 (41.3)	2,110 (25.1)	1,730 (39.2)	380 (9.5)	2,000 (11.7)	777 (11.3)	1,223 (12.0)	1,031 (10.3)	519 (8.8)	512 (12.4)	920 929	37,131 (27.1)	15,835 (27.4)	18,610 (30.1)	2,666 (15.5)	35,899 (27.6)	15,608 (30.2)	18,150 (21.0)	2,141 (16.3)	5,840 (21.0)	1,798 (21.7)	1,901 (16.3)	1,243 (21.7)	14,232 (36.7)	5,509 (44.0)	8,724 (44.0)	151 (3.7)	129 (4.9)	22 (1.6)	10,301 (45.3)	5,084 (44.7)	5,217 (44.7)	2,110 (25.1)	1,730 (39.2)	380 (9.5)	2,234 (13.1)	840 (12.2)	1,394 (13.7)	1,031 (10.3)	519 (8.8)	512 (12.4)	930 939	39,811 (29.1)	16,843 (29.2)	19,700 (31.9)	3,268 (18.9)	38,429 (29.6)	16,611 (31.9)	19,170 (20.2)	2,648 (23.2)	6,455 (22.3)	1,848 (22.3)	1,960 (22.3)	2,648 (22.3)	15,063 (22.3)	5,941 (46.0)	9,122 (46.0)	174 (3.1)	129 (4.9)	45 (3.1)	11,005 (48.4)	5,484 (47.3)	5,521 (47.3)	2,183 (26.0)	1,803 (40.9)	380 (9.5)	2,380 (13.9)	840 (12.2)	1,541 (15.1)	1,168 (11.7)	566 (9.6)	602 (14.6)	940 949	40,904 (29.9)	17,291 (30.0)	20,131 (32.6)	3,483 (20.1)	39,434 (30.3)	17,056 (30.0)	19,555 (32.6)	2,812 (21.4)	6,695 (21.4)	1,888 (21.4)	1,996 (21.4)	2,812 (21.4)	15,405 (36.0)	6,201 (46.4)	9,204 (46.4)	174 (4.3)	129 (4.9)	45 (3.1)	11,192 (49.2)	5,484 (48.9)	5,707 (48.9)	2,267 (27.0)	1,886 (42.8)	380 (9.5)	2,442 (14.3)	902 (15.1)	1,541 (16.8)	1,259 (12.6)	566 (9.6)	692 (16.8)	950 959	46,050 (33.7)	18,655 (32.3)	23,501 (38.0)	3,894 (22.5)	44,400 (34.2)	18,392 (32.4)	22,889 (32.4)	3,119 (23.7)	7,647 (23.7)	2,025 (23.7)	2,504 (23.7)	3,119 (23.7)	16,412 (34.4)	6,712 (35.5)	9,699 (35.5)	248 (6.1)	180 (6.9)	67 (4.7)	13,042 (57.4)	5,818 (56.2)	7,224 (61.8)	2,961 (35.2)	1,970 (44.7)	991 (24.8)	2,738 (16.0)	1,026 (14.9)	1,712 (16.8)	1,353 (11.2)	661 (16.8)	692 (16.8)	960 969	47,298 (34.6)	19,241 (33.9)	23,998 (38.9)	4,059 (23.4)	45,537 (35.0)	18,973 (34.3)	23,363 (34.3)	3,201 (34.3)	7,829 (34.9)	2,115 (34.9)	2,514 (34.9)	3,201 (34.9)	16,649 (36.0)	6,949 (36.0)	9,699 (36.0)	270 (6.7)	180 (6.9)	90 (6.3)	13,175 (58.0)	5,951 (58.8)	7,224 (61.8)	3,322 (39.5)	2,011 (45.6)	1,311 (32.8)	2,891 (16.9)	1,057 (15.4)	1,834 (18.0)	1,400 (14.0)	708 (12.0)	692 (16.8)	970 979	48,137 (35.2)	19,619 (34.0)	24,360 (39.4)	4,158 (24.0)	46,331 (35.7)	19,349 (34.1)	23,710 (34.1)	3,272 (34.1)	8,092 (34.1)	2,214 (34.1)	2,606 (34.1)	3,272 (34.1)	16,926 (34.1)	5,717 (34.1)	9,809 (34.1)	270 (6.7)	180 (6.9)	90 (6.3)	13,222 (58.2)	5,951 (58.8)	7,270 (62.2)	3,322 (39.5)	2,011 (45.6)	1,311 (32.8)	3,051 (17.9)	1,119 (16.3)	1,932 (18.9)	1,448 (14.4)	755 (12.8)	692 (16.8)	980 989	49,152 (35.9)	19,820 (34.4)	24,888 (40.3)	4,444 (25.6)	47,279 (36.4)	19,550 (34.4)	24,228 (34.4)	3,501 (34.4)	8,350 (40.4)	2,214 (40.4)	2,634 (40.4)	3,501 (40.4)	16,991 (36.0)	6,782 (36.0)	9,809 (36.0)	292 (7.2)	180 (6.9)	90 (7.8)	13,362 (58.8)	5,951 (58.8)	7,410 (63.4)	3,396 (40.4)	2,085 (47.3)	1,311 (32.8)	3,260 (19.1)	1,182 (17.2)	2,079 (20.4)	1,628 (16.2)	755 (12.2)	873 (16.2)	990 999	50,174 (36.7)	20,222 (35.0)	25,313 (41.0)	4,638 (26.8)	48,235 (37.1)	19,944 (35.1)	24,635 (36.0)	3,655 (35.1)	8,555 (41.0)	2,214 (37.8)	2,687 (36.0)	3,655 (37.2)	17,375 (36.0)	7,456 (36.0)	9,919 (36.0)	292 (7.2)	180 (6.9)	112 (7.8)	13,408 (59.0)	5,951 (58.8)	7,457 (63.8)	3,460 (41.1)	2,127 (48.2)	1,333 (33.3)	3,438 (20.1)	2,225 (17.6)	2,225 (21.8)	1,705 (17.0)	803 (13.6)	993 (21.9)	1,000 1,099	68,369 (50.0)	27,903 (48.4)	33,775 (54.7)	6,691 (48.6)	65,584 (50.5)	27,489 (48.4)	32,893 (50.6)	5,202 (50.6)	11,522 (50.6)	2,885 (50.6)	3,435 (50.6)	5,202 (50.6)	21,230 (50.6)	9,110 (50.6)	12,120 (50.6)	973 (51.1)	659 (53.9)	313 (51.1)	18,295 (63.8)	8,639 (63.8)	9,616 (63.8)	5,301 (41.1)	2,839 (58.2)	2,463 (41.1)	5,649 (63.0)	2,177 (61.6)	3,473 (33.1)	2,655 (20.1)	1,119 (17.6)	1,932 (21.8)	1,448 (17.0)	755 (13.6)	692 (21.9)	1,000 1,099	80,488 (50.0)	33,037 (48.4)	39,220 (47.5)	8,231 (47.5)	77,121 (47.5)	32,573 (47.5)	38,205 (47.5)	6,344 (47.5)	14,053 (47.5)	3,268 (47.5)	4,441 (47.5)	6,344 (47.5)	21,159 (47.5)	10,606 (50.6)	13,553 (50.6)	1,201 (52.7)	866 (52.9)	336 (52.9)	20,075 (68.3)	9,911 (68.3)	10,164 (68.3)	5,759 (48.3)	3,047 (58.2)	2,712 (58.2)	7,514 (68.5)	2,892 (69.1)	4,622 (69.1)	4,360 (44.0)	1,963 (45.3)	2,377 (43.5)	2,655 (43.5)	1,180 (43.5)	1,475 (43.5)	3,473 (43.5)	1,000 1,099	136,794 (100.0)	57,696 (100.0)	61,769 (100.0)	17,329 (100.0)	129,935 (100.0)	56,760 (100.0)	60,038 (100.0)	13,137 (100.0)	27,787 (100.0)	5,882 (100.0)	8,768 (100.0)</



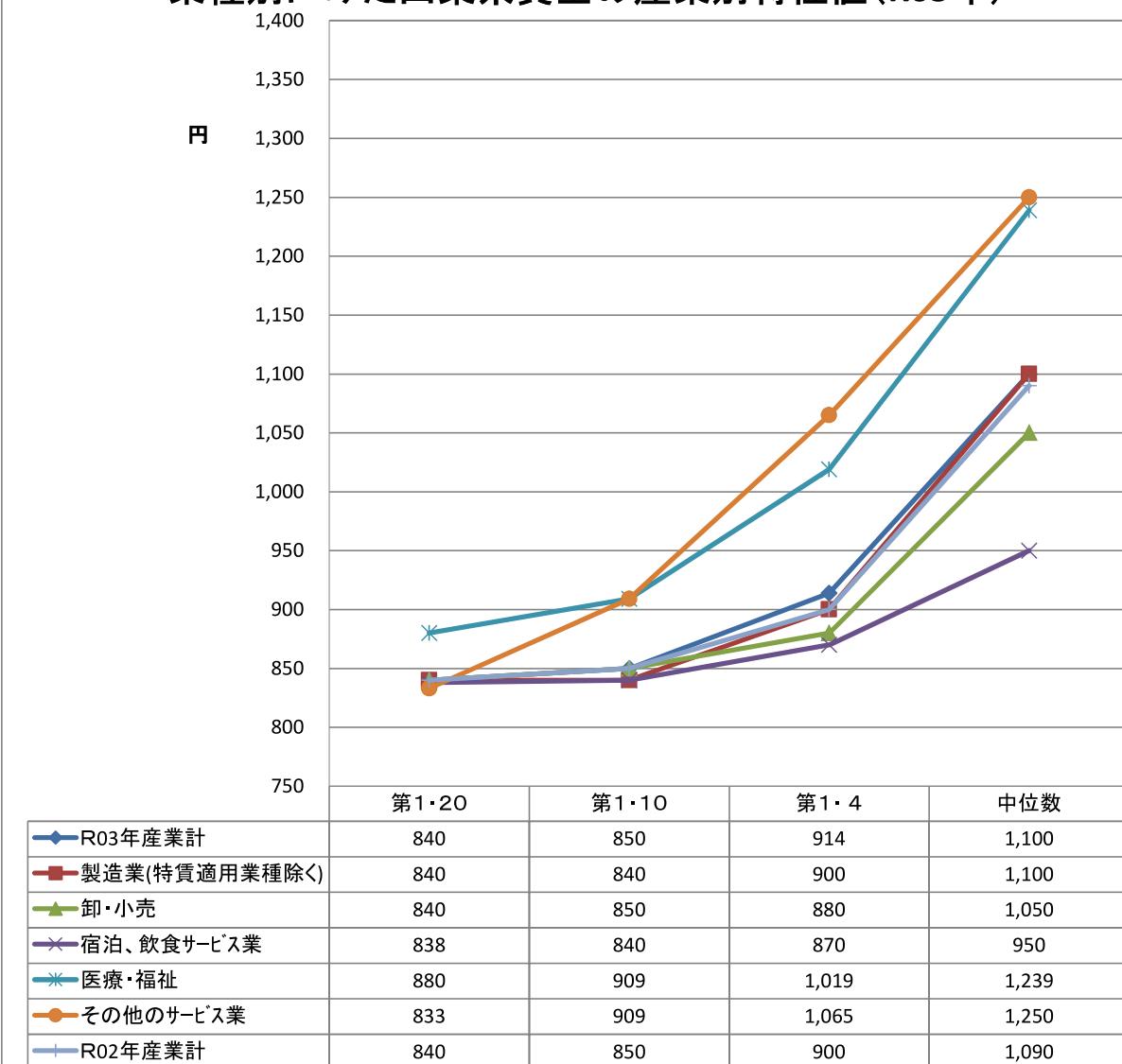
## 令和3年 最低賃金実態調査結果(基礎調査)



## 山梨県賃金・特性値の推移(H19～R03年)



## 業種別にみた山梨県賃金の産業別特性値(R03年)



## 未満率の算定及び影響率の試算について

本年の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき、未満率を算定し、また、影響率の試算を行った。

【未満率】現在の山梨県最低賃金額838円を下回っている労働者の割合

1.6%

【影響率】改定された場合に当該改定額を下回ることとなる労働者の割合

改定額(円)	引上げ額(円)	影響率(%)
838	0	-
839	1	3.5
840	2	6.9
841	3	6.9
842	4	6.9
843	5	7.0
844	6	7.1
845	7	7.2
846	8	7.4
847	9	7.4
848	10	7.4
849	11	7.4
850	12	12.7
851	13	12.7
852	14	12.8
853	15	12.8
854	16	12.8
855	17	13.1
856	18	13.1
857	19	13.2
858	20	13.2
859	21	13.2
860	22	14.3
861	23	14.4
862	24	14.5
863	25	14.5
864	26	14.6
865	27	14.6
866	28	14.6
867	29	14.7

改定額(円)	引上げ額(円)	影響率(%)
868	30	14.7
869	31	14.7
870	32	16.5
871	33	16.5
872	34	16.5
873	35	16.6
874	36	16.6
875	37	16.8
876	38	16.9
877	39	17.0
878	40	17.0
879	41	17.0
880	42	18.5
881	43	18.6
882	44	18.6
883	45	18.6
884	46	18.6
885	47	18.7
886	48	18.7
887	49	18.8
888	50	18.8

# 最低賃金と生活保護の比較について

- 地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢及び世帯の構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助がある。また、地域別最低賃金額は時間額であるのに対し、生活保護は月額で決定される。このため単純な比較は困難。平成20年度の中央最低賃金審議会で、比較方法を整理し、以下の前提で比較を行っている。
  - ・ 最低賃金の水準＝地域別最低賃金額×173.8(1箇月の労働時間)×0.818(可処分所得比率)
  - ・ 生活保護の水準＝生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)人口加重平均+住宅扶助実績値

## 【最低賃金】

### 最低賃金額で働いたときの手取額

最低賃金額で法定労働時間(※)働いたときの賃金総額

税金（所得税・住民税）  
社会保険料（年金、健保、雇用保険）  
◎社会保険料は本人負担分

賃金総額×可処分所得割合

◎可処分所得割合は、最低賃金が最も低い県において、給与から控除される税・社会保険料を機械的に計算している。

(R2年度の審議では、0.818を使用)

比較

## 【生活保護】

### 若年単身世帯の生活保護

(注) 高卒後働いてすぐの年齢を想定

アパート等の家賃  
(住宅扶助)

年末に増加する食費等（世帯人員ごと）  
(生活扶助基準の期末一時扶助(※))

光熱水費等の世帯単位で消費する生活費（世帯人員ごと）  
(生活扶助基準の第2類費)  
冬季加算(※)を含む

食費等の個人単位で消費する生活費（年齢ごと）  
(生活扶助基準の第1類費)

実績値

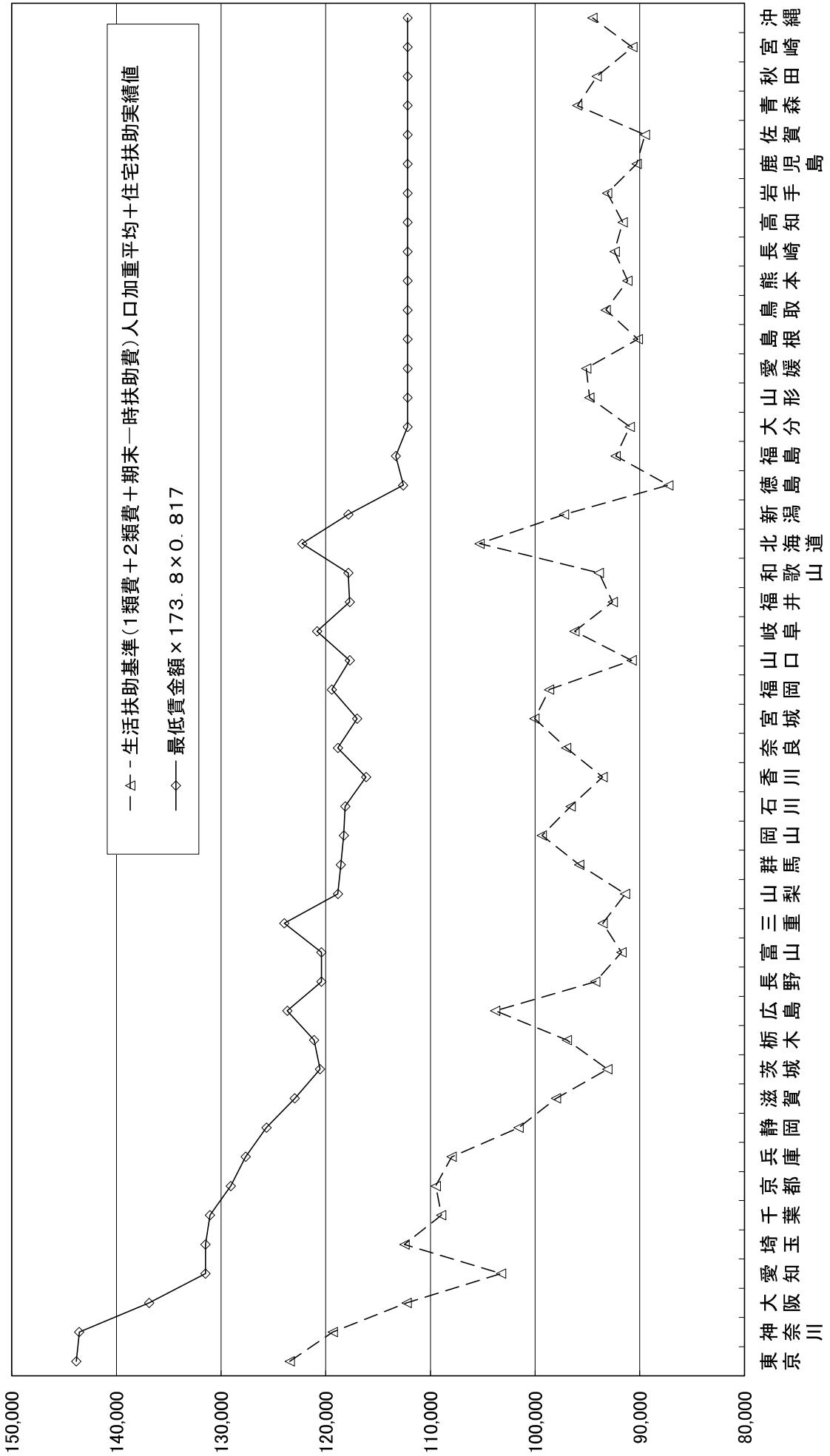
都道府県内の人団による加重平均



# 生活保護と最低賃金

単位:円

## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

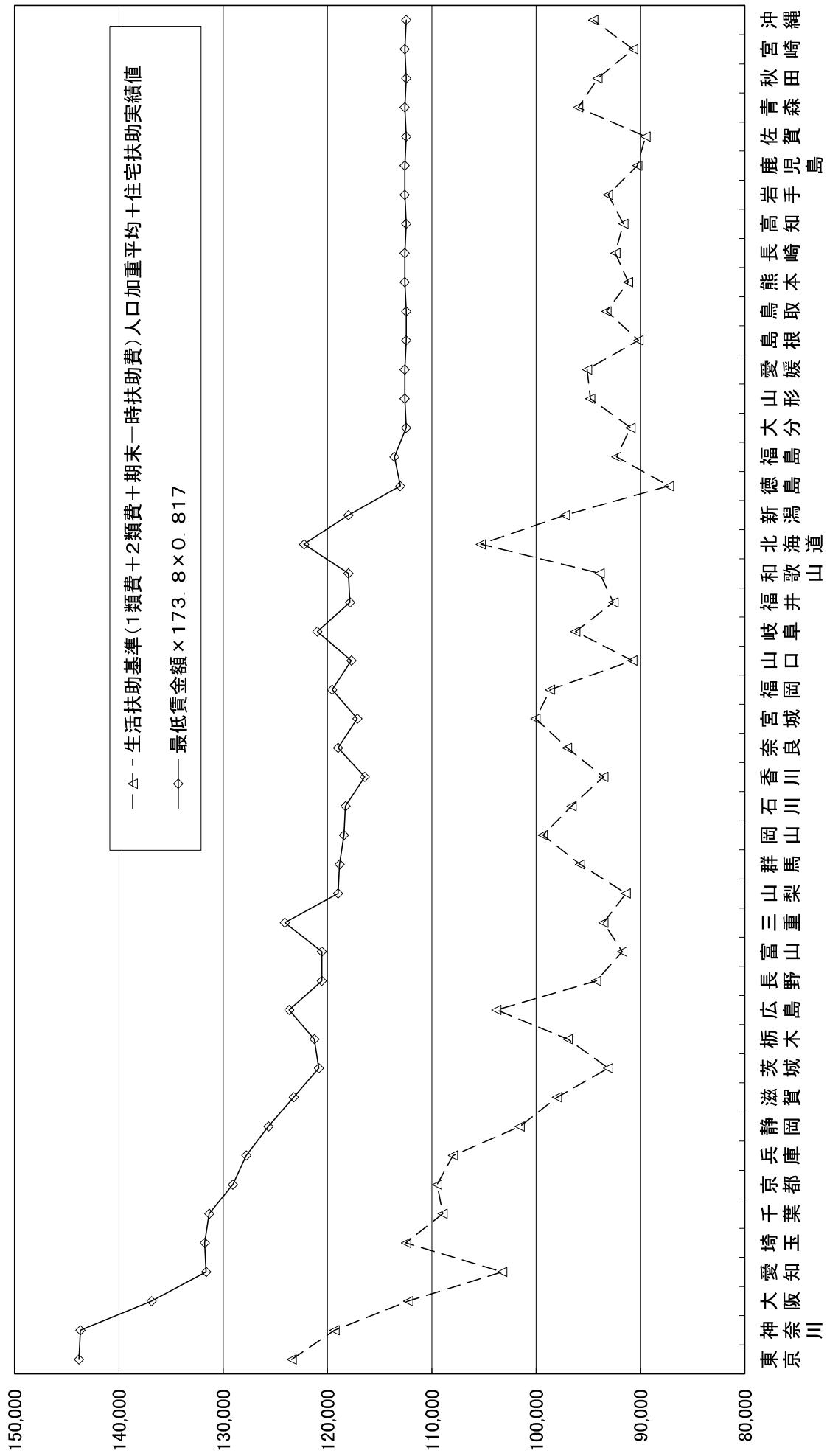
注2)生活扶助基準(冬季加算を含めて算出)。

注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。

注4)O. 817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得に対する比率。

## 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準(冬季加算を含めて算出)。

注3)生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得に対する比率。

## 都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度 データに基づく 乖離額 (A)	令和2年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (= A - B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (= C - D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.818→0.817) したことによる 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしも  $E = e① + e② + e③ + e④$  とならない。

## 最低賃金と生活保護との比較について

(令和3年7月計算)

### 1 前提

別添1「生活扶助基準額（令和元年10月改定反映）」による。

#### (1) 生活保護の対象となる者について

年齢区分を18歳から19歳とした単身世帯

#### (2) 山梨県の生活保護における級地区分

ア 2級地－1 甲府市

イ 3級地－1 富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、昭和町（10市1町）

ウ 3級地－2 南アルプス市、北杜市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村（2市7町6村）

※ 令和元年10月1日現在

#### (3) 級地区分別人口（平成27年国勢調査による）

ア 2級地－1 193,125人

イ 3級地－1 423,295人

ウ 3級地－2 218,510人

エ 合 計 834,930人

※ 平成22年10月1日以降市町村合併なし

#### (4) 最低生活費の算出について（令和元年度）

ア 生活扶助基準（第1類費及び第2類費）年齢：18～19歳

① 2級地－1 72,080円

② 3級地－1 68,430円

③ 3級地－2 66,480円

イ 冬季加算（11月から3月まで）

地域：V区・1人 4,630円

ウ 期末一時扶助費（12月のみ）1人

① 2級地－1 12,880円

② 3級地－1 11,610円

③ 3級地－2 10,970円

エ 住宅扶助実績値（令和元年度実績）

単身被保護世帯数 甲府市： 1,967 世帯  
 山梨県（甲府市を除く）： 2,752 世帯  
 合 計 4,719 世帯  
 住宅扶助実績値 甲府市： 19,985.7 円  
 山梨県（甲府市を除く）： 18,010.6 円  

$$(19,985.7 \text{ 円} \times 1,967 \text{ 世帯} + 18,010.6 \text{ 円} \times 2,752 \text{ 世帯}) \div 4,719 \text{ 世帯}$$
  

$$= 18,833 \text{ 円} \text{ (計算過程で 1 円未満四捨五入せず)}$$
  
住宅扶助実績値 18,834 円

## 2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の公益委員見解において算出された生活保護水準及び最低賃金との比較について

### (1) 手取額でみた最低賃金額について

時給 837 円（令和元年度山梨県最低賃金）で月 173.8 時間（40時間 × 365 ÷ 7 ÷ 12か月）働いた場合の 1 か月の収入（手取額）は、  

$$837 \text{ 円} \times 173.8 \text{ 時間} \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} =$$
  
118,849 円

※ 0.817 は、令和元年度の可処分所得割合として、厚生労働省労働基準局賃金課から示された比率

※ 1 円未満四捨五入

### (2) 生活保護水準について

衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたもの。

#### ア 生活扶助基準

##### ① 第 1 類費及び第 2 類費基準額

$$[(72,080 \text{ 円} \times 193,125 \text{ 人}) + (68,430 \text{ 円} \times 423,295 \text{ 人}) + (66,480 \text{ 円} \times 218,510 \text{ 人})] \div 834,930 \text{ 人} = \underline{68,764 \text{ 円}}$$

※ 1 円未満四捨五入。以下同じ。

##### ② 第 2 類費冬季加算（1 か月平均）

冬季加算は、毎年11月から3月までの5か月のみ支給されるので、1か月平均を算出する。

県内の冬季加算（1 か月平均）

$$4,630 \times 5 \div 12 = \underline{1,929 \text{ 円}}$$

##### ③ 期末一時扶助費

期末一時扶助費は、毎年12月に一時金として支給されるもので、1か月平均を算出する。

- a 2 級地－1 12,880 円 ÷ 12 = 1,073 円
- b 3 級地－1 11,610 円 ÷ 12 = 968 円
- c 3 級地－2 10,970 円 ÷ 12 = 914 円

(人口加重平均)

$$[(1,073 \text{ 円} \times 193,125 \text{ 人}) + (968 \text{ 円} \times 423,295 \text{ 人}) + (914 \text{ 円} \times 218,510 \text{ 人})] \div 834,930 \text{ 人}$$

$$= 978 \text{ 円}$$

#### ④ 生活扶助基準の合計

生活扶助の合計 = 1類費及び2類費 + 2類費冬季加算（1か月平均）+ 期末一時扶助費（1か月平均）

以上の結果、生活扶助の合計は、71,671 円

※ なお、人口加重平均による小数点以下の端数処理を1類費及び2類費 + 2類費冬季加算 + 期末一時扶助費を足し合わせた後に四捨五入しているため、①から③を足し合わせた額と一致しない場合がある。

#### イ 住宅扶助

住宅扶助実績値 18,834 円

※ 2019年度被保護者調査年次調査（個別調査）第3－10表（別添2）による山梨県の単身被保護世帯1世帯当たり住宅扶助値の値

#### ウ 生活扶助と住宅扶助の合計について

生活扶助基準（71,671 円）+ 住宅扶助実績値（18,834 円）  
 $= 90,505 \text{ 円}$

### 3 生活保護水準及び最低賃金との比較について

① 山梨県における手取額でみた1か月当たりの最低賃金額は、

118,849 円

② 山梨県における年齢区分を18歳から19歳とした単身世帯で県内人口加重平均をした生活保護水準額は、90,505 円

③ 以上のことから、118,849 円 - 90,505 円 = 28,344 円となり、手取額でみた1か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を上回っている。

したがって、山梨県の場合は、最低賃金との乖離があるとして引き上げを要する額は認められない。

## 【別添 1】

### 生活扶助基準額（令和元年 10 月改定反映）

#### ○第 1 類費、第 2 類費 合算額（単位：円）

年齢区分 世帯人員	1 級地－1	1 級地－2	2 級地－1	2 級地－2	3 級地－1	3 級地－2
18～19 歳 1 人	77,910	75,030	72,080	71,510	68,430	66,480

※令和元年 10 月改定に基づく計算式等については参考 2 を参照のこと。

#### ○冬季加算（単位：円）

冬季加算区分 ・世帯人員	加算額	加算される期間
I 区・1 人	12,780	10 月から 4 月まで
II 区・1 人	9,030	10 月から 4 月まで
III 区・1 人	7,460	11 月から 4 月まで
IV 区・1 人	6,790	11 月から 4 月まで
V 区・1 人	4,630	11 月から 3 月まで
VI 区・1 人	2,630	11 月から 3 月まで

#### (冬季加算地区区分)

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道	岩手県	宮城県	石川県	栃木県	その他
	青森県	山形県	福島県	福井県	群馬県	
	秋田県	新潟県	富山県		山梨県	
			長野県		岐阜県	
					鳥取県	
					島根県	

#### ○期末一時扶助費 [12 月のみ]（単位：円）

世帯人員	1 級地－1	1 級地－2	2 級地－1	2 級地－2	3 級地－1	3 級地－2
1 人	14,160	13,520	12,880	12,250	11,610	10,970

【別添2】

2019年度被保護者調査(年次調査)(抄)

第3-10表 一世帯当たり保護の決定状況額、世帯人員・都道府県－指定都市－中核市・保護の決定状況別

注:都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

※4人以上の世帯については省略

都道府県-指定都市 -中核市	保護の決定状況	保護の決定状況	保護の決定状況		総数	1人	2人	3人
山梨県	世帯数			(世帯)	3304	2752	423	66
山梨県	最低生活費			(円)	93721.2	82383.1	129310	189684.6
山梨県	最低生活費	生活扶助		(円)	72589.1	62624.1	105606	153580.8
山梨県	最低生活費	生活扶助	(再)介護保険料	(円)	439	417.7	616.3	300.9
山梨県	最低生活費	住宅扶助		(円)	18735.6	18010.6	20887.9	25871.5
山梨県	最低生活費	住宅扶助	(再)家賃・間代	(円)	18409.7	17646.5	20827.4	25128.6
山梨県	最低生活費	教育扶助		(円)	351.9	-	447.4	3542.5
山梨県	最低生活費	出産扶助		(円)	-	-	-	-
山梨県	最低生活費	生業扶助		(円)	200.2	1.9	448	4633.3
山梨県	最低生活費	生業扶助	(再)高等学校等就学費	(円)	198.1	1.9	431.5	4633.3
山梨県	最低生活費	一時扶助		(円)	1844.4	1746.5	1920.8	2056.5
山梨県	最低生活費	葬祭扶助		(円)	-	-	-	-
山梨県	収入充当額			(円)	32409.8	26141.2	52250.6	77934.3
山梨県	収入充当額	(再)生活扶助相当額		(円)	29618	23488	49296.9	76930.6
山梨県	扶助額			(円)	62803.5	57745.5	78216.2	111799.7
山梨県	本人支払額			(円)	1492.1	1503.6	1156.8	49.5
山梨県	収入認定額			(円)	35435.3	27967.8	58659.6	91662.7
山梨県	収入認定額	就労に伴う収入		(円)	7368.7	3941.8	16780.5	33751.4
山梨県	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入		(円)	28066.6	24026	41879.2	57911.3
山梨県	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入	(再)他法による収入	(円)	25368.9	21691	39068.2	52050.3
山梨県	控除額			(円)	3025.5	1826.7	6409	13728.3
山梨県	控除額	実費控除		(円)	504.8	288.9	1137.5	2112.9
山梨県	控除額	勤労控除		(円)	2511	1529.6	5248.5	11615.5
山梨県	控除額	勤労控除	(再)基礎控除	(円)	2455.4	1529.6	5093.2	10599.7
山梨県	控除額	勤労控除	(再)特別控除	(円)	-	-	-	-
山梨県	控除額	勤労控除	(再)新規就労控除	(円)	-	-	-	-
山梨県	控除額	勤労控除	(再)未成年者控除	(円)	55.6	-	155.3	1015.8
山梨県	控除額	その他の控除		(円)	9.8	8.2	23.1	-
甲府市	世帯数			(世帯)	2320	1967	276	35
甲府市	最低生活費			(円)	101212	88969.3	147345.3	207144.6
甲府市	最低生活費	生活扶助		(円)	78861.3	68355.5	118767.5	170300.9
甲府市	最低生活費	生活扶助	(再)介護保険料	(円)	1059.3	983.4	1767	712
甲府市	最低生活費	住宅扶助		(円)	20993.3	19985.7	25700.9	28128.6
甲府市	最低生活費	住宅扶助	(再)家賃・間代	(円)	20651.3	19589.9	25646.5	28128.6
甲府市	最低生活費	教育扶助		(円)	470.5	-	622.7	6766.6
甲府市	最低生活費	出産扶助		(円)	-	-	-	-
甲府市	最低生活費	生業扶助		(円)	101.2	-	301	1485.7
甲府市	最低生活費	生業扶助	(再)高等学校等就学費	(円)	101.2	-	301	1485.7
甲府市	最低生活費	一時扶助		(円)	785.6	628	1953.1	462.9
甲府市	最低生活費	葬祭扶助		(円)	-	-	-	-
甲府市	収入充当額			(円)	30889.8	24870.3	51467.7	88978.7
甲府市	収入充当額	(再)生活扶助相当額		(円)	28906	22838	49861.2	87899.7

## 2019年度被保護者調査(年次調査)(抄)

## 第3-10表 一世帯当たり保護の決定状況額、世帯人員・都道府県－指定都市－中核市・保護の決定状況別

注:都道府県の数値には指定都市・中核市分を含まない。

※4人以上の世帯については省略

都道府県-指定都市 -中核市	保護の決定状況	保護の決定状況	保護の決定状況		総数	1人	2人	3人
甲府市	扶助額			(円)	71251.6	65120.3	96253.1	118165.9
甲府市	本人支払額			(円)	929.5	1021.3	375.4	-
甲府市	収入認定額			(円)	33710.3	26543.1	56203.7	104610.8
甲府市	収入認定額	就労に伴う収入		(円)	6593.3	3575.3	11622.9	38347.1
甲府市	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入		(円)	27117	22967.9	44580.8	66263.8
甲府市	収入認定額	就労に伴う収入以外の収入	(再)他法による収入	(円)	25123	21254.6	41903.9	59820.6
甲府市	控除額			(円)	2820.5	1672.8	4736	15632.1
甲府市	控除額	実費控除		(円)	506.9	179.7	567.5	5334.9
甲府市	控除額	勤労控除		(円)	2289.4	1489.1	4001.8	10240.1
甲府市	控除額	勤労控除	(再)基礎控除	(円)	2258	1489.1	3877.9	9914.4
甲府市	控除額	勤労控除	(再)特別控除	(円)	-	-	-	-
甲府市	控除額	勤労控除	(再)新規就労控除	(円)	-	-	-	-
甲府市	控除額	勤労控除	(再)未成年者控除	(円)	31.5	-	123.9	325.7
甲府市	控除額	その他の控除		(円)	24.1	4.1	166.7	57.1

# 労使からの意見聴取 結果について

山梨労働局労働基準部賃金室

## 【事例1】

○会社名：A社（匿名希望）

○事業の概要：食料品製造業(仕出し弁当の製造販売)

○労働者数：全社372名（男70名、女302名）

※県内に3拠点、東京・  
神奈川にそれぞれ1拠点  
あり。

神奈川では、学校給食  
も行う。

正社員47名（男30名、女17名）

パート292名（男38名、女254名）

外国人28名、障がい者5名

※職種は、事務、営業、製造、配達

昨年よりも、正社員1名減、パート13名減の合計14名減。コロナによる人員削減ではなく、自己都合退職による自然減。募集しても人が集まらず、また、配達食数が減ったこともあり、人員減の影響は業務効率化により吸収した。

# 事例 1－1

使用者側からの意見聴取  
対象者：総務課長

## 所定労働時間・休日、賃金額

### ○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：1日5時間15分、週26時間15分 等

所定休日：土・日・祝日（事務系）、製造現場は  
ローテーション

### ○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給182,000円

（職種：営業事務）

※前年と  
変わらず

パート社員の最も低い賃金額：時給860円

（職種：調理補助・盛付等）

## 新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

### ○この1年間の状況

企業向けの産業給食の受注減により売上が8%程度減少し、大きな影響を受けた。

ノロウイルス対策等を元々行っており、コロナの感染対策による業務負荷は特になかった。

### ○最近の景況感及び今後の見込み

売上は回復して来ており、緩やかな回復基調の兆しが若干感じているが、「働き方」が変わっており、コロナが収束しても、コロナ前の売上には戻らないと認識。業務委託により、温かい食材を企業に提供するなど、新たな仕事を増やして、売上増につなげたいと考えている。また、配達する弁当に、パンなど1品プラスαの販売を行う工夫も行っている。

## コロナ禍において賃金の改定をどのように行ったか

### ○昨年度

売上減の業績を踏まえ、昇給はせず。

(企業内最低賃金は860円で、最低賃金引上げの影響はなかった。)

賞与は、夏が例年の半額、冬は例年どおり支給。

### ○今年度

昇給をどうするかは、売上が回復していない状況及び最低賃金の改正の状況を踏まえて、今後検討したい。

## 最低賃金に係る認識

- 最低賃金が定められていること、毎年改定されていることは知っている。
- パート社員の時給額を見直す必要があるため、山梨県最低賃金額を普段から意識しており、改定額にも注目している。
- 山梨県最低賃金額1時間838円は妥当な金額  
コロナ禍においては、雇用の維持が最優先であり、昨年の「+1円」は妥当。
- 更なる人口減少に伴う深刻な労働力不足を考えると、山梨県の最低賃金も1,000円に近づけないと労働力不足の解消は難しい。

## 最低賃金が定められていることに よる企業経営への影響は

- パート社員の割合が約9割のため、最低賃金が引き上げられると、約9割の労働者の時給額を見直す必要があり、人件費増加の負担が大きく、生産性向上のための設備投資等に影響が出る。

## 最低賃金に関する行政及び審議会への意見・要望

- 政府方針の「全国加重平均1,000円」は理解
- 企業も設備投資等により生産性の向上を図り、業務効率化を図る必要がある。
- ただし、過度な引上げではなく、段階的な引上げをお願いしたい。
- 加えて、公的金融支援及び設備投資支援の拡充をお願いしたい。
- 企業内最低賃金である860円までは実質的な影響がないので最低賃金の引上げを許容できる。それ以上の引上げは、人件費増に直結し、売上増を模索している会社の現状では厳しく、許容できない。

## 事例 1－2

**労働者からの意見聴取**  
対象者：事務リーダー  
(昨年度の36協定の労働者代表)

勤続25年の月給者（約22万円）  
営業事務担当で、受注や配達手配を行っている。  
6～7年前にパートから正社員になった。

## コロナ禍における労働条件や職場環境等の変化

- 昨年の5月～12月と今年の3月～4月に月2回ローテーションによる休業があった。
- 昨年の5月から配達食数がかなり落ちた。売上が1割弱減少し、配達コースを削減した。
- 食品を扱う会社で、元々ノロウイルス対策等を徹底していたので、コロナの感染防止対策による業務の負担はなかった。ただし、配達員は、配達先で入場する際の手間（検温等）が増えた。

## 最低賃金に係る認識

- 最低賃金制度については承知している。
- 最低賃金が定められることにより、最低限の生活ができるという前提であれば、最低賃金は必要であると思うが、実際には、今の最低賃金で一人だけで生活するのは難しいのでは。
- 山梨県最低賃金が昨年度は1円の引上げにとどまつたことについては、自分の会社の状況（どう頑張ってもコロナ前には売上が戻らない状況）を考えてみると仕方がないと思う。

## 近年の賃金の改定状況及び今後の 賃金改定に係る会社への要望

- 昨年度は、夏の賞与が半分になった。昇給は元々ない（正社員）。ただ、今年初めて、「決算賞与」として、社員一律5万円の一時金が出た。
- コロナ後、業績が回復した場合には、社員ごとの貢献に見合う定期昇給を行ってほしい（我慢した分、給料を上げてほしい。）。

## 最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 社会全体のことを考えると、生活が大変な人も多いので最低賃金を引き上げるべきだとは思う。  
ただし、自分が働いている会社のことを考えると、たとえ10円でも賃金が上がると、人件費が上がり、業績が回復していない会社の経営がさらに苦しくなるので、最低賃金が上がるることは望んでいない。

- 最低賃金について、地域ごとの設定は不要に感じることがある。東京や神奈川と、山梨の最低賃金との差は何なのかわからない。理由を知りたい。

## 【事例 2】

○会社名：B法人（匿名希望）

○事業の概要：社会福祉施設（特別介護老人ホーム・  
デイサービス・居宅介護支援・グループ  
ホーム）

○労働者数：全社68名（男18名、女50名）  
正社員43名（男15名、女28名）  
パート25名（男3名、女22名）  
外国人0名、障がい者0名  
派遣労働者 5名

正社員3名、  
パート2名の  
合計5名増加

派遣労働者は3名減

### 事例2－1

使用者側からの意見聴取  
対象者：施設長

## 所定労働時間・休日、賃金額

### ○所定労働時間

正社員：1日8時間00分、週40時間00分

パート：1日4時間～8時間

所定休日：週休2日（ローテーションによる）

### ○賃金額

正社員の最も低い賃金額：月給158,000円

（職種：介護職）

パート社員の最も低い賃金額：時給840円

（職種：調理・介護補助）

## 近年の労働者数の推移

### ○ハローワークからの応募が少なくなっている。

応募した者を正規職員として採用することで何とか人材を確保できた。

### ○現在いる60歳以上のスタッフに継続勤務をお願いしており、スタッフの高齢化が進んでいる。

○昨年度に派遣労働者を削減した。派遣会社間の人材確保競争により、派遣労働者の賃金は高騰しており、負担が大きく、派遣労働者は使いづらい。

## 新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

### ○この1年間の状況

マスク・消毒液・手袋の単価がアップし、経費増に。

施設内入所者と外部の交流を全てストップ。入所者との面会は、感染が収まっている時期に、短時間・予約制で実施。

利用を自主的にやめる人があり、また、施設側も利用制限をかけていたため、利用者が減り、収入が10%弱の減少となった。一方、経費は増大し、その結果、利益が減少。

## 新型コロナウイルス感染症が経営に与えた影響等

### ○最近の景況感及び今後の見込み

本年5月に職員1名がコロナに感染。入所者1名にも感染したが、クラスターにはならず。コロナの感染が発生したことから、感染対策はより厳しくなり、一行為一交換で、手袋・マスク・フェイスシールド・ガウンを交換せねばならず、使用量が5倍に増え、経費が増大した。

全職員がPCR検査を何度も受け、また、感染対策の業務も増えたため、職員は疲弊している。

感染を乗り越え、ようやく「平時」に戻ったばかりであり、コロナ後のこととはまだ考えられない。

年度初めのスタートでつまづき、この先不安。

## コロナ禍において賃金の改定をどのように行ったか

### ○昨年度

賃金テーブルに基づき、昇給を例年通り実施。

賞与も例年どおり支給。

企業内最低賃金が840円のため、昨年度の最低賃金引上げによる影響はなかった（最賃引上げに連動した時給の引上げはなし。）。

### ○今年度

コロナの感染が発生し、クラスターになれば、サービス提供が不可能に。コロナ禍では、感染防止が第一で、賃金改定のことは考えられない。

## 最低賃金に係る認識

○最低賃金が定められていること、毎年改定されることは承知しており、非正規職員の時給の見直しに連動することから、普段から最低賃金額は意識している。

○最低賃金の大幅な引上げなど無理だと思っていたが、一昨年まで実際に毎年20数円も上がってみると、山梨の最低賃金は850円ぐらいが妥当だと思う。（現在の最低賃金は838円のため、企業内最低賃金は840円としている。）

## 最低賃金が法律で決められていることによる企業経営への影響

- 過去5年間に最低賃金は大幅にアップしたが、5年前に850円ぐらいの時給であった職員について、この間の最低賃金の引上げに見合う昇給ができていない。最低賃金の引上げに伴い、一律に全体的な底上げをしたかったが、経営的に厳しい。
- 最低賃金が上がり、それに連動して時給を上げても、パート労働者は扶養の範囲内で働くために労働時間を調整するので、結局人手不足になり、新たに人を雇わねばならなくなる。

## 最低賃金に関する行政及び審議会への意見・要望

- 行政や審議会には頑張っていただいている。
- コロナ禍では、最低賃金を大きく変更することには反対。雇用の確保が第一。
- 「早期に1,000円」はとても無理。経営がもたないところが多く発生してしまう。
- 850円までの引上げならば可能である。

## 事例2－2

### 労働者からの意見聴取

対象者：生活相談員

(一昨年度の36協定の労働者代表)

勤続19年の生活相談員（月給30万円弱）本年4月に  
介護職から生活相談員に職種変更。

入所者の家族との対応、ケアマネとの対応、入所者からの相談対応及び現場の統括等を行う。

#### コロナ禍における労働条件や職場環境等の変化

○感染対策のため、一つ一つの業務の負担が増えた。職員は、感染対策のストレスがたまり、皆ピリピリしており、職場の空気感が変わってしまった。

○自分自身は、介護職から生活相談員に職種が変わり、夜勤や時間外労働がなくなり、休日も取りやすくなつたが、その分、手当が支払われなくなり、給料は減つた。

○現場の職員の数は、世代交替で高齢の職員が辞めた一方、新しい人が入らずに減つた。

## 最低賃金に係る認識 1

- 最低賃金が定められていることは知っている。
- 罰則付きの法律で定められていることや、毎年見直されていることは知らなかった。
- 現在の山梨県の最低賃金額は知っている。  
(テレビで東京の最低賃金について報じていたため、気になって、山梨県の最低賃金をインターネットで調べたことがあった。)

## 最低賃金に係る認識 2

- 山梨県の最低賃金が、昨年度は1円の引上げにとどまったことについては、コロナ禍では仕方がないことだと思う。
- 1時間838円の金額については、賃金からは税金等控除されるものが多く、安いと思う。自分だったら、この金額では働かない。ただ、年齢や家族の有無や家庭内での立場により、最低賃金額に対する受け止め方は違うと思う。

## 近年の賃金の改定状況及び今後の 賃金改定に係る会社への要望

- 賃金テーブルに基づく、1号棒の昇給は昨年度も行われた。
- 現状は会社に対して、賃金についての要望はない。望むことばかり望んでも仕方がない。
- 現状、感染対策として、一部屋空けている（感染者が出た場合の収容用）。コロナが収束して、施設を満床にすることができるれば、会社の利益も上がるるので、そのようにコロナ前に戻った際には従業員にも利益を賃金として還元してほしい。

## 最低賃金に関する行政等への意見・要望

- 本年度の最低賃金の引上げについては、自分自身が最低賃金で働いているわけではないので何とも言えない。  
ただ、自分がもし、現状の838円で雇われているとしたら、安いと感じると思う。



2021年7月26日

山梨労働局  
局長 生方 勝 殿

電機連合会

議事

山梨県甲府市

## 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

#### 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山梨県において、電気機械器具等製造業を営む使用者に使用される労働者。

【13,825名】

#### 2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

【山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、

情報通信機械器具製造業最低賃金】

#### 3. 申出内容

上記2最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 4. 申出理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者（又は使用者）の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 申出産業は、山梨県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。

#### 5. 添付書類

① 労働協約の写、② 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等（労働協約以外で書面によるもの）の写、③ 協議組織における合意の内容を表す書面の写、④ 機関決定の写、⑤ 個々の労働者又は従業員組織における合意書、⑥ 申出代表者に対する委任状、⑦ それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数および当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面

#### 6. 疎明資料

① 2019年 工業統計調査結果報告 (山梨県)

② 令和2年 每月勤労統計調査結果報告 (山梨県)



## 山梨県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

	産業分類	事業所数	労働者数
E 2 8	電子部品・デバイス・電子回路	158	6,703人
E 2 9	電気機械器具	148	7,615人
E 3 0	情報通信機械器具	48	2,599人
	計	354	16,917人

※事業所数は常備1人以上の事業所

資料出所：平成28年経済センサス－活動調査（山梨県）

適用労働者数 13,825人

総務省「平成28年経済センサス－活動調査」の値から令和2年度実態調査で復元した適用除外労働者を差し引き算出した人数。

(上記のうち最低賃金の必要性に合意する者の内訳)

合意ケース	組合支部、事業所数	合意する人
労働協約適用	11	3,834
必要性の機関決議	8	1,494
計	19	5,328

(合意する者の事業所別内訳)

① 労働協約適用労働者

【3,834人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			

② 必要性の機関決議

【1,494人】

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

【山梨県における生産額・出荷額・雇用者数】

	生産額(百万円)	出荷額(百万円)	従業員数(人)
製造業合計	2,303,229 (101.7%)	2,342,552 (102.6%)	56,857 ( 98.9%)
電機産業計	417,188 ( 98.0%)	425,861 (100.1%)	11,423 ( 96.0%)
電子部品・デバイス製造業	200,984 ( 95.8%)	204,681 ( 99.2%)	6,072 ( 96.7%)
電気機械器具製造業	102,386 (103.6%)	105,138 (103.2%)	3,520 ( 96.3%)
情報通信機械器具製造業	113,818 ( 97.1%)	116,042 ( 99.0%)	1,831 ( 93.3%)
電機産業比率	18.11%	18.18%	20.09%

資料出所：2019年経済産業省工業統計表 地域別統計表

従業員30人以上 ( ) 前年度比

【年間所定労働時間の実態】

2020年4月1日～2021年3月31日

[REDACTED]  
20. 4. 21～21. 4. 20  
[REDACTED]  
20. 7. 1～21. 6. 30  
[REDACTED]  
19. 12. 16～20. 12. 15

組合名	1日所定労働時間 (H : M)	年間労働日数 (日)	年間所定労働時間 (H : M)	年間休日日数 (日)
[REDACTED]				

【疎明資料】

1. 2019年 工業統計調査報告（山梨県）

現金給与総額（基本給、諸手当、期末賞与等）年間

従業員規模		従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)	平均年収 (万円)
4人以上	電子部品デバイス	6,764	3,718,710	549.78
	電気機械器具	4,488	1,886,842	420.42
	情報通信機械器具	2,021	1,107,686	548.09
4~9	電子部品デバイス	189	53,834	284.84
	電気機械器具	155	47,422	305.95
	情報通信機械器具	8	—	—
10~19	電子部品デバイス	276	79,522	288.12
	電気機械器具	392	119,946	305.98
	情報通信機械器具	60	—	—
20~29	電子部品デバイス	227	85,097	374.88
	電気機械器具	421	131,613	312.62
	情報通信機械器具	122	35,044	287.25
30~49	電子部品デバイス	496	172,596	347.98
	電気機械器具	131	—	—
	情報通信機械器具	126	49,497	392.83
50~99	電子部品デバイス	651	267,117	410.32
	電気機械器具	827	276,757	334.65
	情報通信機械器具	296	128,843	435.28
100 ~199	電子部品デバイス	1,534	867,142	565.28
	電気機械器具	1,011	458,510	453.52
	情報通信機械器具	221	—	—
200 ~299	電子部品デバイス	995	541,014	543.73
	電気機械器具	721	301,650	418.38
	情報通信機械器具	294	—	—
300人 以上	電子部品デバイス	2,396	1,652,388	689.64
	電気機械器具	830	—	—
	情報通信機械器具	894	—	—

平均年収は、総額÷人員の計算による

2. 令和2年 毎月勤労統計調査結果報告（山梨県）

産業別・性別 月間現金給与額（平均月額）

規 模	産 業	決まって支給する給与（円）		
		総 額	男	女
5人以上	産業計	243,020	307,288	170,971
	製造業	297,651	346,406	181,828
30人以上	産業計	265,392	328,467	181,840
	製造業	318,442	364,349	193,543

2021年7月26日

山梨労働局  
局長 生方 勝 様

山梨県韮崎市大草町下条西割1200  
基幹労連山梨県センター  
委員長 [REDACTED]

山梨県甲府市上今井町706  
自動車総連山梨地方協議会  
議長 [REDACTED]

山梨県甲府市相生2丁目7-17  
電機連合山梨地方協議会  
議長 [REDACTED]

山梨県南アルプス市宮沢160  
J A M 甲信山梨県連絡会  
会長 [REDACTED]

### 申出書

最低賃金法第15条第1項の規定により山梨県自動車・同附属品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出を行うことに合意し下記のとおり申出る。

#### 記

##### 1. 申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

山梨県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者3,095人

##### 2. 改正決定を申出する最低賃金の件名

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金

##### 3. 申出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正決定を求める。

なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

##### 4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(または使用者数)が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	(1,297人)	>	1
山梨県における自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者数(3,095人)		3	

労働協約による最低賃金額=971円／時間

現在適用されている法定最低賃金額=919円／時間

##### 5. 添付書類

- ①労働協約の写し
- ②申出合意書および委任状
- ③山梨県における自動車・同附属品製造業の労働者数の概数および、このうち当該労働協約の適用を受ける労働者の概数。



以上

(参考)

## 各組合の内訳

事業所名	組合名	適用労働者数	事業所内 最低賃金(円)
[REDACTED]			
※2020年度 自動車・同附属品製造業 適用労働者数			3,095



# 地域別最低賃金と特定最低賃金の相違

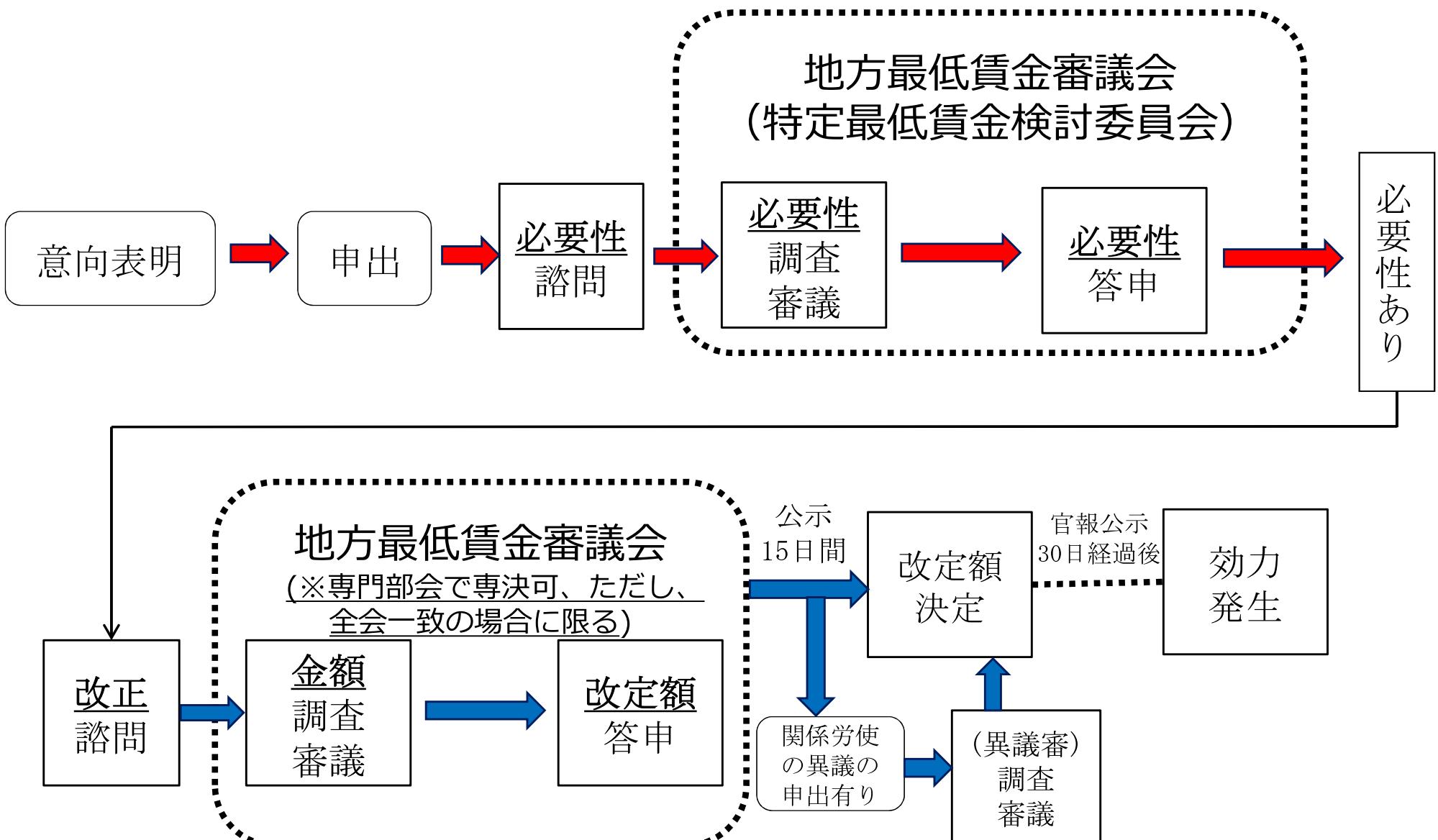
## ○ 地域別最低賃金

- ・すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット。
- ・都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定（行政機関に決定を義務づけ。）。

## ○ 特定最低賃金

- ・企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組を補完。公正な賃金決定に資する。
- ・関係労使の申出により新設、改正又は廃止。  
(関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会の意見を聴いて決定。)
  - \* 関係労使のイニシアティブにより設定される民事的なルール
  - \* 特定最低賃金は、地域別最低賃金を上回るものでなければならない（最賃法第16条）。
  - \* 産業別最低賃金適用の考え方
    - ・原則として「小くくり」（日本標準産業分類の小または細分類）の産業ごとに適用。
    - ・当該産業の基幹的労働者に適用。

# 特定最低賃金の改正等の手順



# 特定最低賃金の決定等のポイント

## ○ 決定等の申出要件（最低賃金法第15条第1項、昭和61年「運営方針」）

### 〈決定の場合〉

- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（1／2以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合  
[労働協約ケース]
- ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合 [公正競争ケース]

### 〈改正又は廃止の場合〉

- ・ 同種の基幹的労働者の相当数（概ね1／3以上）について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合 [労働協約ケース]
- ・ 事業の公正競争を確保する観点から必要性を理由とする場合 [公正競争ケース]

## ○ 必要性の審議

- ・ 必要性の有無は、新産業別最低賃金の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力する。  
(昭和57年中賃「了解事項」)

最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申し出に基づく最低賃金の決定、改正または廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。

\* 現在までのところ全会一致以外の運用はなされていない。

## ○ 金額審議

- ・ 公労使各3名で構成する専門部会で審議。
- ・ 労使各委員のうち2名は、当該産業に直接関係する労働者・使用者を代表する者で構成。
- ・ 「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。（平成14年中賃全協報告）

○ 昭和57年1月24日中央最低賃金審議会答申  
「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項

前述の答申をとりまとめるに当たり、次の事項を了解した。

- 1 最低賃金法第16条の4の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。
- 2 この運用方針については、新しい産業別最低賃金の設定状況等をみて昭和60年度に再検討を行うものとする。

## ○ 昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申

### 「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」新産業別最低賃金の運用方針（抜粋）

#### ●新運用方針の考え方●

- ①旧運用方針(昭和57年答申)の考え方を踏襲(全会一致了解事項を含む)する。
- ②基幹的労働者の取扱いを拡大する。
- ③改正・廃止申出の要件を緩和する。
- ④転換の場合の経過措置として申出要件等を緩和する。

#### ●基幹的労働者の取扱い●

協約ケースによる申出の場合は、協約の適用労働者を基幹的労働者として取扱うことができる。

#### ●改廃申出の要件緩和●

- ①協約ケースの場合は、概ね1/3以上に協約が適用されていること(新設は、57答申同様、1/2)。
- 公正競争ケースの場合には、概ね1/3以上の合意がなされている場合が含まれること(57答申では、数値は明記されていなかった)。

#### ●転換(昭和64年度前の転換申出を含む)の場合の経過措置●

##### ①協約ケースの場合の申出要件緩和

概ね1/3以上(通常は概ね1/2以上)に協約適用で申出可。

##### ②公正競争ケースの場合の必要性要件追補。

イ 旧産別最賃と地域最賃との金額差が大きく、廃止による格差拡大が予想されるか等も参考とする。

ロ 概ね1/3以上の合意による申出があった場合は、要件該当として取扱う。

##### ③「くくり方」の取扱い

中分類以上のものは、適用除外状況・団体組織状況・基幹的業務の共通性等を勘案し、合理的なくくり方を地質で決定。

##### ④「基幹的労働者」の取扱い

イ 年齢・業務等の適用除外が適切に行われた後は、基幹的労働者として取扱って差し支えない。

ロ 対象数は、原則1,000人程度を基準に、地域の実情に応じて決定。

○ 平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承  
「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（抜粋）

●基本的な考え方●

- ①産別最賃のあり方については今後時機を見てさらなる議論を深め、審議していくことが適当。
- ②産別最賃の運用面について一定の改善が図られることが適当。

●個々の産業別最低賃金についての審議の促進等●

- ①「産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての視点」「産業別最低賃金（公正競争ケース）の審議に当たっての審議参考資料」を参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。
- ②必要に応じ、適用除外業務及び業種のくくり方について見直しを行うこと。
- ③公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けての関係労使の努力を期待。

●産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善●

①中小企業関係労使の意見の反映

- イ 中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。
- ロ 合意の当事者に中小企業関係労使がより含まれるように努めることが望ましいこと。

②賃金格差疎明資料添付の徹底及び審議会の効率的運営

- イ 申出者は公正競争ケースによる産業別最低賃金の決定等の申出の際の個別具体的な疎明に当たっては、賃金格差の存在の疎明のための資料の添付を徹底すること。
- ロ 改正の必要性の審議に当たって、制度の趣旨を逸脱することができないと認められる場合には、一括して審議を行うこととする等、審議会の効率的運営に配慮すること。

# ○ 平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承 「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（抜粋）

## ● 基本的な考え方 ●

- ① 産別最賃設定の趣旨である関係労使のイニシアティブ發揮を中心とした改善の在り方について検討。
- ② 法改正を伴う事項も含めた産別最賃の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当。

## ● 関係労使のイニシアティブ発揮による改善 ●

- ① 申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ること。
- ② 「必要性審議」について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。
- ③ 「金額審議」については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいこと。
- ④ 行政の役割とあいまって、当該産別最賃が適用される関係労使がその自主的努力により、産別最賃の周知及び履行確保に努めることが望ましいこと。

## ● 他の改善 ●

- ① 公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めること。賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ること。
- ② 産別最賃における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて廃止等について調査審議を行うこと。
- ③ 申出の意向表明後速やかに、事務局から当該産別最賃の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知すること。
- ④ 産別最賃の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地域、産業の実情を踏まえつつ検討すること。



## 令和3年度 最低賃金改正等の推進について

令和3年3月9日  
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

### 第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に關係する代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることがあるとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下

「中賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会(以下「特定最賃検討委員会」という。)

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に關係する委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

(1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態(本年6月分)

(2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性(生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較)に関する資料及び消費者物価指数の推移

(3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態

(4) 新規学卒者の初任給の状況

(5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況

(6) その他必要な資料

## 第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

### 第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開したものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。



2021年7月12日

山梨地方最低賃金審議会 御中

山梨県弁護士会  
会長 [REDACTED]  
(公印省略)

### 会長声明の送付について

当会では、常議員会の議を経て、別紙のとおり「最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明」を発表しましたので、ご送付させていただきます。



## 最低賃金の大幅な引き上げを求める会長声明

2020年の中央最低賃金審議会は、新型コロナウイルス感染拡大が企業経営に与える影響を重視し、2020年度の地域別最低賃金額引き上げの目安額の提示を見送った。これを受け、各地の地方最低賃金審議会も引き上げ額を抑制し、引き上げなし、または1円ないし3円の引き上げにとどまった。山梨県でも1円の引き上げにとどまり、時給838円となった。

しかし、時給838円は、1日8時間、週40時間で働いたとしても、賃金だけで健康で文化的な生活を維持することは到底できない水準である。この低水準の最低賃金が非正規労働者や女性労働者をはじめとする、労働者の貧困の要因となってきた。昨年からの新型コロナウイルス感染拡大は、これらの労働者に更なる困難をもたらしている。

この状況のもとで、企業経営を理由に最低賃金を据え置くことは、貧困に苦しむ労働者にコロナ禍による困難を一方的に押し付けるものである。ヨーロッパ諸国においては、コロナ禍のもとでも最低賃金の引き上げを実現している。最低賃金引き上げは地域経済の活性化に効果があると指摘されているところ、労働者の生活を保障し、新型コロナウイルス感染拡大に向き合いながら、経済を活性化させるためにも最低賃金の大幅引き上げが必要である。

一方、最低賃金の大幅引き上げにあわせて、我が国の地域経済の主役である中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことが可能となる支援策を講じることも必要である。例えば、社会保険料の事業主負担の免除・軽減や取引先企業との間での公正な取引の確保、補助金支給等による支援策などが考えられる。

当会ではこれまで最低賃金の大幅な引き上げを求めてきたところであるが、コロナ禍のもとで労働者の健康で文化的な生活を確保するためにも、中央最低賃金審議会に対し、最低賃金引き上げの答申をすることを求めるとともに、山梨県地方最低賃金審議会に対し、山梨県の最低賃金額を大幅に引き上げることを求める。

また、国及び山梨県に対し、最低賃金の引き上げにより影響を受ける中小企業への十分な支援策を求める。

2021年（令和3年）7月9日

山梨県弁護士会  
会長

2021年7月14日

山梨労働局長様  
山梨地方最低賃金審議会長様

山梨県労働組合総連  
議長 [REDACTED]  
甲府市徳行4-3-  
平和労働云館  
Tel 055-287-6116

「中小企業への支援を拡充させて、山梨地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書」を提出いたします。中央最低賃金審議会長・厚生労働大臣・内閣総理大臣に対しても要請項目に基づき上申して頂きますようお願い致します。

### ■ 要請趣旨 ■

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が大きく、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、山梨地方の最低賃金を、今すぐ1,000円以上に引き上げ、3年から5年で1500円にすることを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、山梨県の地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を速やかに行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを早急に整備するよう要請します。

### ■ 要請項目 ■

1. 山梨地方の最低賃金を直ちに1,000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する特別補助を早急に実現すること。

■ 集 約 数 ■ 1613人 6月27日提出  
64人 7月14日提出

■ 提 出 日 ■ 2021年6月29日  
2021年7月14日



以 上